

四日市市立地適正化計画

資料編

四日市市
令和8年3月

【目次】

1-1 本市の現状と将来の見通し	1
(1) 上位関連計画	1
(2) 人口動向	5
(3) 都市機能	9
(4) 公共交通	12
(5) 住環境・都市基盤	14
(6) 産業・商業	15
(7) 行政運営	18
(8) 災害リスク	19
(9) 防災指針の具体的な取組	47
(10) 土地利用ごとの状況	59
(11) 拠点の状況	60
(12) 主要なネットワークに係る動向	64
(13) その他の配慮事項	65
1-2 本市の強みと課題の整理	68
巻末資料	70

本市の現状と将来の見通し

(1) 上位関連計画

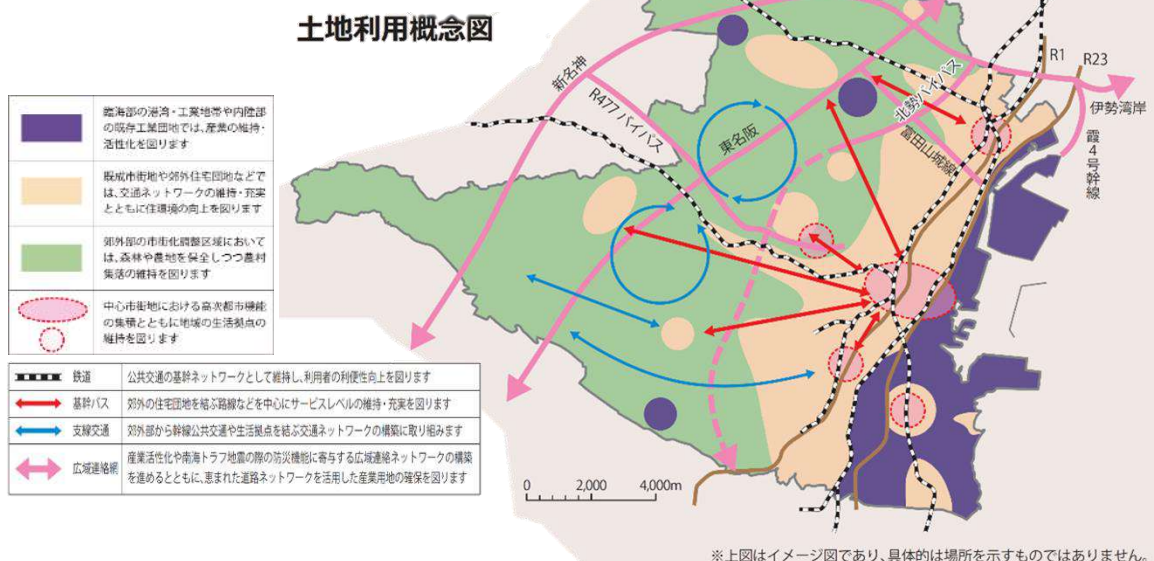
本市では、総合計画や都市計画マスタープランにおいて、「コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくり」を全体の土地利用方針に掲げ、人口規模や都市の構造、市民活動に見合った持続可能で、安全かつ魅力的な都市づくりを進めていくこととしています。

【四日市市総合計画【2020年度～2029年度】（令和2年3月）【中間見直し版】】



◇土地利用の基本的な方針

コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくり



【四日市市都市計画マスタープラン（令和8年3月）】

◇まちづくりの基本的な考え方

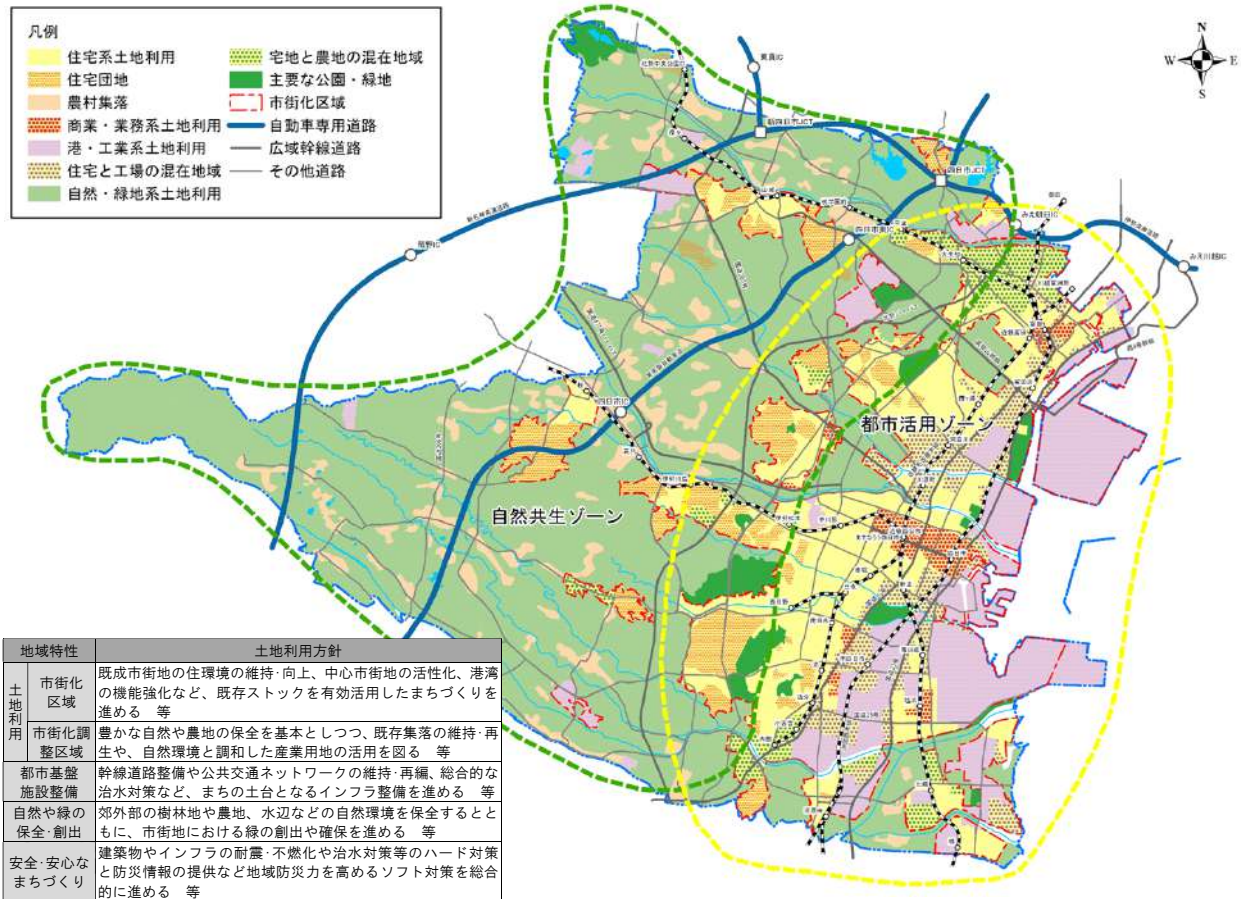
- | | |
|----------------------------------|--|
| <p>1 生活者の視点に立つまちづくり</p> | <p>まちの活力の維持発展に加え、より市民が暮らしやすい四日市のまちをつくりあげるため、生活者の視点に立ったまちづくりを進めます。</p> |
| <p>2 既存市街地等の再整備と有効活用</p> | <p>中心市街地で高質な都市機能集積を進めるとともに、産業用地の土地利用誘導、既存集落における生活環境の維持、向上と定住促進を図ります。</p> |
| <p>3 誰もが移動しやすい交通環境づくり</p> | <p>地域交通拠点の整備、循環道路網の形成、渋滞箇所での改良、中心市街地と居住地や就業地を結ぶ公共交通ネットワークの構築などを進めます。</p> |
| <p>4 自然環境の保全と創出</p> | <p>農地や里山、市街地を取り巻く緑、郊外部の森林や里山、河川沿いの緑や自然海浜、神社やお寺の森、公園や緑地などを積極的に保全し、緑の創出にも努めます。</p> |
| <p>5 安全・安心なまちづくり</p> | <p>大規模災害時においても人命・財産を守り、一定の生活が維持されるよう、ハード・ソフト両面から災害対応力のある安全・安心なまちづくりに取り組みます。</p> |
| <p>6 市民と市の協働によるまちづくり</p> | <p>市民や自治会等の地縁団体、NPO、ボランティア団体、事業者など多様な主体の役割分担やパートナーシップのもと、共通の目標に向かってまちづくりを進めます。</p> |

◇土地利用の基本方針

コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくり

市域東部を「都市活用ゾーン」、市域西部を「自然共生ゾーン」と位置付け、「自然と都市の調和のとれたまちづくり」を目指す

◇土地利用方針図



◇将来都市構造図

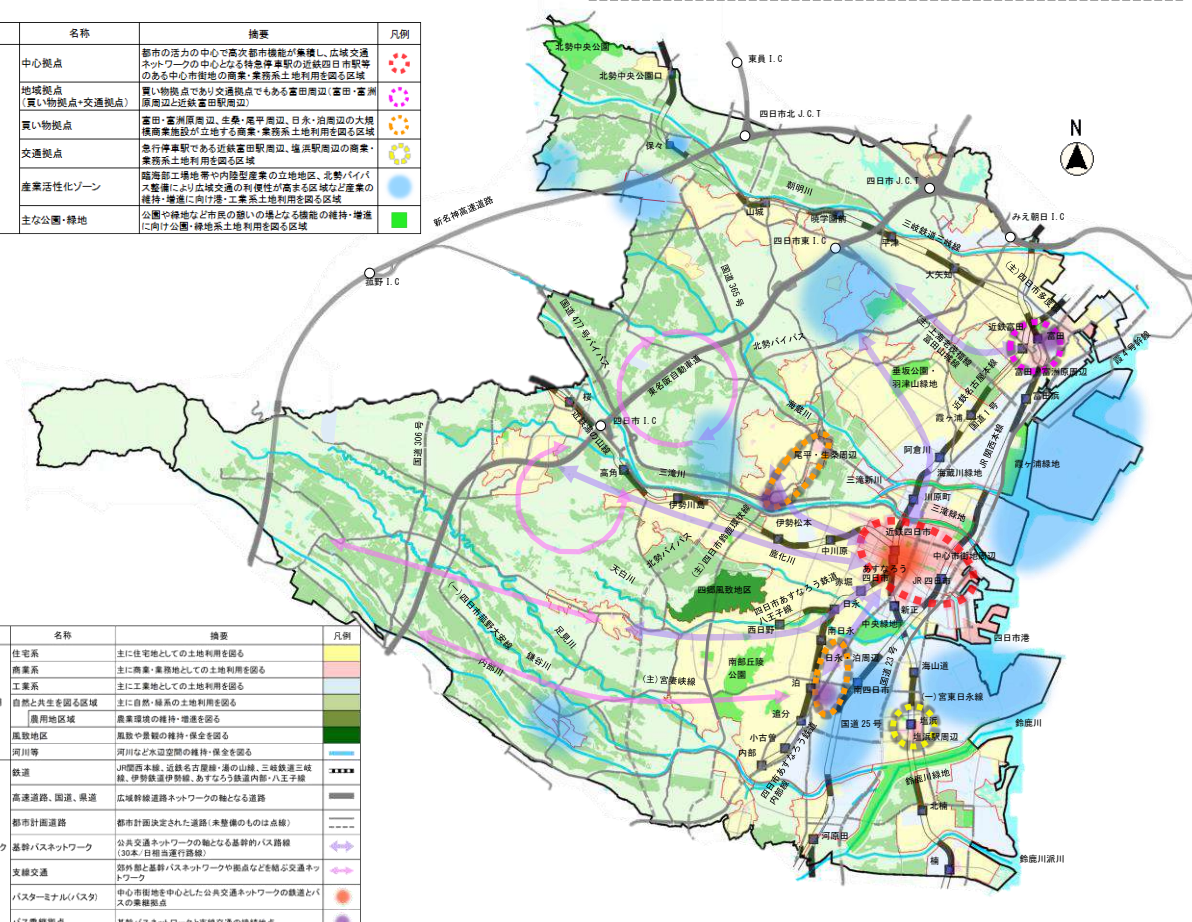
令和8年3月の見直しにおいて新たに位置付け

凡例

種別	名称	摘要	凡例
拠点	中心拠点	都市の活力の中心で高次都市機能が集積し、広域交通ネットワークの中心となる特急停車駅の近鉄四日市駅等のある中心市街地の商業・業務系土地利用を促す区域	
	地域拠点	買い物拠点であり交通拠点でもある富田周辺(富田・富洲原周辺)近鉄富田駅周辺	
	買い物拠点	富田・富洲原周辺、生駒・高平周辺、日永・泊周辺の大型複商業施設が立地する商業・業務系土地利用を促す区域	
	交通拠点	急行停車駅である近鉄富田駅周辺、塩浜駅周辺の商業・業務系土地利用を促す区域	
	産業活性化ゾーン	臨海部工場地帯や内陸型産業の立地地区、北勢バイパス整備により広域交通の利便性が促される区域など産業の維持・増進に向け誘引・工業系土地利用を促す区域	
主な公園・緑地	公園や緑地など市民の憩いの場となる機能の維持・増進に向け公園・緑地系土地利用を促す区域		

凡例

種別	名称	摘要	凡例
土地利用	住宅系	主に住宅地としての土地利用を促す	
	商業系	主に商業・業務地としての土地利用を促す	
	工業系	主に工業地としての土地利用を促す	
	自然と共生を促す区域	主に自然・緑系の土地利用を促す	
	農用地区域	農業環境の維持・増進を促す	
ネットワーク	風致地区	風致や景観の維持・保全を促す	
	河川等	河川など水辺空間の維持・保全を促す	
	鉄道	JR西武線、近鉄名古屋線・津の山線、三岐鉄道三岐線、伊勢鉄道伊勢線、あまなつ線(近鉄)・八王子線	
ネットワーク	高速道路、国道、県道	広域幹線道路ネットワークの軸となる道路	
	都市計画道路	都市計画決定された道路(未整備のものは点線)	
	基幹バスネットワーク	公共交通ネットワークの軸となる基幹バス路線(30分/日相対運行路線)	
	支線交通	郊外部と基幹バスネットワークや拠点などを結ぶ交通ネットワーク	
	バスターミナル(バス)	中心市街地を中心とした公共交通ネットワークの軸とバスターミナルの集積点	
バス乗降点	基幹バスネットワークと支線交通の接続点		



◇令和8年3月の見直しにあたっての3つの視点



①都市の魅力・活力の向上と持続可能なまちづくり

- 1) 中央通り再編等によるまちの賑わい創出、魅力向上
- 2) 既存ストックの活用を基本とした生活利便性の高いまち
- 3) 広域交通の利便性や土地利用状況などを踏まえた新たな産業の誘致



②まちづくりと連携した誰もが移動しやすい交通環境づくり

- 1) 中心市街地と居住地や就業地を結ぶ公共交通ネットワークの形成
- 2) 公共交通や自転車・徒歩等の多様な交通手段が利用できる環境の整備
- 3) 市民の暮らしや経済活動を支える道づくり



③災害リスクを踏まえた安全・安心なまちづくり

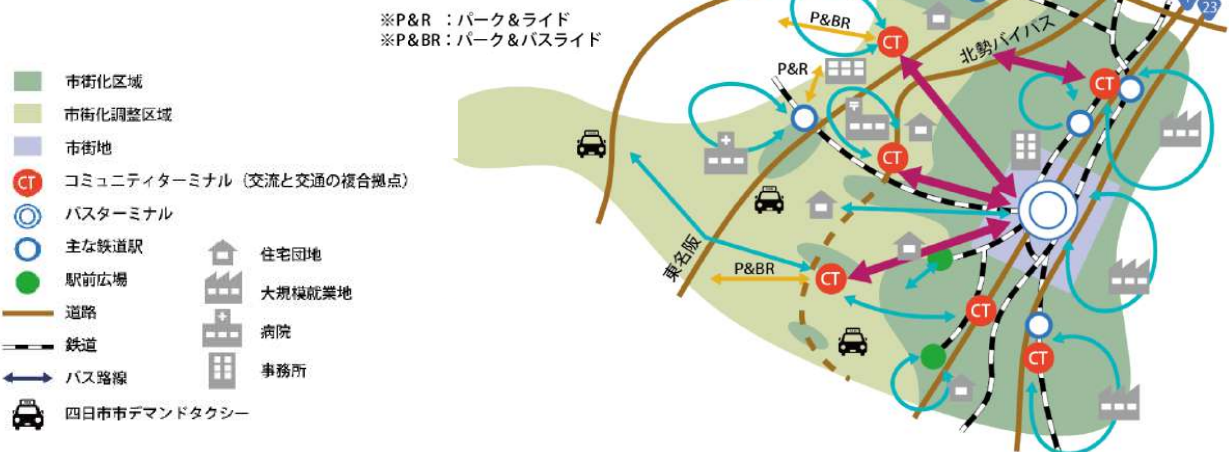
- 1) 都市の成り立ちと災害リスクを踏まえた災害対応力のあるまち
- 2) まちの耐震化・不燃化や浸水対応力の向上
- 3) 避難場所や避難路等の確保など災害時における安全性の向上

都市総合交通戦略や地域公共交通計画では、「コンパクトなまちづくりを支える公共交通の維持・活性化」等を基本方針とした公共交通の将来ネットワーク像を示しています。

【四日市市都市総合交通戦略（令和4年11月）】

- ◇戦略
1. 自由に移動し交流できる公共交通体系づくり
 2. 円滑な交通を支える道づくり
 3. まちなかの賑わいづくり
 4. 市民・公共交通事業者・行政の連携づくり

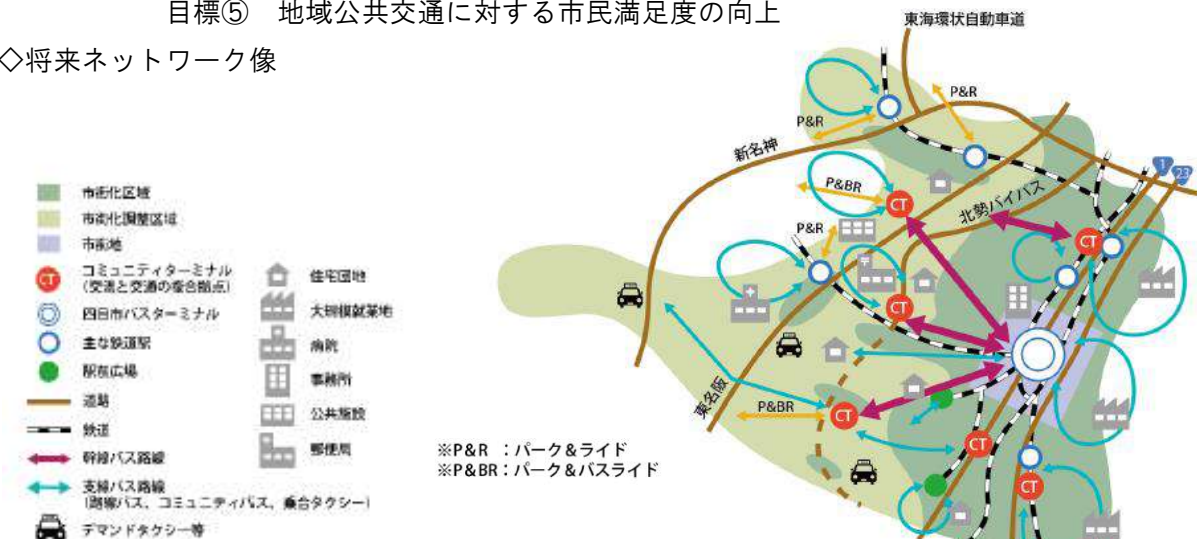
◇将来交通体系イメージ



【四日市市地域公共交通計画（令和5年2月 令和6年12月改定）】

- ◇基本方針
- ・「誰もが使いやすい交通手段が整い、次々と新しい人が訪れ、新たな出会いが生まれるまち」を支える公共交通の維持・活性化
 - ・便利で安心して利用できる持続可能な地域公共交通網の構築
 - ・日常生活の中で地域公共交通を利用したくなるサービスの提供と雰囲気づくり
- ◇目標
- 目標① 公共交通利用の促進
 - 目標② 中心市街地への公共交通での来訪促進
 - 目標③ 市内の公共交通ネットワークの確保
 - 目標④ 運輸部門の低炭素化の促進
 - 目標⑤ 地域公共交通に対する市民満足度の向上

◇将来ネットワーク像



(2) 人口動向

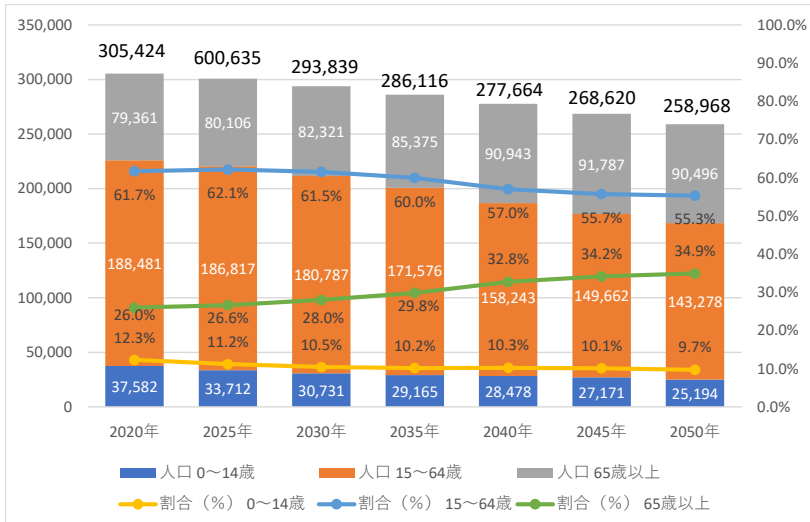
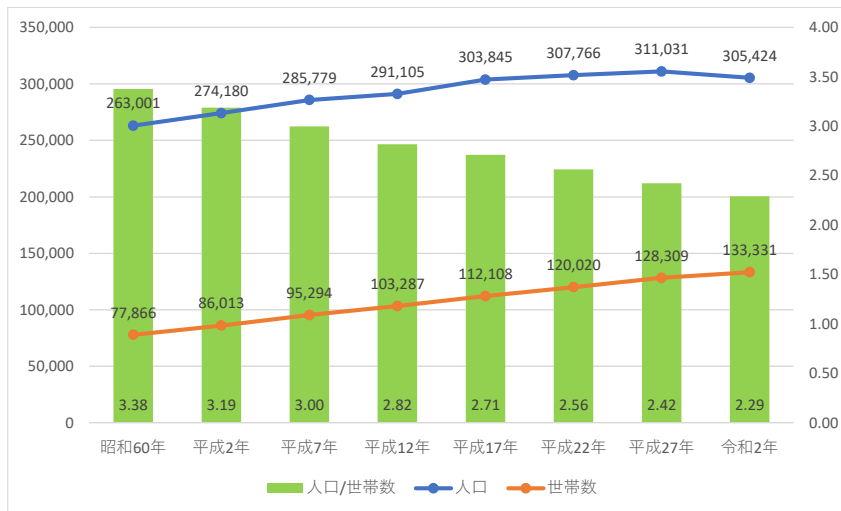
総人口は、2020年で約30万5千人であり、2015年以降減少に転じています。

2015年の国勢調査をベースにした国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という。）の人口推計では、2020年をピークに減少傾向に転ずる見込みです。また、2030年には人口が30万人を切り、2040年には高齢化率が30%を超え、2050年には人口が26万人程度となる見込みです。

市街化区域内の人口は、2015年で約27万人と市全体の約87%を占め、可住地（市街化区域から工業専用地域及び臨港地区を除く）における人口密度は44.7人/haであり、2045年においても40人/haを維持することが見込まれます。

人口減少・高齢化は、中心市街地や臨海部既成市街地、郊外高経年住宅団地等の古くからの居住地において顕著な傾向です。

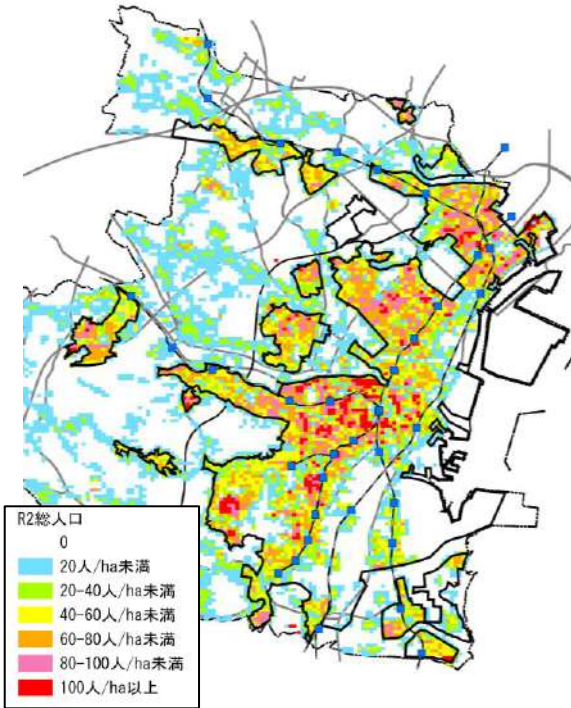
■人口推移



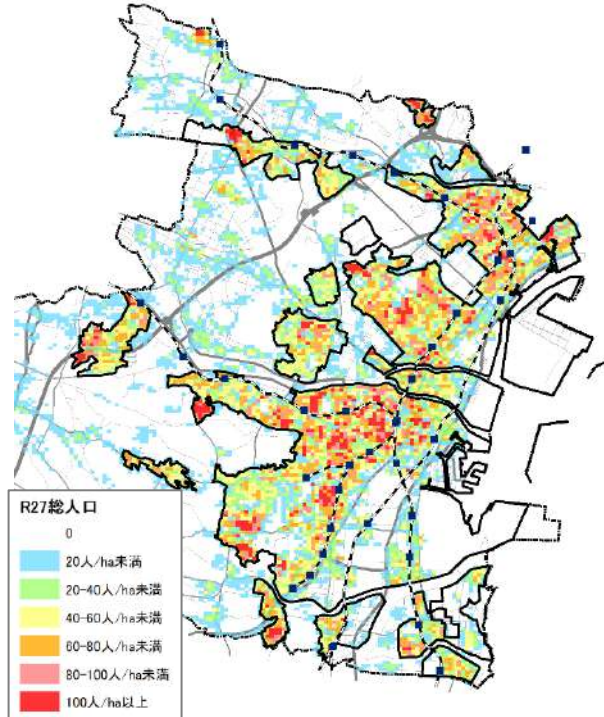
	面積 (R2. 4. 1)	2020年 (R2)		2040年 (R22)	
		人口	人口密度	人口	人口密度
市全域	20,084 ha	305,424 人	15.2 人/ha	277,664 人	13.8 人/ha
市街化区域	7,524 ha	273,117 人	36.3 人/ha	248,293 人	33.0 人/ha
可住地 (工業専用地域・臨港地区を除く)	6,043 ha	273,117 人	45.2 人/ha	248,293 人	41.1 人/ha
市街化調整区域	12,560 ha	32,307 人	2.6 人/ha	29,371 人	2.3 人/ha

出典：令和2年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（R5推計）

■2020年(R2)人口密度

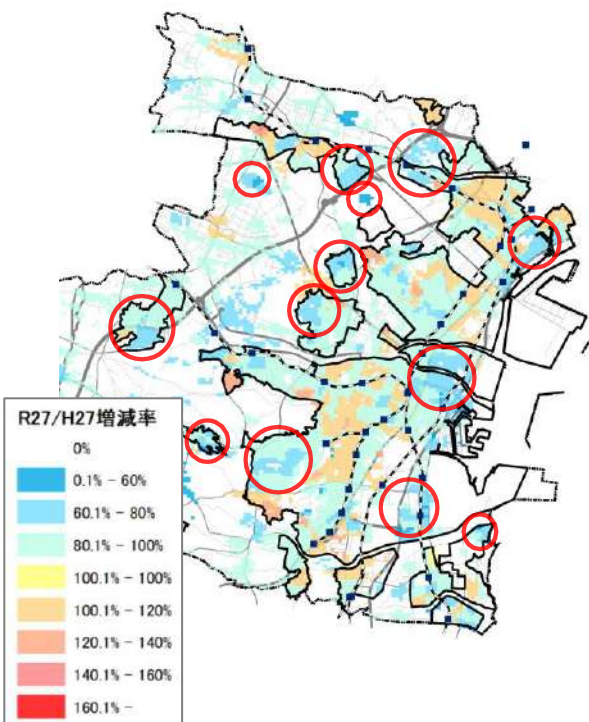


■2045年(R27)人口密度

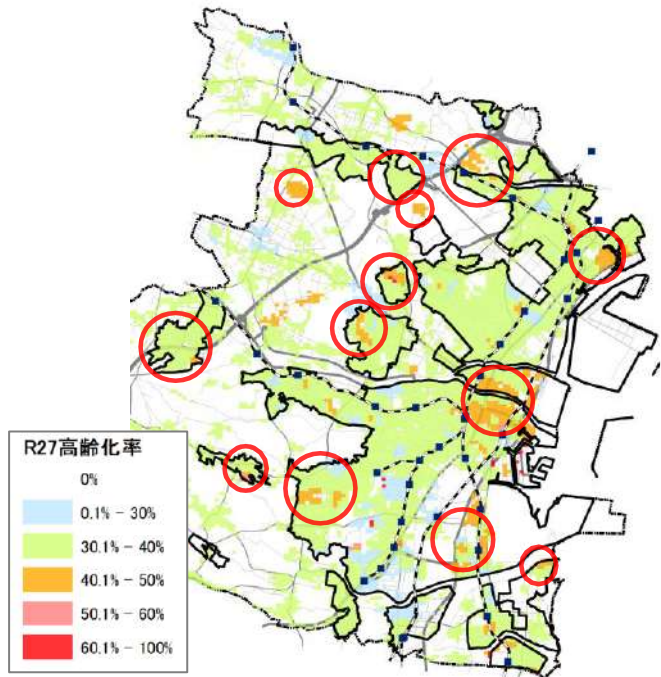


出典：令和2年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（H30.3.1推計）

■2015年(H27)→2045年(R27)人口増減率



■2045年(R27)高齢化率

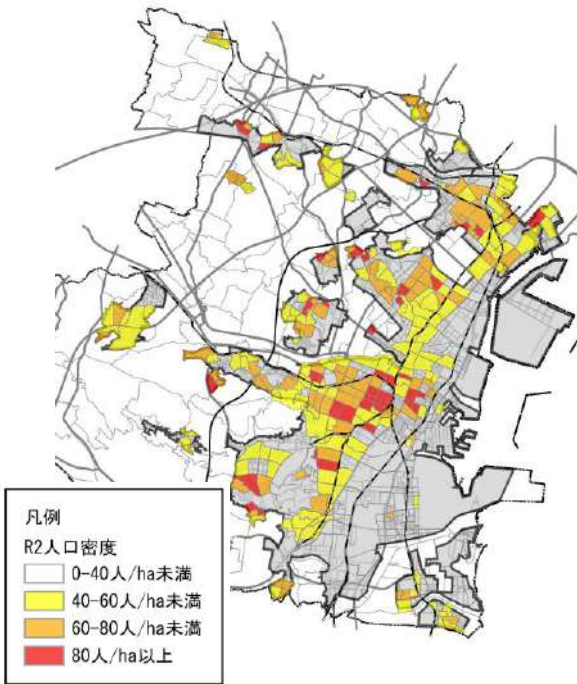


出典：令和2年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（H30.3.1推計）

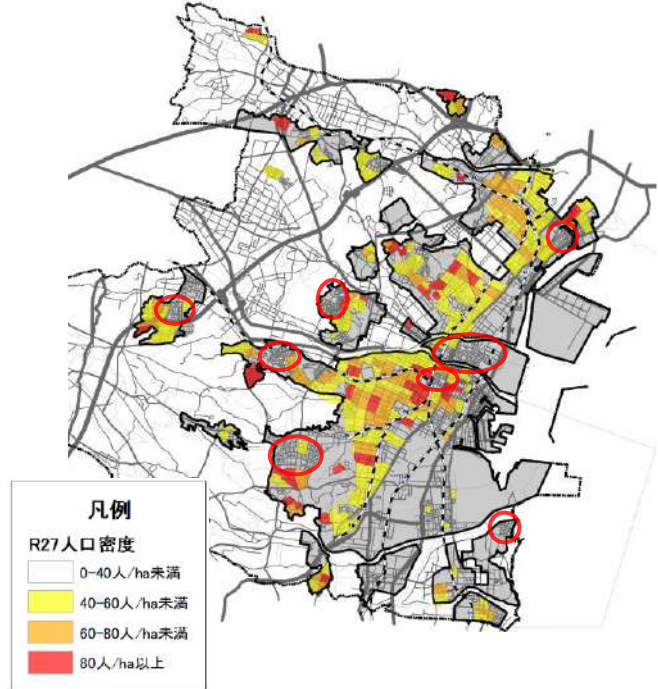
地域別にみると、臨海部の既成市街地や高経年郊外住宅団地において、将来的に人口密度が40人/haを下回る地域があり、低密度化が進行する見込みです。

また、社会増減・自然増減の状況では、主に市域東部の鉄道駅沿線の地域において社会増・自然増の傾向が強く、直近のトレンドが社会増の地区は概ね将来の人口見通しが市平均以上となる見込みです。市全体としても近年は社会増の傾向にあり、就職や転勤等による転入が増加していると考えられます。

■2020年(R2)人口密度

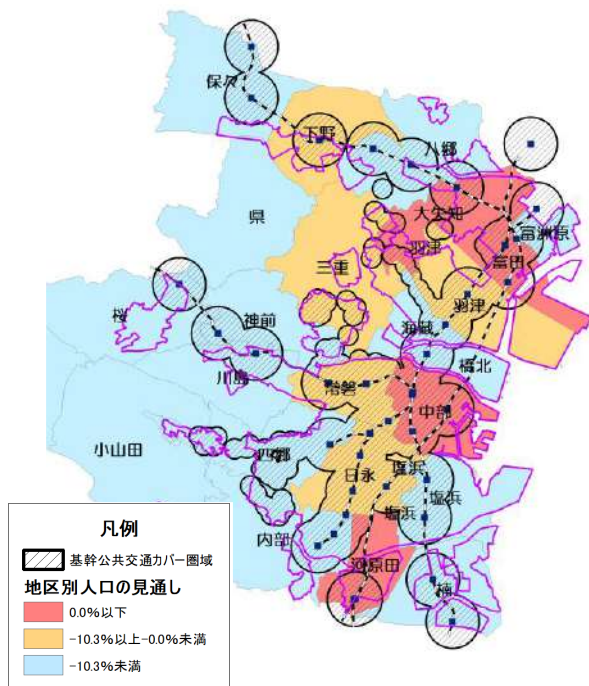


■2045年(R27)人口密度

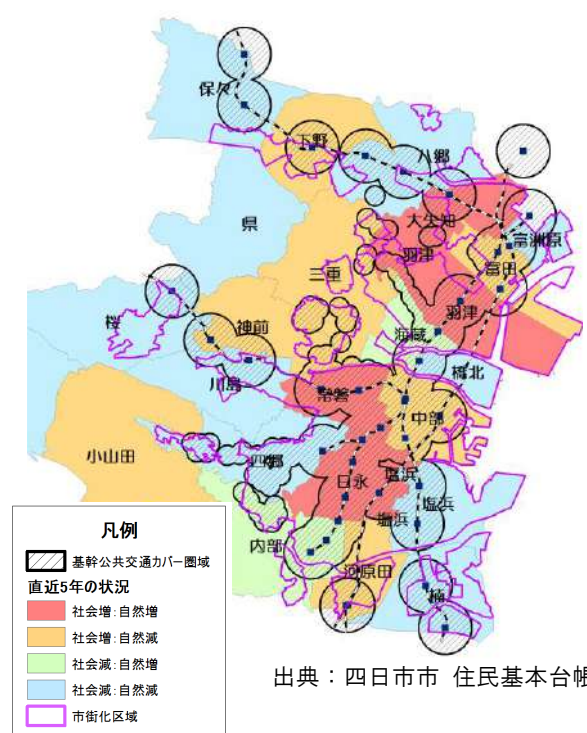


出典：令和2年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（H30.3.1推計）

■地区別人口見通し(24地区・2045年)

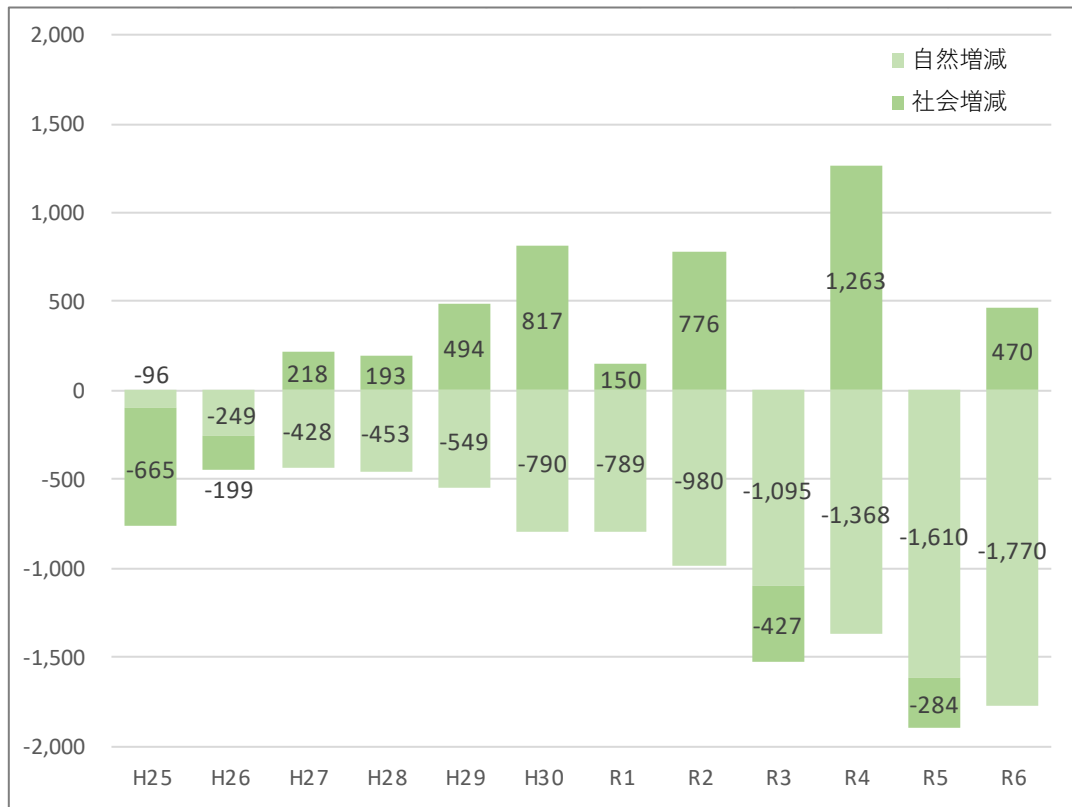


■地区別の社会増減・自然増減(直近5年)



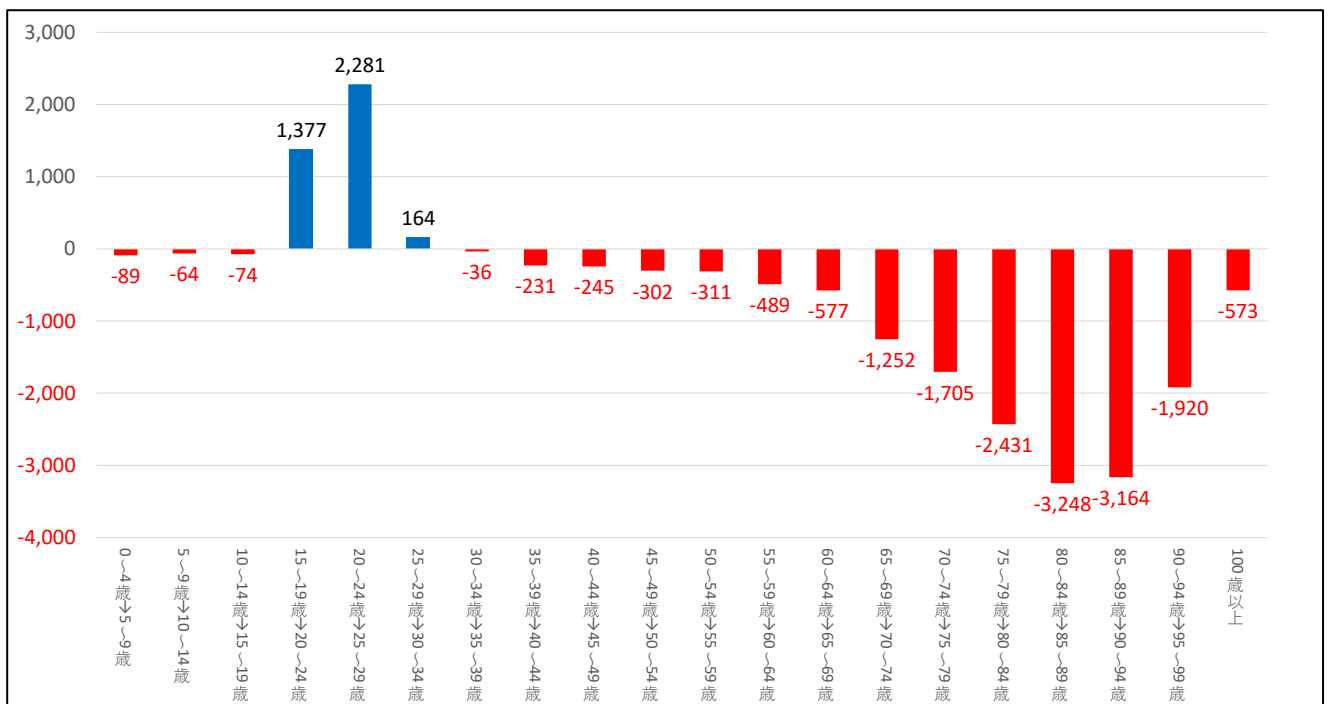
出典：四日市市 住民基本台帳

■H25～R6 人口増減（各年 12 ヶ月合計）



出典：四日市市 住民基本台帳（各年 1 月～12 月累計）

■H29～R4 年齢階層別人口動向



出典：四日市市 住民基本台帳（各年 1 月～12 月累計）

(3) 都市機能

医療施設の徒歩圏人口カバー率（以下、カバー率）は 89.1%、福祉施設のカバー率は 90.4%と、三大都市圏と同水準で市街化区域を概ねカバーしており、北中南部の拠点となる施設を中心にバランスの取れた配置となっています。

商業施設（百貨店、スーパー）のカバー率は 70.0%と、医療・福祉に比べ三大都市圏より低水準ではありますが、ドラッグストアやコンビニエンスストア、四日市市の特徴でもある定期市を含めると 87.7%となり、市街化区域を概ねカバーしています。

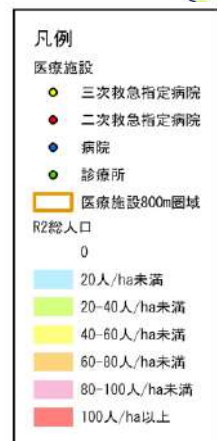
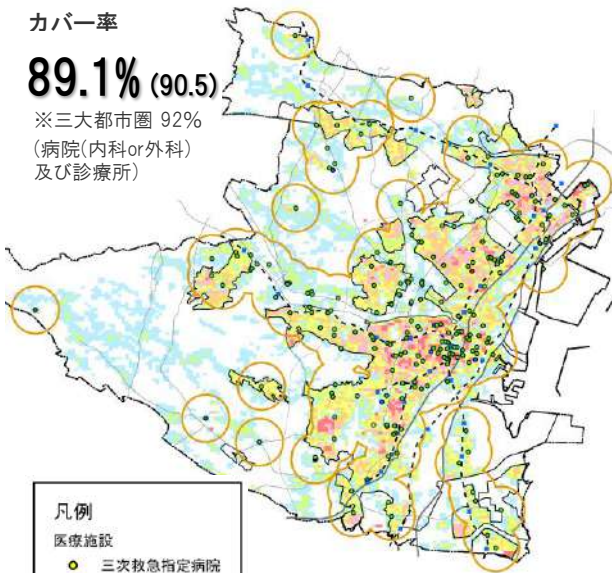
医療・福祉・商業の全ての施設が徒歩圏にある区域の人口カバー率は 66.1%で、商業施設にドラッグストア、コンビニエンスストア、定期市を含めると 80.1%となり、市街化区域を概ねカバーします。

■医療施設の利便性が高い地域

カバー率

89.1% (90.5)

※三大都市圏 92%
(病院(内科or外科)
及び診療所)



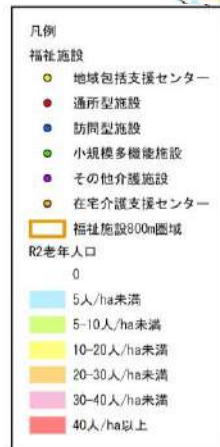
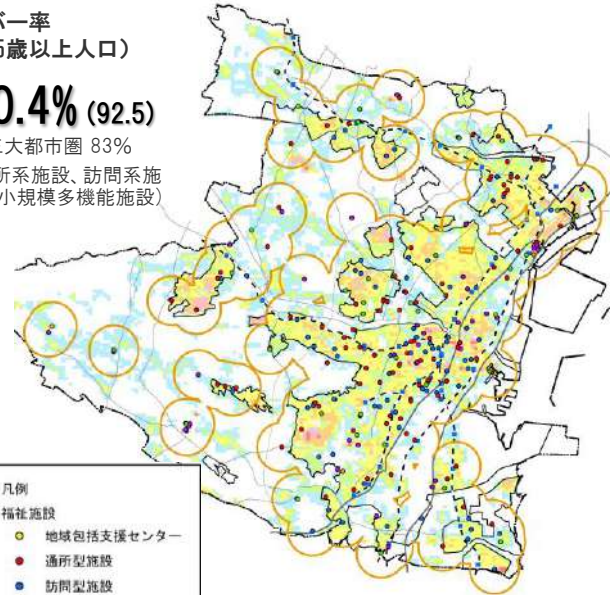
■福祉施設の利便性が高い地域

カバー率

(65歳以上人口)

90.4% (92.5)

※三大都市圏 83%
(通所系施設、訪問系施設、
小規模多機能施設)



出典

医療：地域医療情報システム(日本医師会)や各施設 HP 等を参考に選定(2023 時点)

福祉：四日市市の介護保険サービス事業者(R3. 9)をベースに地域医療情報システム(日本医師会)や各施設 HP 等を参考に選定(2023 時点、地域包括支援センター、在宅介護支援センター含む)

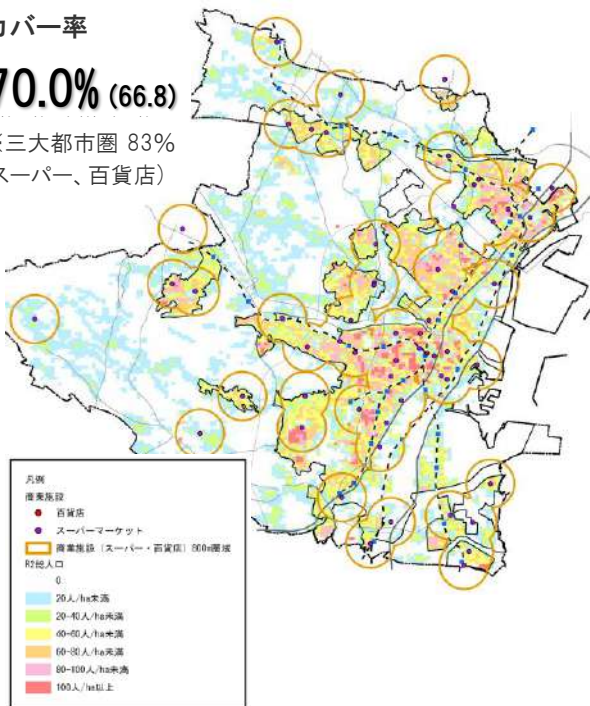
■商業施設の利便性が高い地域

(スーパー、百貨店のみ)

カバー率

70.0% (66.8)

※三大都市圏 83%
(スーパー、百貨店)

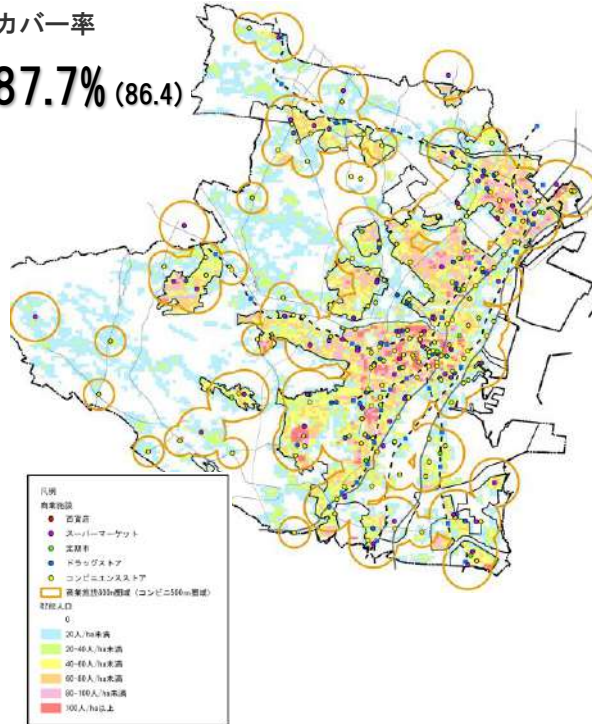


■商業施設の利便性が高い地域

(スーパー、百貨店、定期市、ドラッグストア、コンビニ)

カバー率

87.7% (86.4)

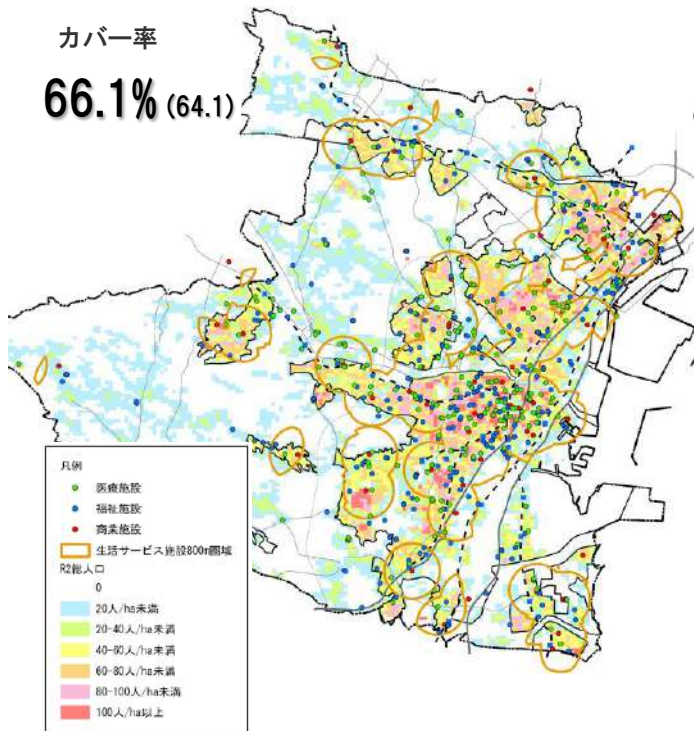


■生活サービス施設(医療・福祉・商業)の利便性が高い地域

(商業：スーパー、百貨店のみ)

カバー率

66.1% (64.1)

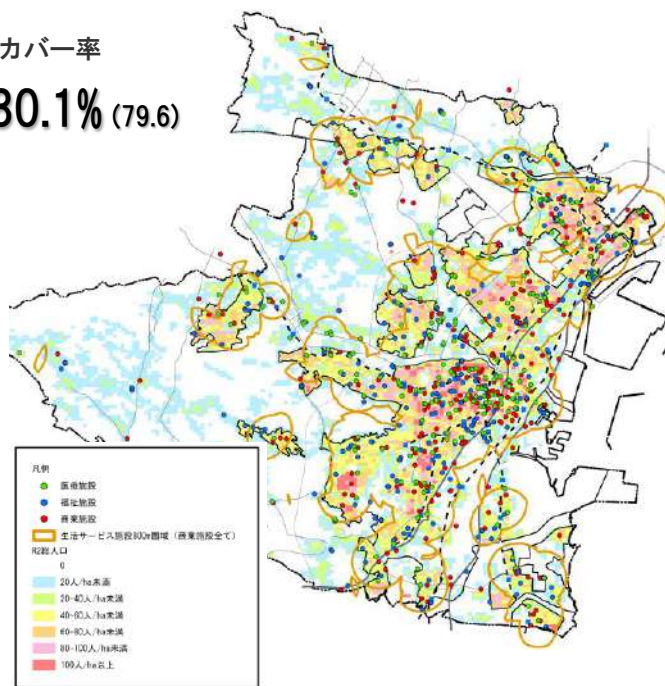


■生活サービス施設(医療・福祉・商業)の利便性が高い地域

(商業：スーパー、百貨店、定期市、ドラッグストア、コンビニ)

カバー率

80.1% (79.6)



出典

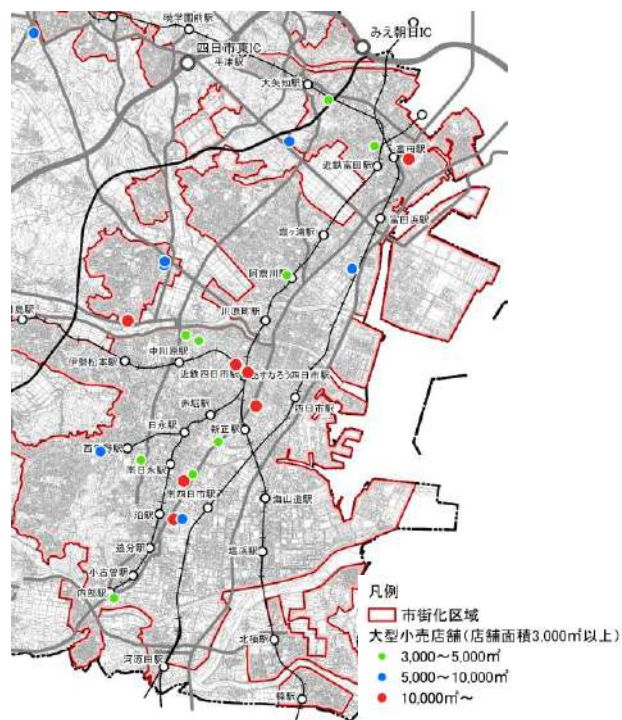
商業：タウンページ掲載施設(百貨店、スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア)をベースに定期市を加えて選定(2023時点、ドラッグストアは日用品や生鮮食品を販売している店舗に限る)

大規模小売店舗（規模 3,000 m²以上）は主に鉄道駅周辺や主要な道路付近に配置されています。

また、子育て施設（保育園，認定こども園）のカバー率（0～4歳）は66.3%と三大都市圏より低水準であるものの、幼稚園を含めると広範囲をカバーしています。

■大規模小売店舗等（規模 3,000 m²以上）

	番号	名称	店舗面積 (m ²)
10,000 m ² 以上	1	イオンモール四日市北(イオン四日市北店)	37,763
	2	イオンタウン四日市泊	37,534
	3	四日市近鉄ビル(近鉄百貨店四日市店)	30,721
	4	イオン尾平ショッピングセンター(イオン四日市尾平店)	28,901
	5	カヨーショッピングセンター(イオン日永店)	23,216
	6	トナリエ四日市(アピタ四日市店)	19,100
	7	ニトリ四日市店、ヤマダ電機テックランド四日市店	10,444
5,000 m ² 以上	8	カインズ四日市店	9,378
	9	スーパーサンシイくわ店、ケーズデンキ四日市生桑店	7,239
	10	ファムタウン四日市上海老 (DAISO、スギ薬局、A-COOP、JA FARMERS、NAFCO)	6,469
	11	ユーズ大矢知(コメリハード&グリーン大矢知店)	5,611
	12	マックスバリュ生桑店	5,459
	13	DCMカーマ四日市泊店	5,447
	14	MEGAドン・キホーテ四日市店	5,345
	15	フレスポ四日市富田(カネスエ四日市フレスポ店)	4,991
	16	スーパーセンターライアル四日市南店	4,817
	17	DCMカーマ四日市店	4,527
	18	日永ショッピングセンター(カネスエ日永店)	3,745
	19	ピアゴ阿倉川店	3,590
	20	ピアゴ久保田店	3,581
	21	マックスバリュ大矢知店	3,261
	22	エディオン四日市日永店	3,140
	23	スポーツデポ四日市日永店	3,050



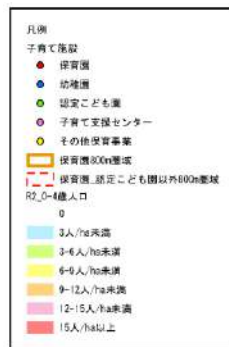
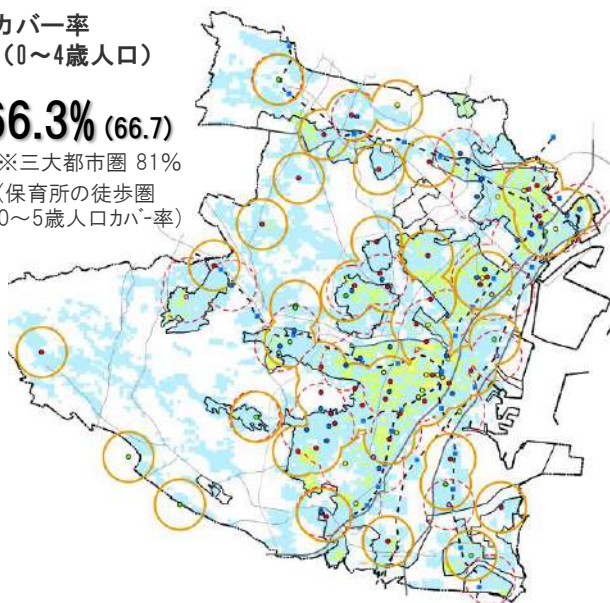
出典：「全国大型小売店舗総覧 2023 年版」

■子育て施設の利便性が高い地域

カバー率
(0～4歳人口)

66.3% (66.7)

※三大都市圏 81%
(保育所の徒歩圏
0～5歳人口カバー率)

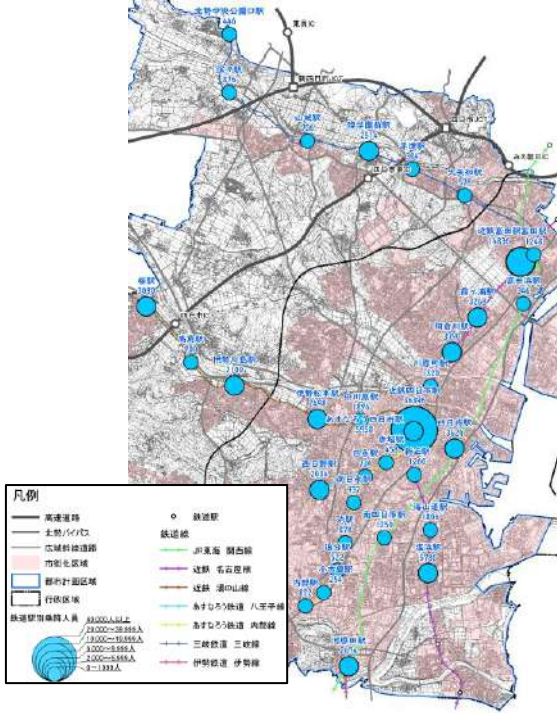


出典：四日市市資料

(4) 公共交通

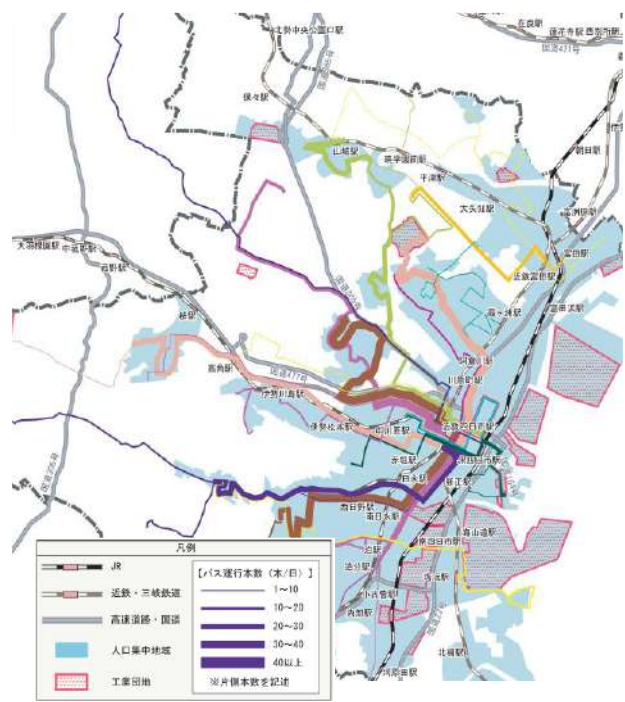
35 駅を有する鉄道は、臨海部を中心に市街化区域を広範囲にカバーする鉄道網を形成しています。バスは、中心市街地などの拠点と郊外住宅団地や既存集落などを結ぶものの、利用者が減少しており、収支率の悪い路線では減便や廃線となる路線も発生しています。

■公共交通網：鉄道



出典：三重県統計資料

■公共交通網：バス



出典：四日市市都市総合交通戦略 (R4.11)

■四日市市の公共交通利用者数の推移



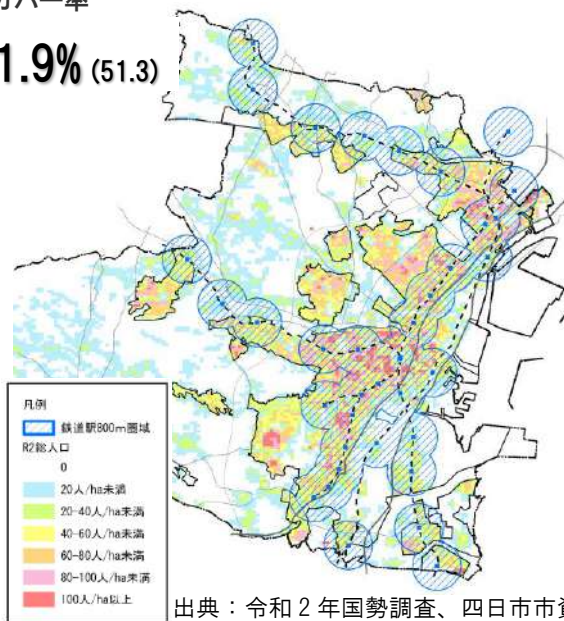
出典：四日市市資料

鉄道のカバー率（鉄道駅 800m 圏）は 51.9% となっており、市内人口の約半分が鉄道駅周辺に居住しています。また、バスのカバー率（バス停 300m 圏）は 66.4% と鉄道を補完しながら市域を広くカバーしています。

鉄道とバスを合わせた公共交通のカバー率は 87.1% となり、市街化区域を概ねカバーしています。バスを運行本数 30 本/日以上のみとした場合の基幹的公共交通ではカバー圏が減少し、63.1% となるものの、三大都市圏より少し低い水準です。

■鉄道の利便性の高い地域

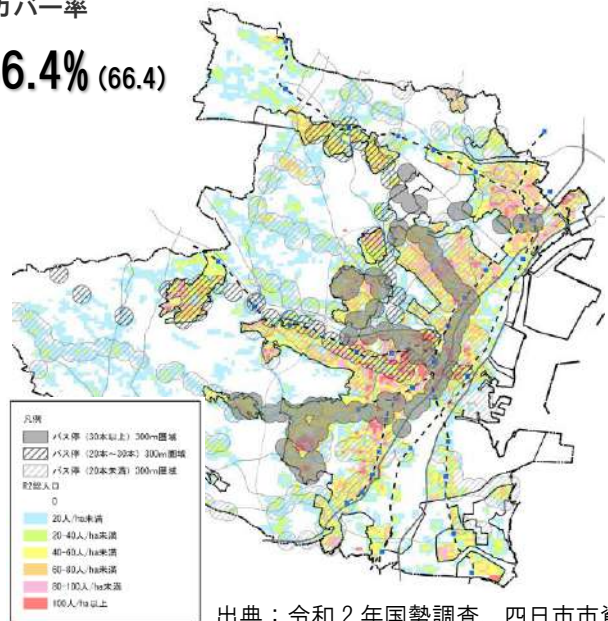
カバー率
51.9% (51.3)



出典：令和2年国勢調査、四日市市資料

■バスの利便性の高い地域

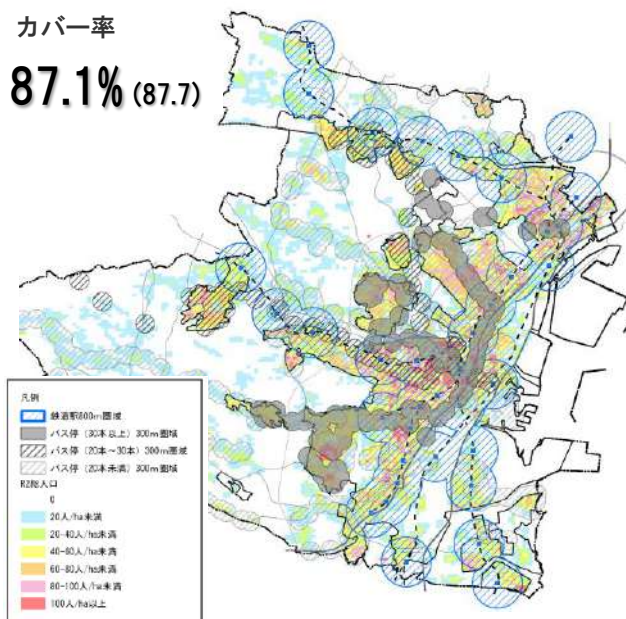
カバー率
66.4% (66.4)



出典：令和2年国勢調査、四日市市資料

■公共交通の利便性の高い地域

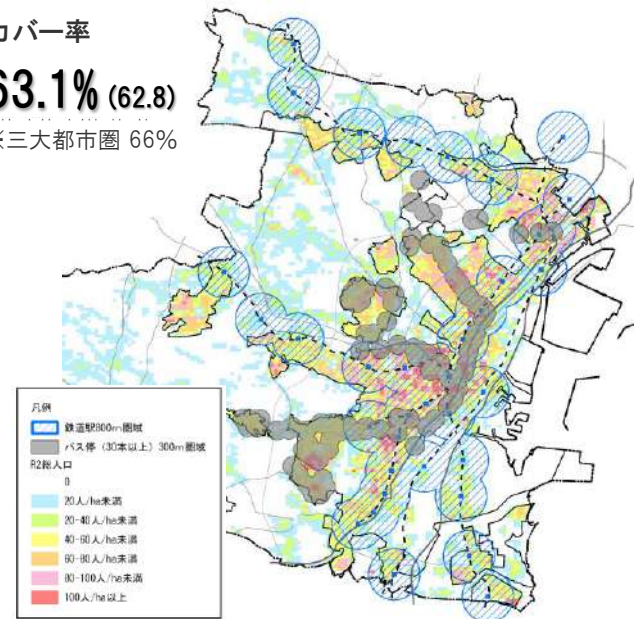
カバー率
87.1% (87.7)



出典：令和2年国勢調査、四日市市資料

■基幹的公共交通(30本/日以上)の利便性の高い地域

カバー率
63.1% (62.8)
 ※三大都市圏 66%



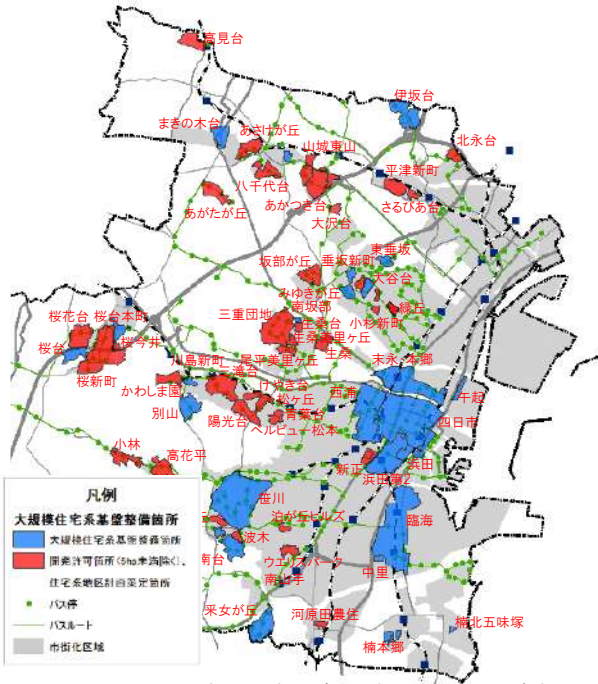
出典：令和2年国勢調査、四日市市資料

(5) 住環境・都市基盤

戦災復興や住職分離等を目的に、土地区画整理事業や大規模住宅団地の開発が進み、都市基盤の整った住宅環境を形成しています。近年は臨海部と郊外団地の間にあたる都市と農地の混在地域で開発圧力が高くなっています。

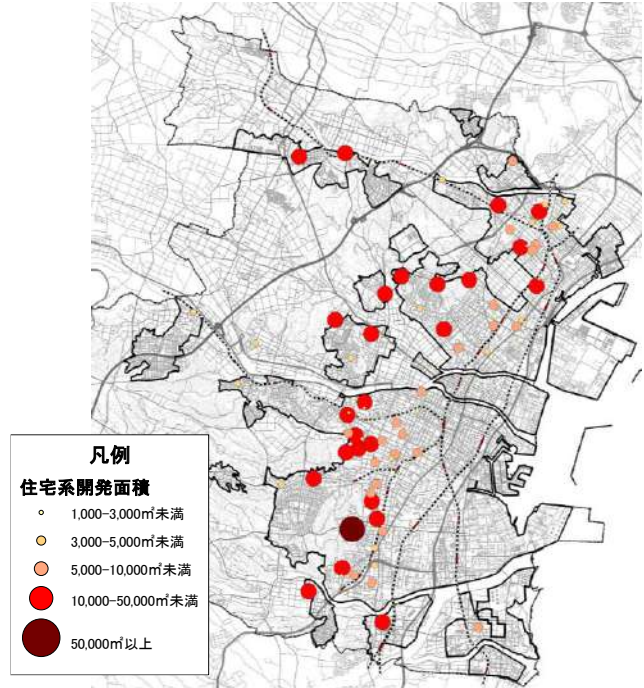
下水道は概ね市街化区域をカバーし、道路網では広域的な道路網の整備が進んでいます。

■大規模住宅系基盤整備状況



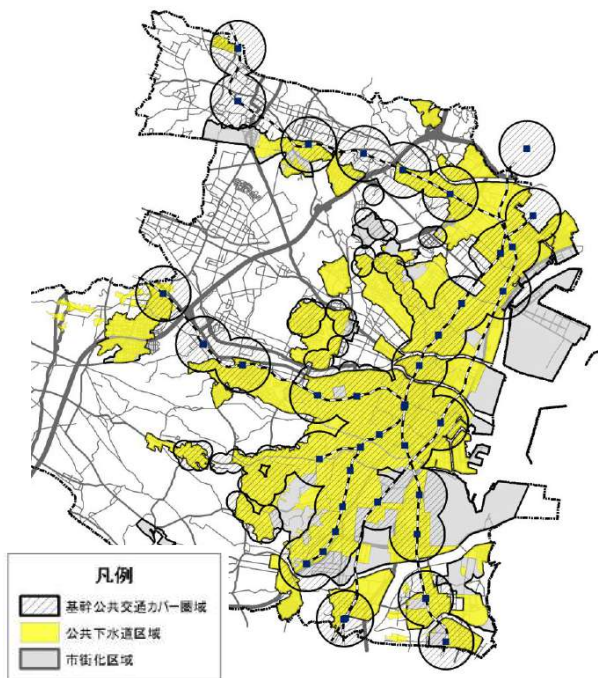
出典：令和2年国勢調査、四日市市資料

■住宅系開発面積（H22～H28）※町丁目単位集計



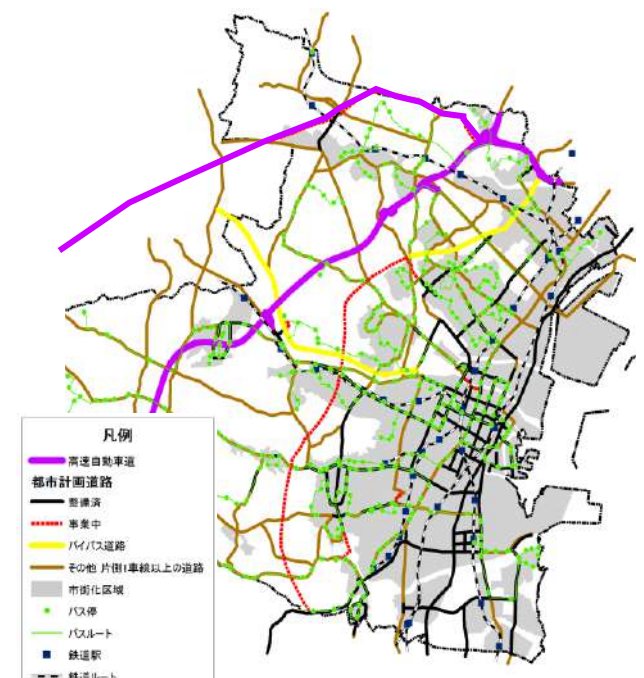
出典：平成28年都市計画基礎調査

■公共下水道区域



出典：四日市市資料

■道路網

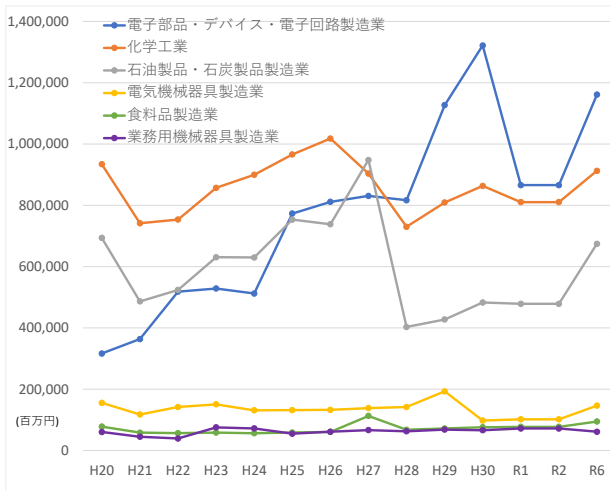


出典：四日市市資料 (R7.4)

(6) 産業・商業

産業について、日本有数の産業都市として製造品出荷額等が全国第12位の規模となっています。商業について、年間商業販売額は全国トレンドより緩やかではあるものの、減少傾向で推移しています。事業所は中心市街地に集積しており、商業販売額についても中心市街地のある中部地区が高くなっています。また、内陸型産業の立地誘導により、電子デバイス系の従業員数が増加、近年においても設備投資が進むなど今後も増加が見込まれ、通勤時に渋滞が発生するなど周辺都市基盤に影響が生じています。

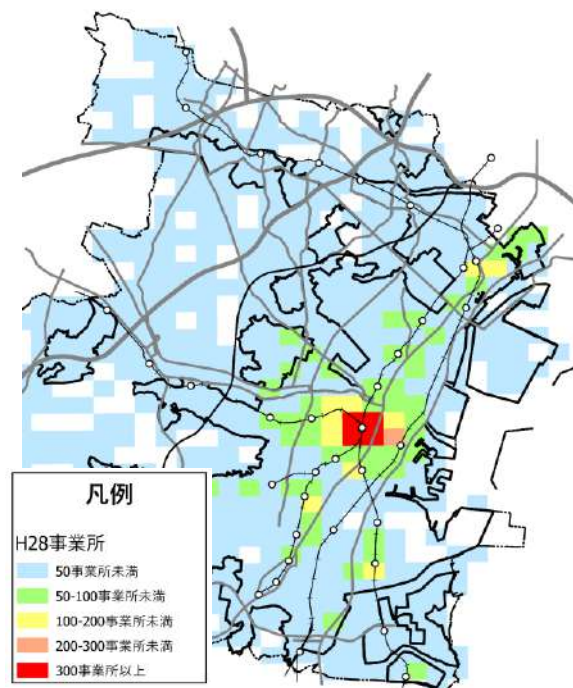
■製造品出荷額等の推移(万円)



	市区町村	人口	製造品出荷額等
1	豊田市	41万人	20兆5,271億円
2	倉敷市	47万人	5兆5,488億円
3	市原市	26万人	5兆1,190億円
4	大阪市	277万人	4兆5,596億円
5	堺市	81万人	4兆4,977億円
6	川崎市	153万人	4兆3,172億円
7	横浜市	375万人	4兆2,223億円
8	大分市	47万人	3兆9,705億円
9	神戸市	149万人	3兆8,400億円
10	名古屋市	230万人	3兆5,491億円
11	広島市	117万人	3兆5,442億円
12	四日市市	30万人	3兆4,993億円
13	岡崎市	38万人	3兆1,926億円
14	太田市	22万人	3兆1,471億円
15	姫路市	52万人	2兆9,833億円

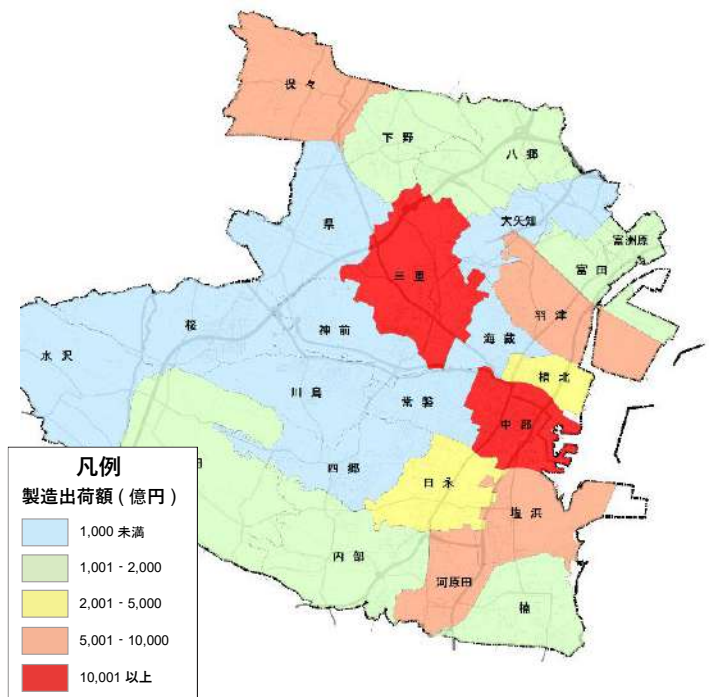
出典：令和7年経済センサス

■2016年(H28)事業所数



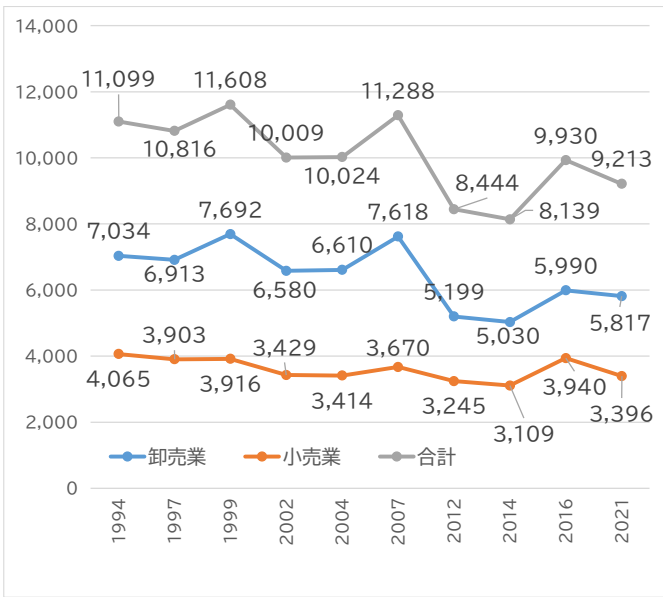
出典：平成28年経済センサス

■2014年(H26)地区別製造品出荷額等



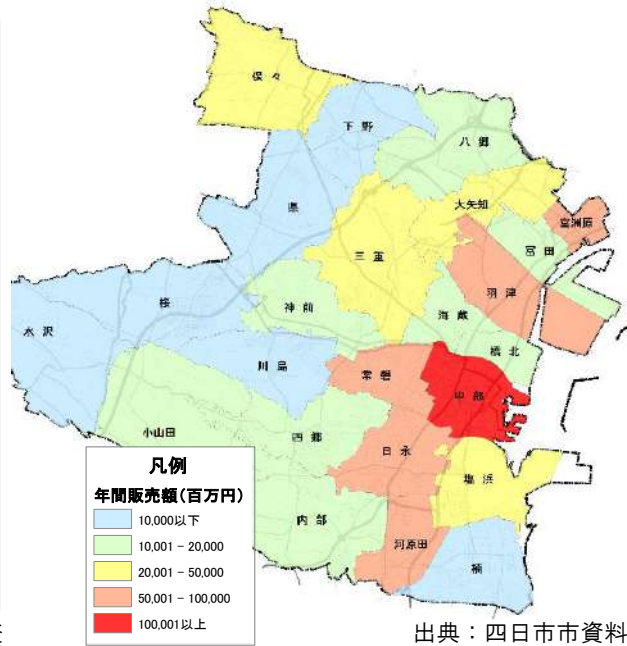
出典：四日市市資料

■年間商業販売額の推移(億円)



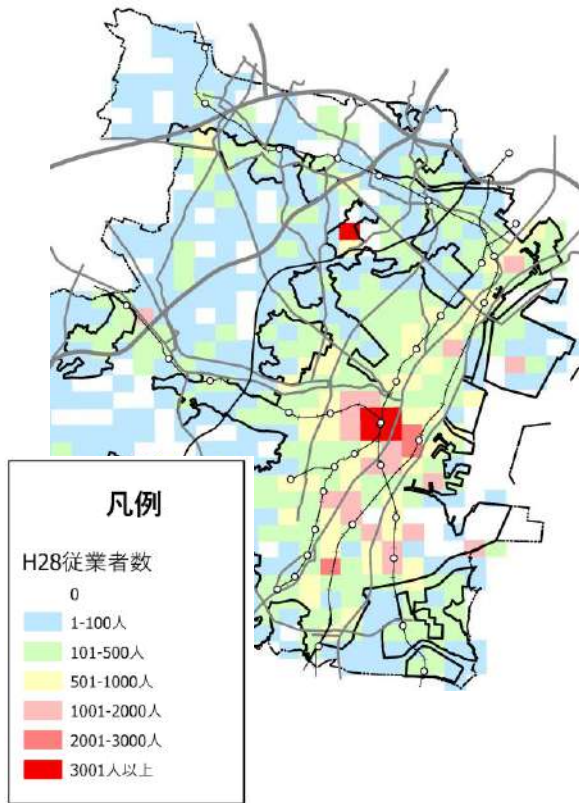
出典：令和2年経済センサス、商業統計調査

■2014年(H26) 地区別年間商業販売額



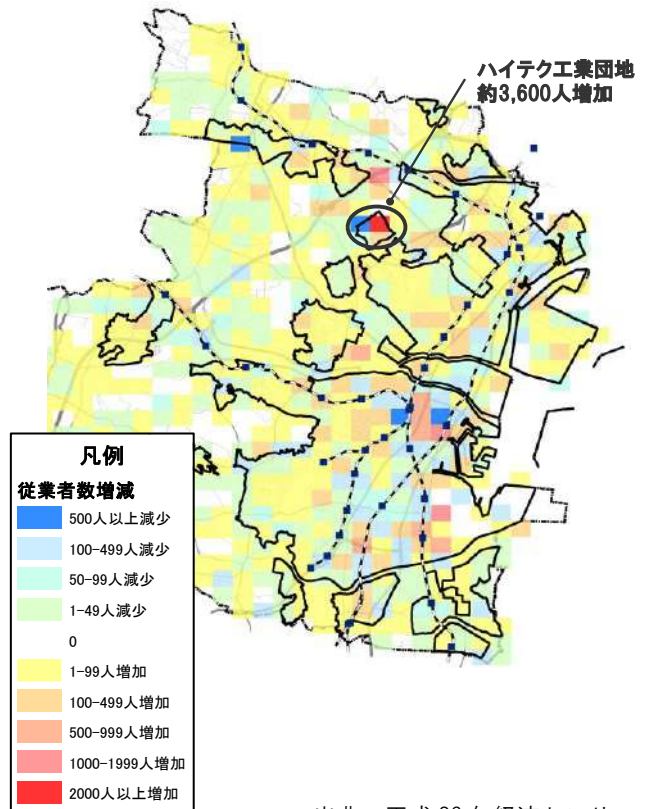
出典：四日市市資料

■2016年(H28) 従業者数



出典：平成28年経済センサス

■2006年(H18)→2014年(H26) 従業者増減数



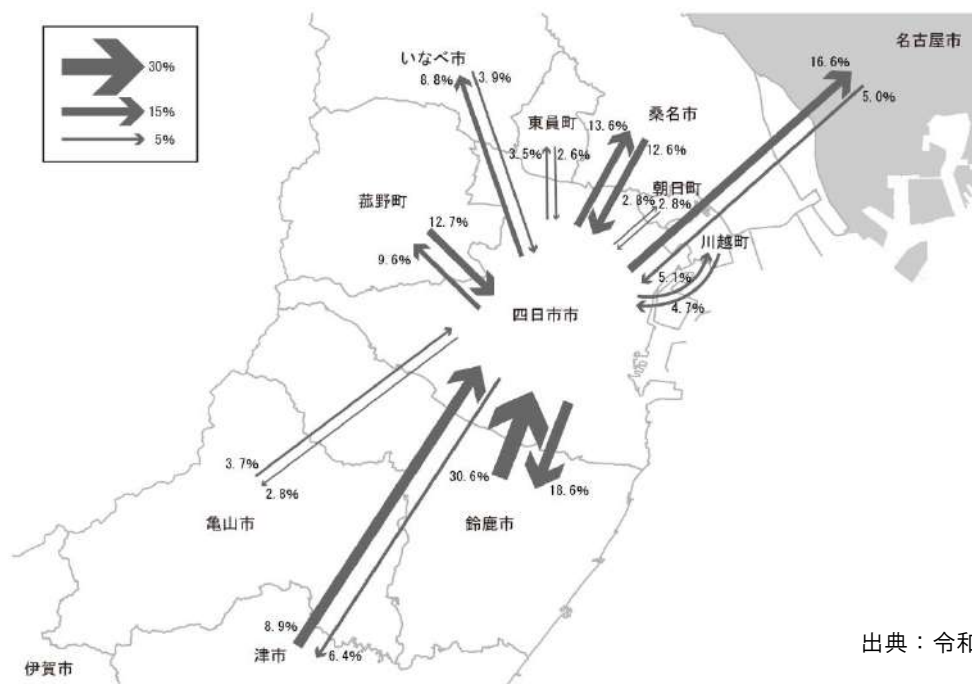
出典：平成26年経済センサス

昼間人口が夜間人口に対し1万1千人程度多く、昼夜間人口比率は104.7と県内でも高い状況にあります。また、通勤流動状況では、他市町からの流入が流出に比べ12,576人多く、特に鈴鹿市、桑名市、菰野町、津市からの流入が多くなっています。

図表 人口流出入の状況

順位	地域	夜間人口(常住地による人口)			昼間人口(従業地・通学地による人口)			昼夜間人口比率		
		総数	男	女	昼間人口	男	女	総数	男	女
-	三重県	1,770,254	864,475	905,779	1,745,312	850,371	894,941	98.6%	98.4%	98.8%
1	いなべ市	44,973	23,106	21,867	49,654	28,244	21,410	110.4%	122.2%	97.9%
2	伊賀市	88,766	43,446	45,320	94,910	48,301	46,609	106.9%	111.2%	102.8%
3	鳥羽市	17,525	8,255	9,270	18,578	9,017	9,561	106.0%	109.2%	103.1%
4	四日市市	305,424	152,669	152,755	319,793	163,267	156,526	104.7%	106.9%	102.5%
5	尾鷲市	16,252	7,562	8,690	16,734	7,856	8,878	103.0%	103.9%	102.2%
6	津市	274,537	133,537	141,000	282,357	136,380	145,977	102.8%	102.1%	103.5%
7	熊野市	15,965	7,384	8,581	16,254	7,481	8,773	101.8%	101.3%	102.2%
8	伊勢市	122,765	58,161	64,604	122,959	56,822	66,137	100.2%	97.7%	102.4%
9	亀山市	49,835	25,161	24,674	49,763	26,636	23,127	99.9%	105.9%	93.7%
10	松阪市	159,145	76,360	82,785	152,292	72,211	80,081	95.7%	94.6%	96.7%

	四日市市から他市町村へ						他市町村から四日市市へ						流入-流出 合計
	15歳以上通勤者数			15歳以上通勤者割合			15歳以上通勤者数			15歳以上通勤者割合			
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	
総数	139,499	79,070	60,429				152,949	89,064	63,885				13,450
他市町村総数	34,224	22,842	11,382	24.5%	28.9%	18.8%	46,800	32,259	14,541	30.6%	36.2%	22.8%	12,576
鈴鹿市	6,376	4,012	2,364	18.6%	17.6%	20.8%	14,306	9,350	4,956	30.6%	29.0%	34.1%	7,930
名古屋市	5,689	3,846	1,843	16.6%	16.8%	16.2%	2,328	1,885	443	5.0%	5.8%	3.0%	-3,361
桑名市	4,649	2,835	1,814	13.6%	12.4%	15.9%	5,907	3,964	1,943	12.6%	12.3%	13.4%	1,258
菰野町	3,281	1,785	1,496	9.6%	7.8%	13.1%	5,928	3,346	2,582	12.7%	10.4%	17.8%	2,647
いなべ市	2,998	2,358	640	8.8%	10.3%	5.6%	1,829	1,246	583	3.9%	3.9%	4.0%	-1,169
津市	2,197	1,573	624	6.4%	6.9%	5.5%	4,143	3,331	812	8.9%	10.3%	5.6%	1,946
川越町	1,739	1,033	706	5.1%	4.5%	6.2%	2,199	1,309	890	4.7%	4.1%	6.1%	460
東員町	1,197	758	439	3.5%	3.3%	3.9%	1,235	805	430	2.6%	2.5%	3.0%	38
朝日町	961	597	364	2.8%	2.6%	3.2%	1,305	748	557	2.8%	2.3%	3.8%	344
亀山市	949	733	216	2.8%	3.2%	1.9%	1,712	1,238	474	3.7%	3.8%	3.3%	763



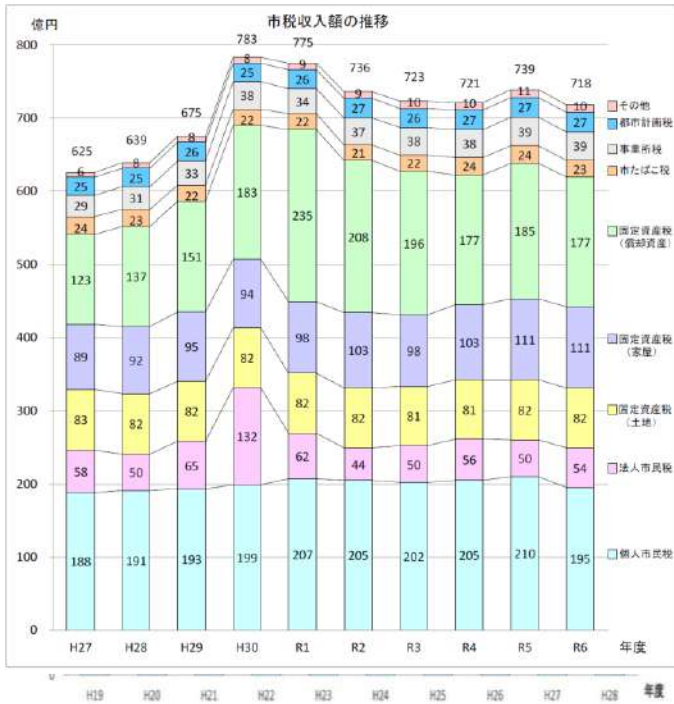
出典：令和2年国勢調査

(7) 行政運営

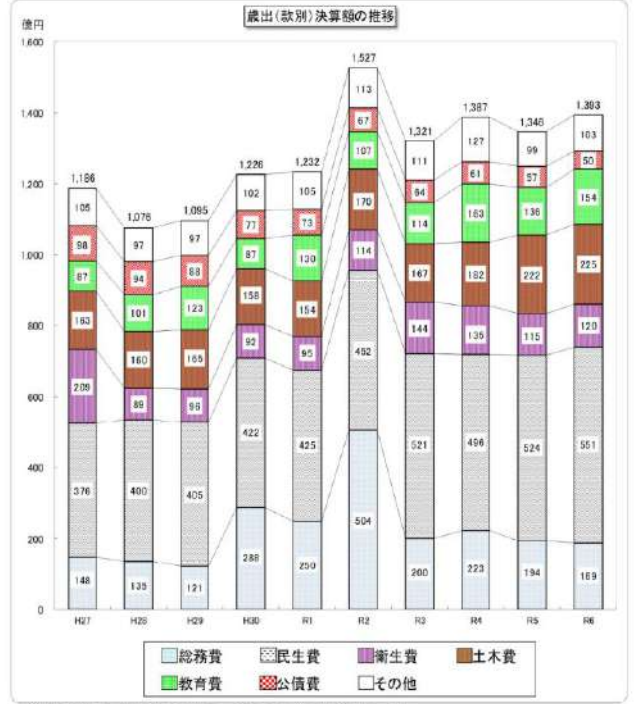
市税収入額はH30年までは増加しましたが、その後減少に転じ、近年は横ばいの状況です。

一方で、今後は公共施設の維持更新に係る土木費や高齢化対策や子育て施策の拡充等による民生費などが増加していく見込みです。

■市税収入額の推移



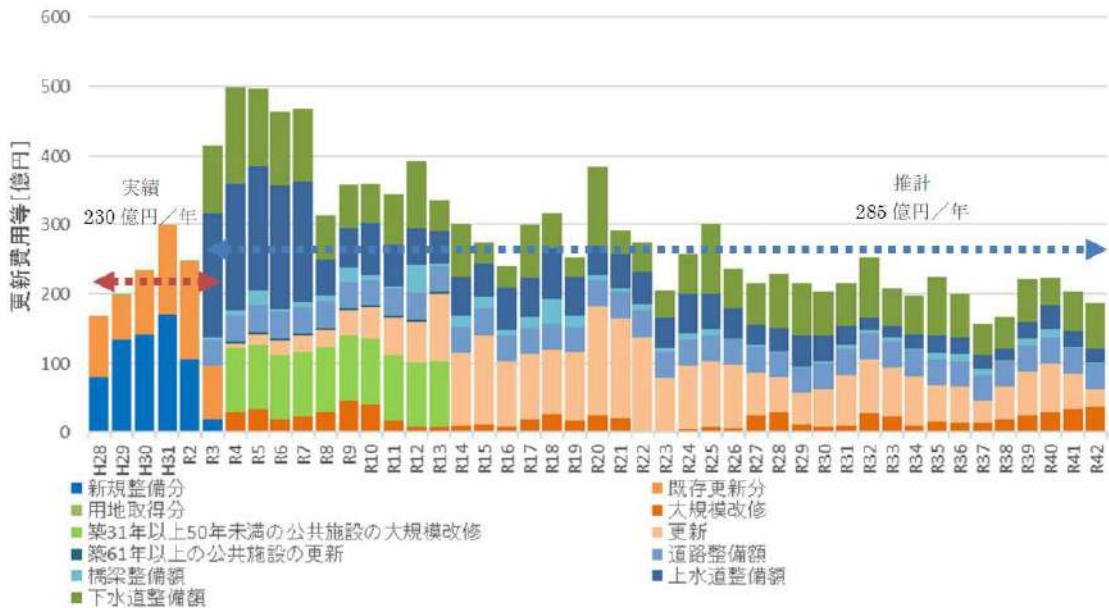
■歳出(款別)決算額の推移



※数値は四捨五入していますので、合計が合わない場合があります。

出典：令和6年度決算の概要

■公共施設等(都市基盤施設等)の維持更新費用推計

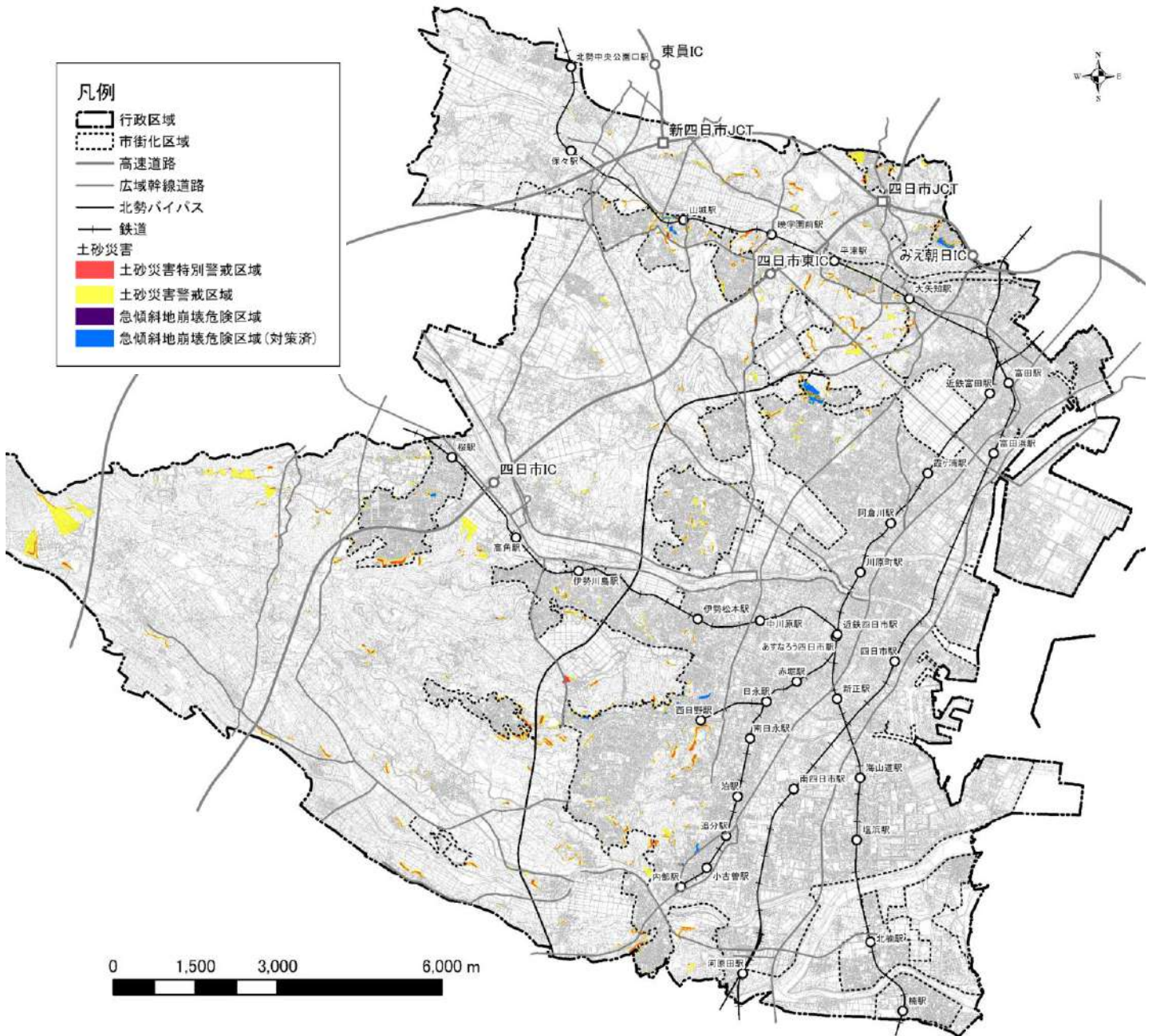


出典：四日市市公共施設等総合管理計画(R4. 12k 改定)

(8) 災害

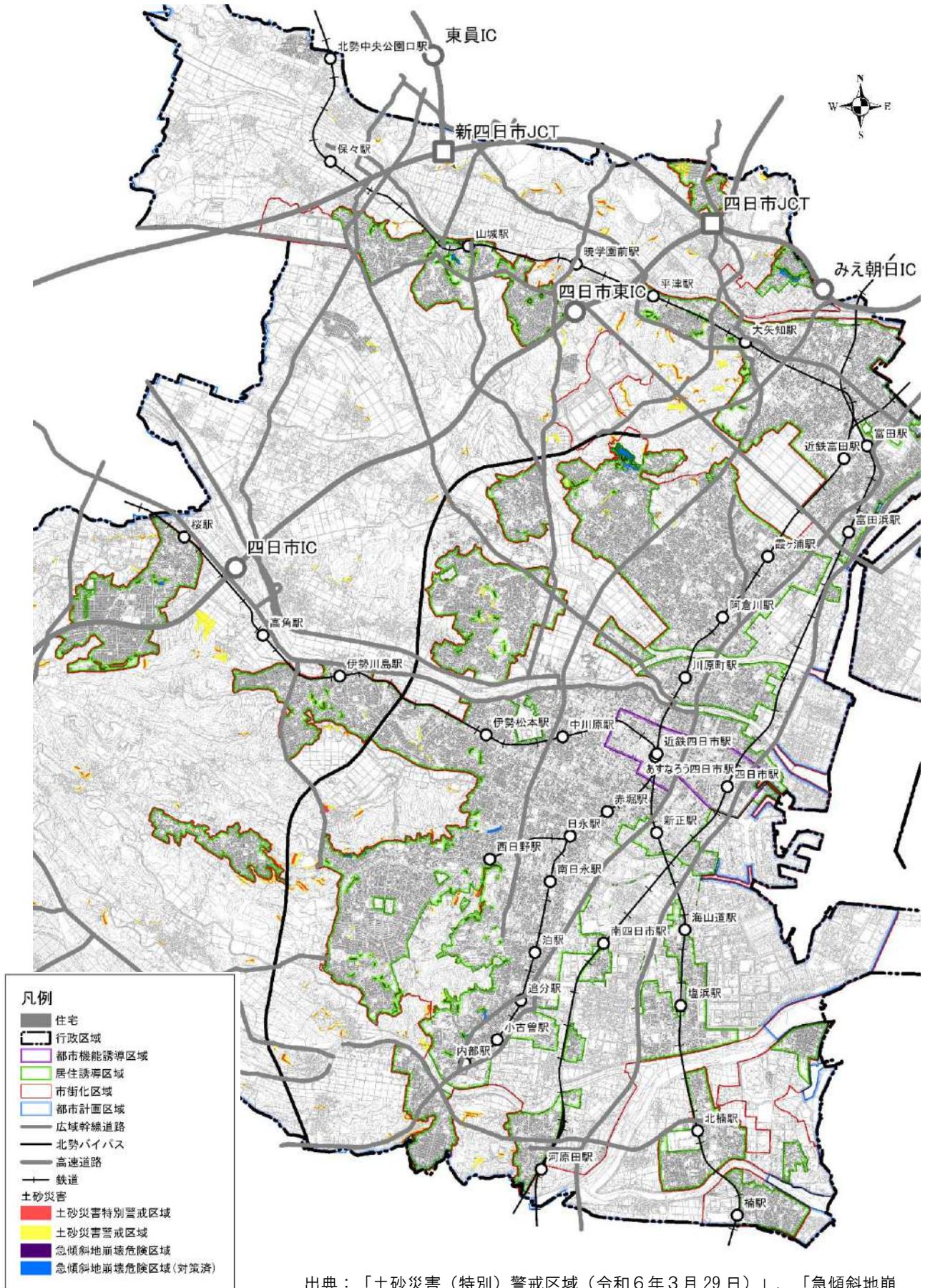
土砂災害警戒区域等は郊外の丘陵部を中心に市街化区域内にも存在しています。災害リスクの高い土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域内においても住宅が立地しています。

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域（市全域）



出典：「土砂災害（特別）警戒区域（令和6年3月29日）」、「急傾斜地崩壊危険区域（令和6年10月18日）」
（三重県公表）をもとに四日市市作成

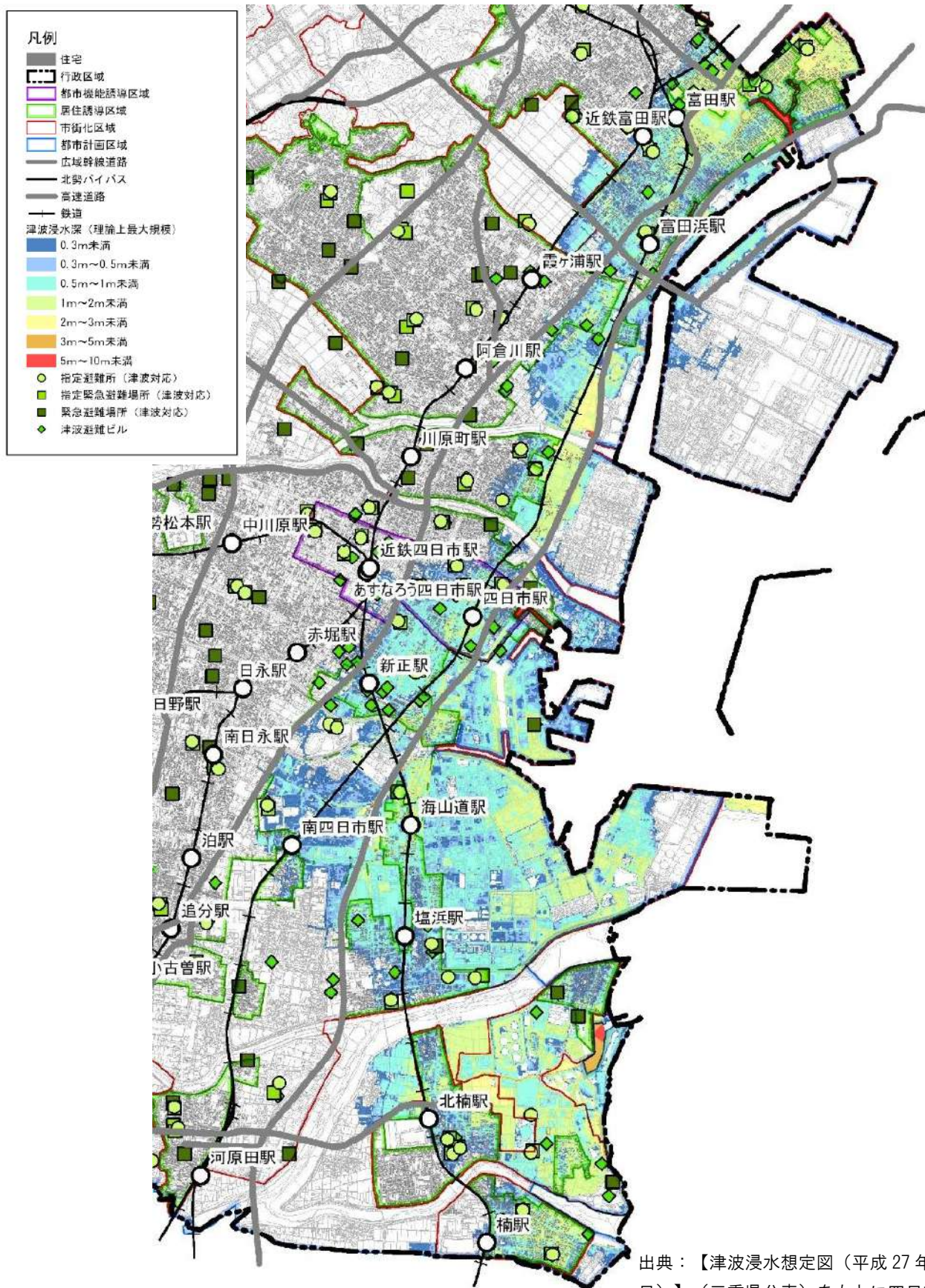
■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域（居住誘導区域拡大）



出典：「土砂災害（特別）警戒区域（令和6年3月29日）」、「急傾斜地崩壊危険区域（令和6年10月18日）」（三重県公表）をもとに四日市市作成

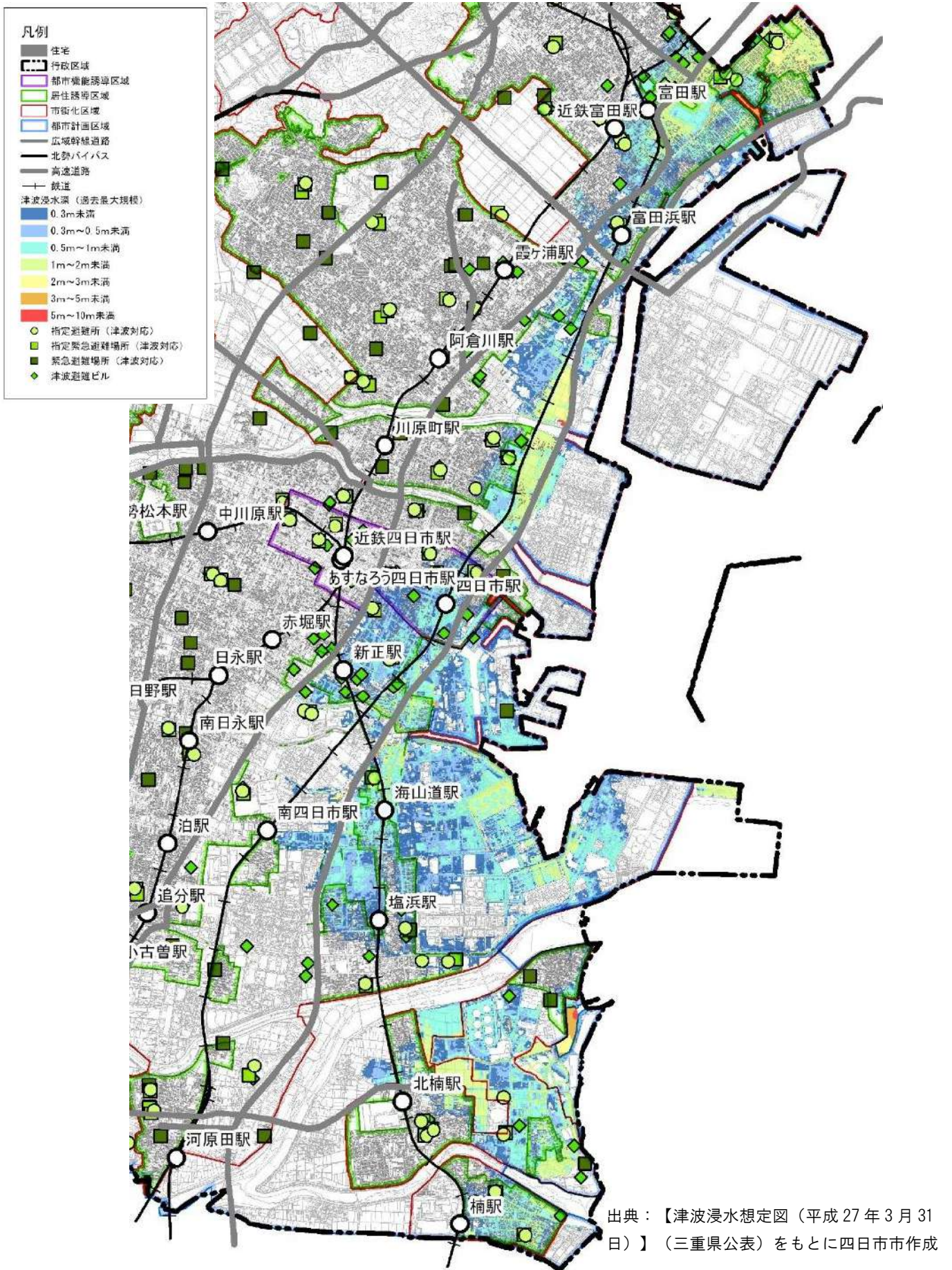
南海トラフ地震による津波について、沿岸部の多くの地域で浸水が想定されています。木造家屋が全壊するリスクが高まる浸水深2m以上の区域においても一定数の住宅が立地しています。

■津波浸水想定区域（理論上最大規模）

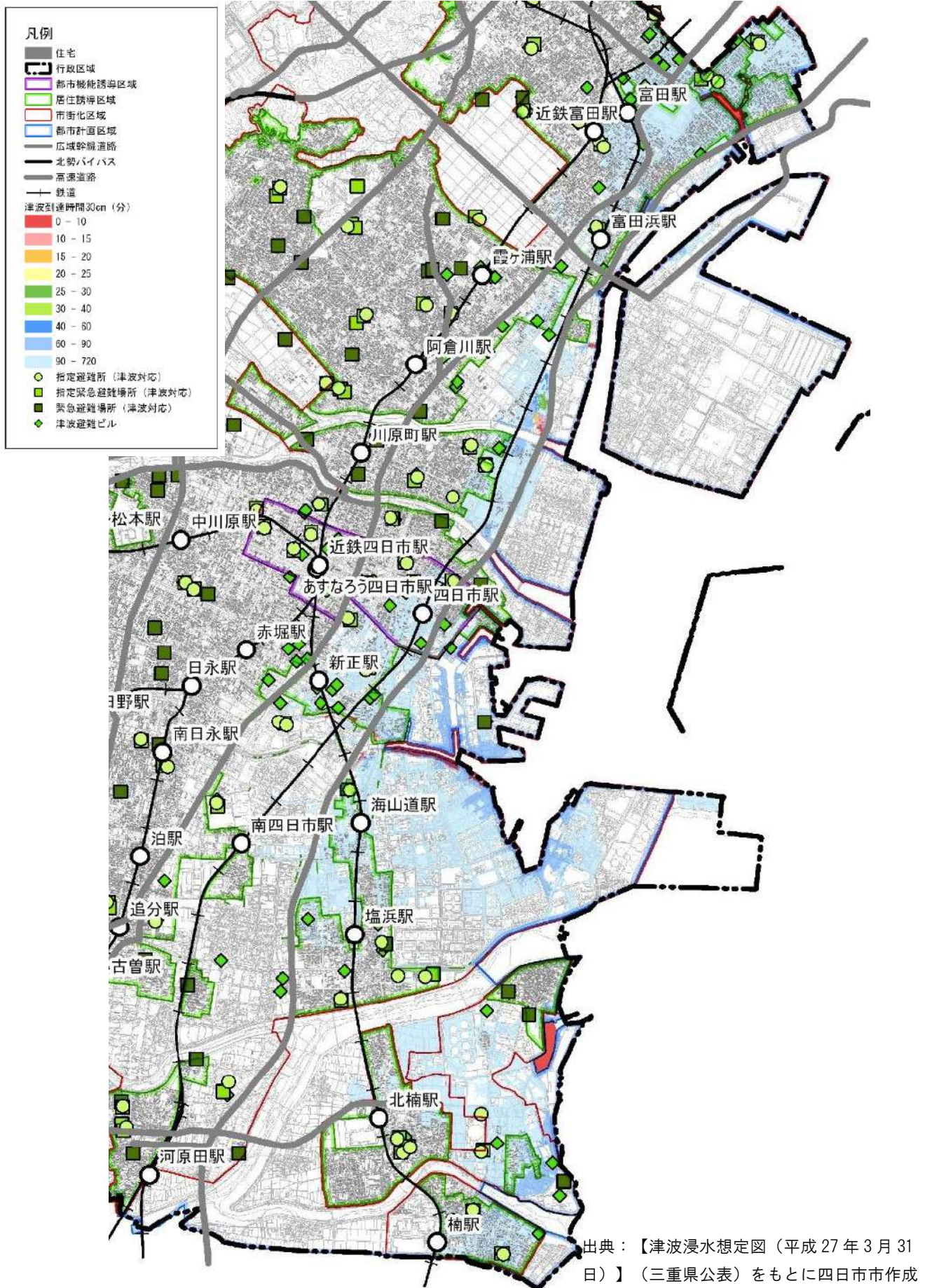


出典：【津波浸水想定図（平成 27 年 3 月 31 日）】（三重県公表）をもとに四日市市作成

■津波浸水想定区域（過去最大規模）

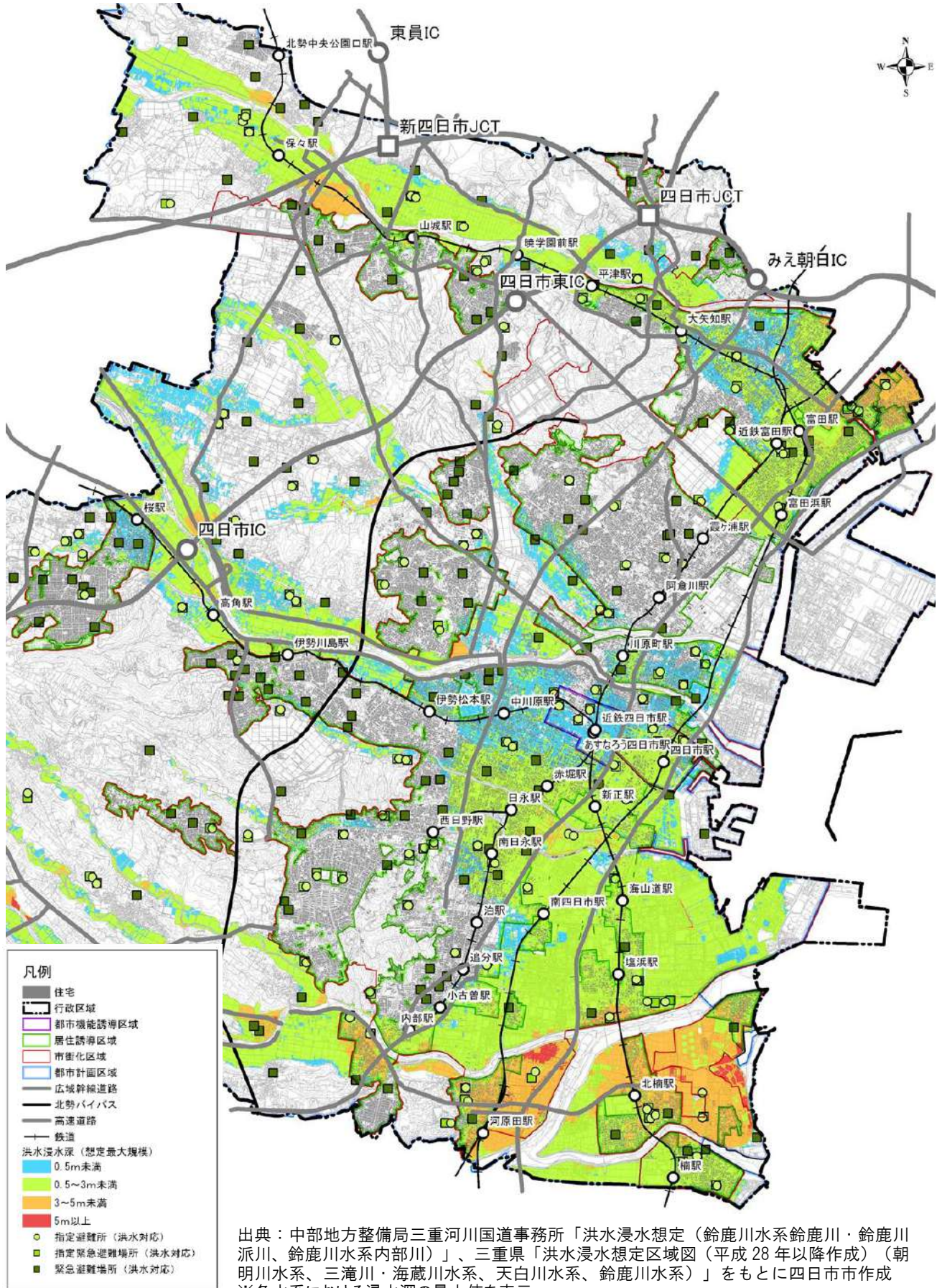


■津波到達時間（理論上最大規模）

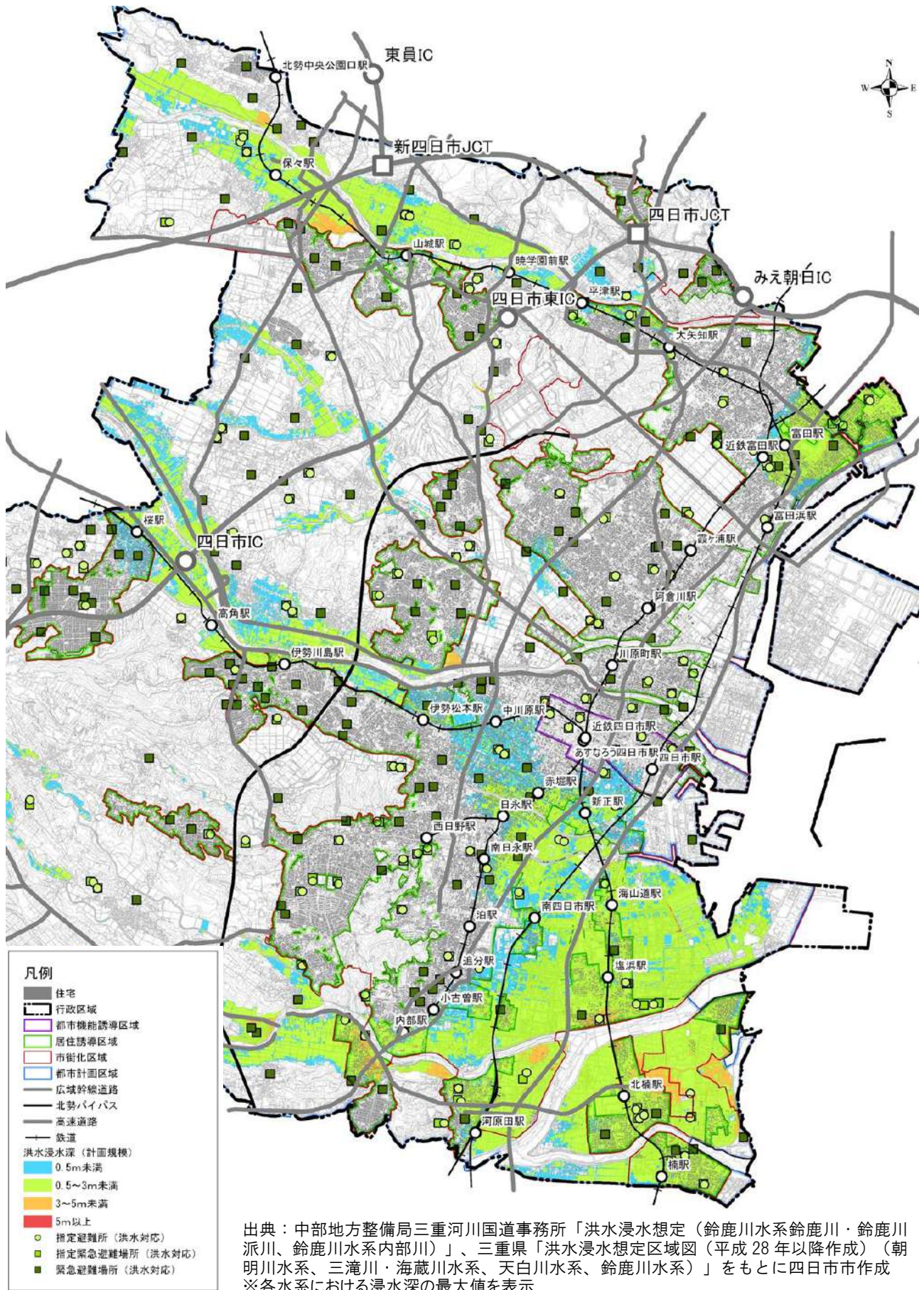


洪水浸水想定区域は河川沿岸部や下流域を中心に広範囲に存在しています。

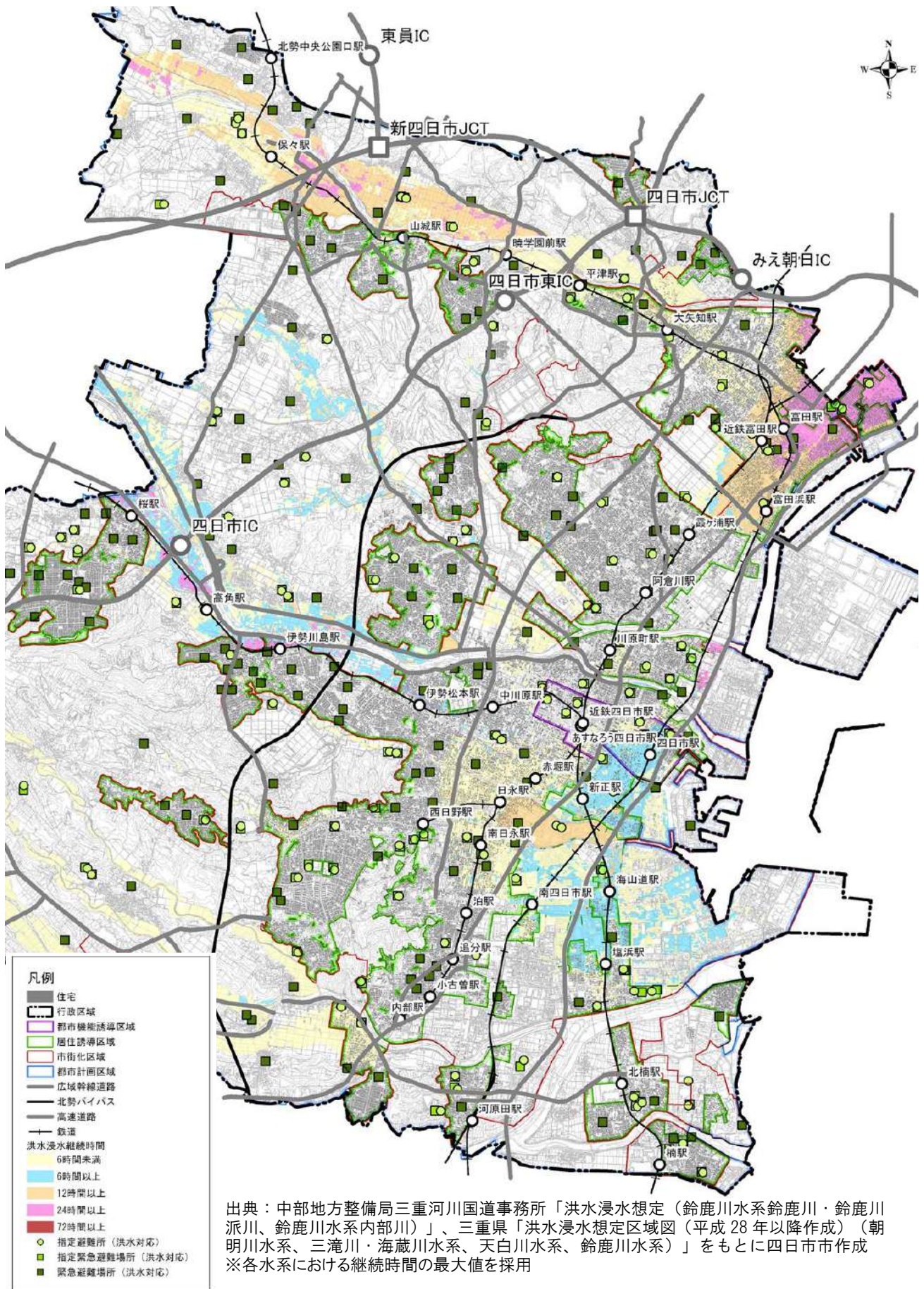
■洪水浸水想定区域（想定最大規模）



■洪水浸水想定区域（計画規模）

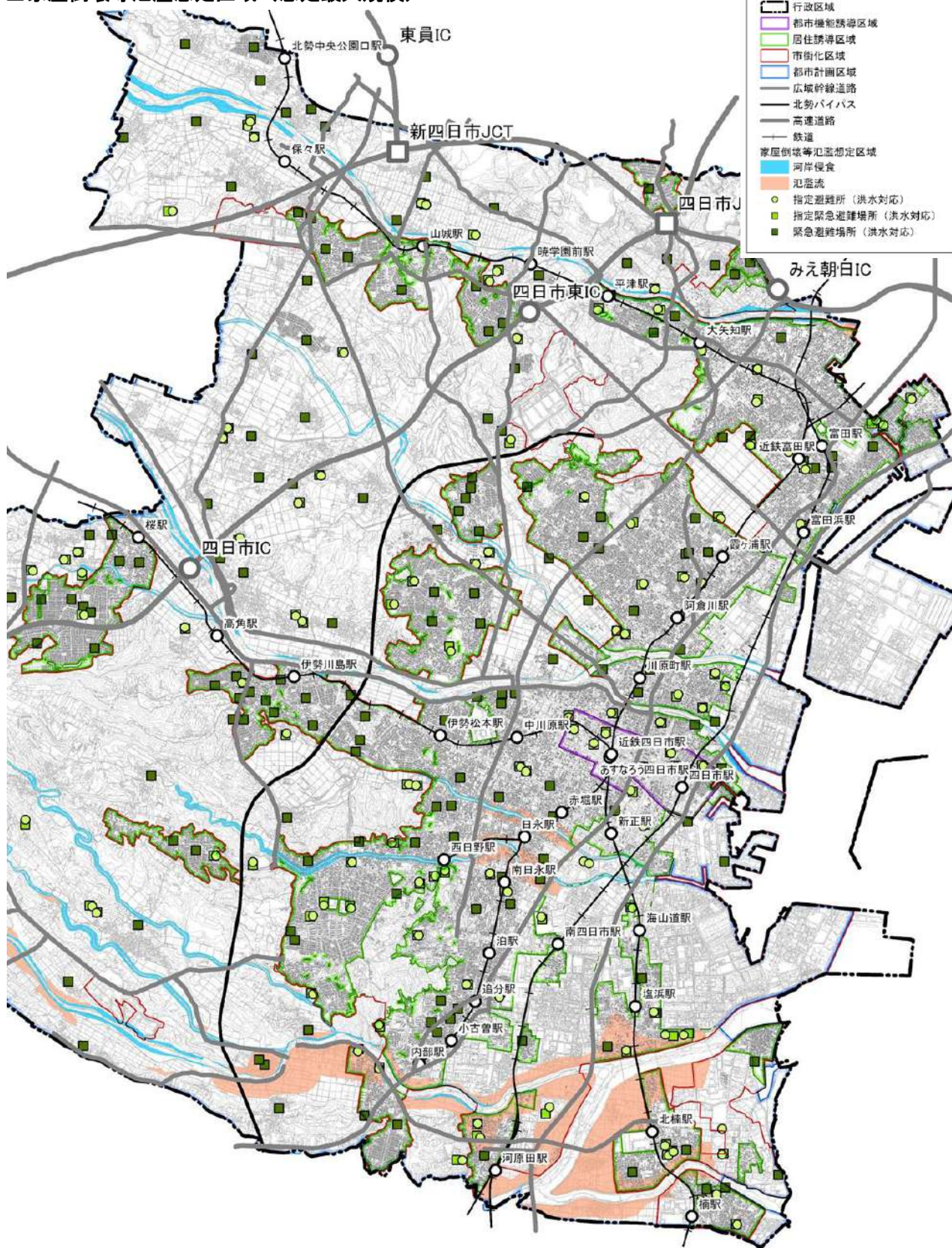


■ 浸水継続時間（想定最大規模）



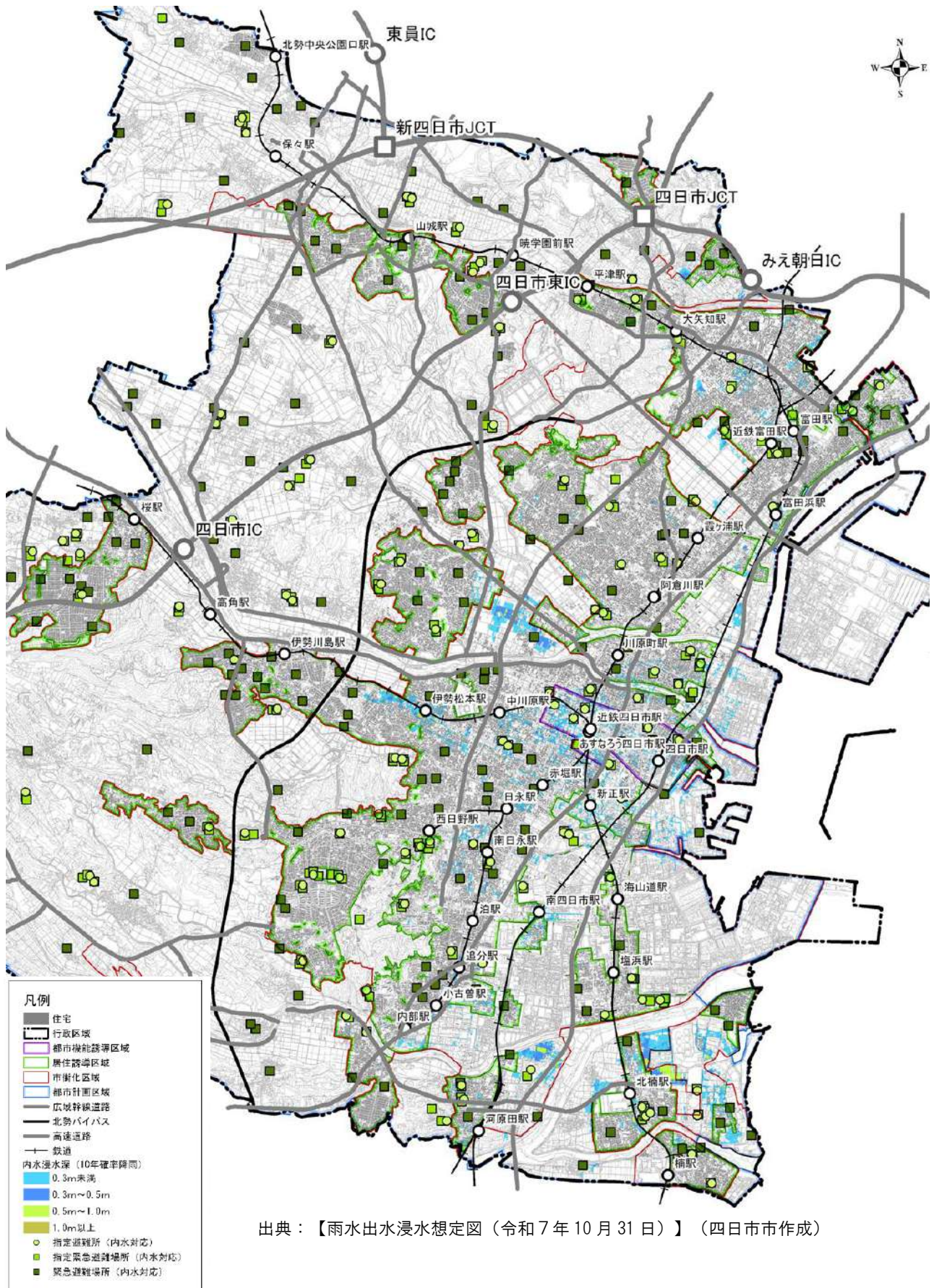
洪水による家屋倒壊の危険性が高い家屋倒壊等氾濫想定区域についても鈴鹿川、内部川沿い等を中心に存在しています。

■家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）



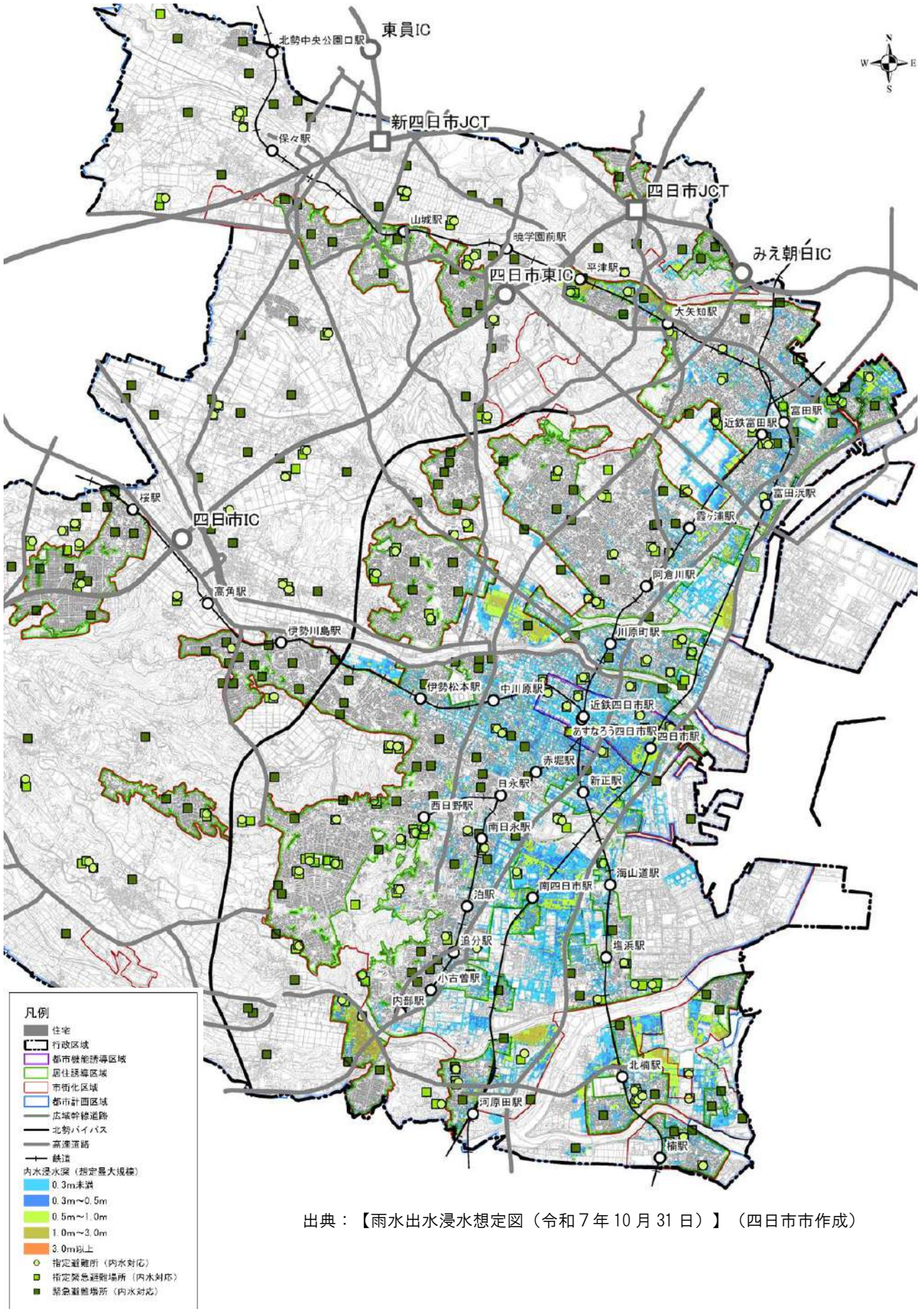
出典：中部地方整備局三重河川国道事務所「洪水浸水想定（鈴鹿川水系鈴鹿川・鈴鹿川派川、鈴鹿川水系内部川）」、三重県「洪水浸水想定区域図（平成 28 年以降作成）（朝明川水系、三滝川・海蔵川水系、天白川水系、鈴鹿川水系）」をもとに四日市市作成
 ※各水系において氾濫流と河岸侵食の範囲の広い方を表示

■雨水出水浸水想定区域（10年確率降雨）



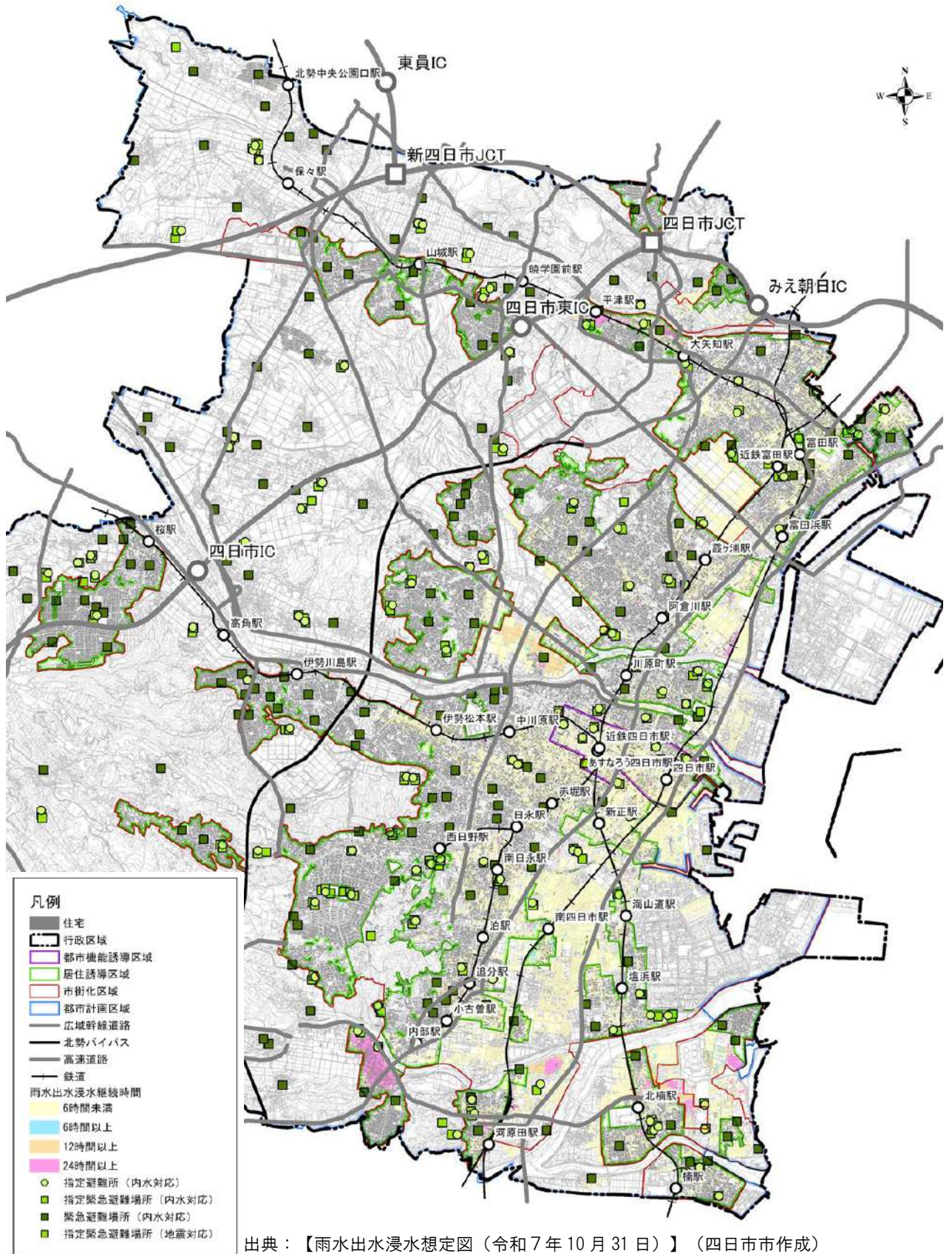
出典：【雨水出水浸水想定図（令和7年10月31日）】（四日市市作成）

■雨水出水浸水想定区域（想定最大降雨）

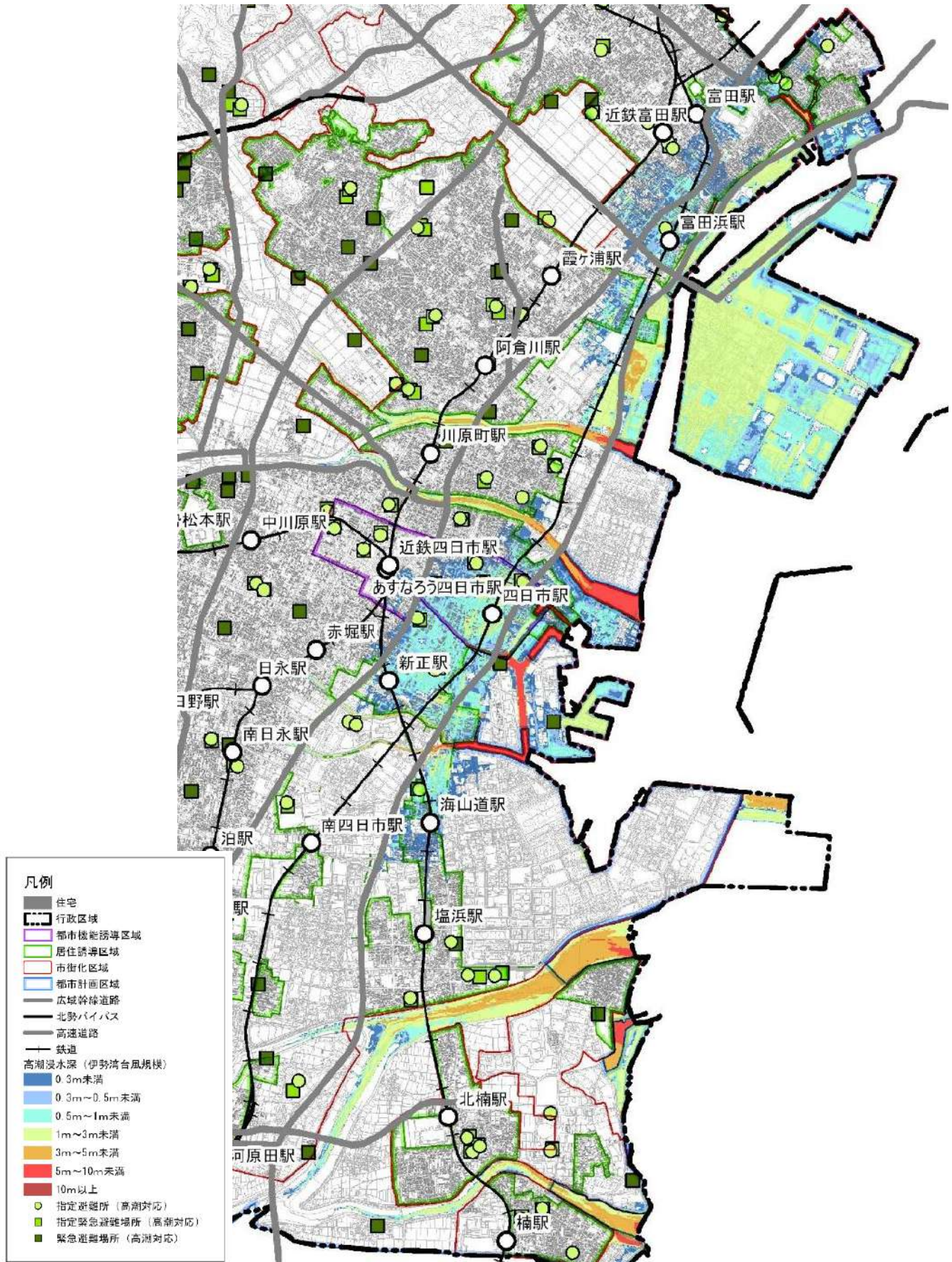


出典：【雨水出水浸水想定図（令和7年10月31日）】（四日市市作成）

■雨水出水浸水継続時間（想定最大規模）

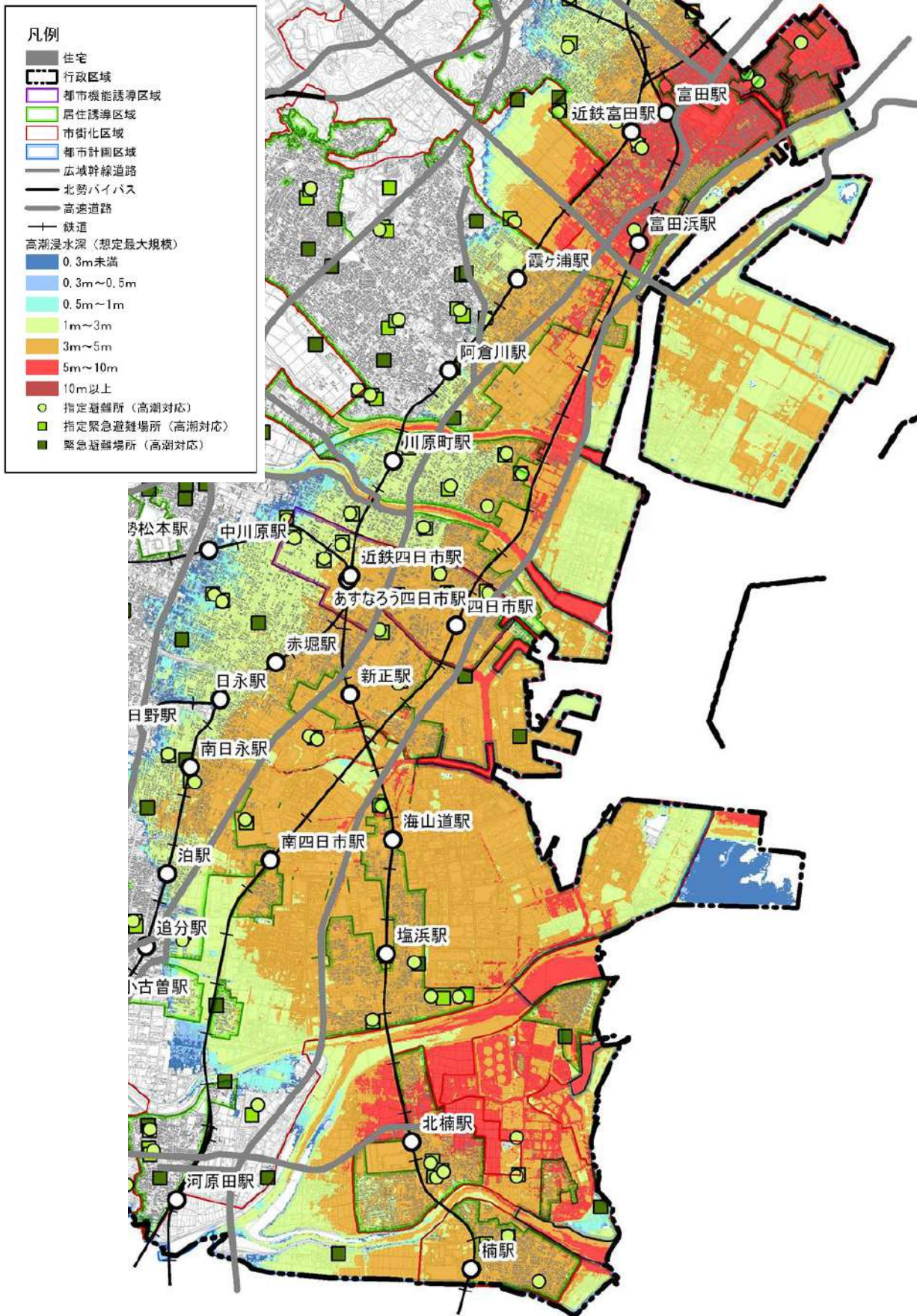


■高潮浸水想定区域（伊勢湾台風級）



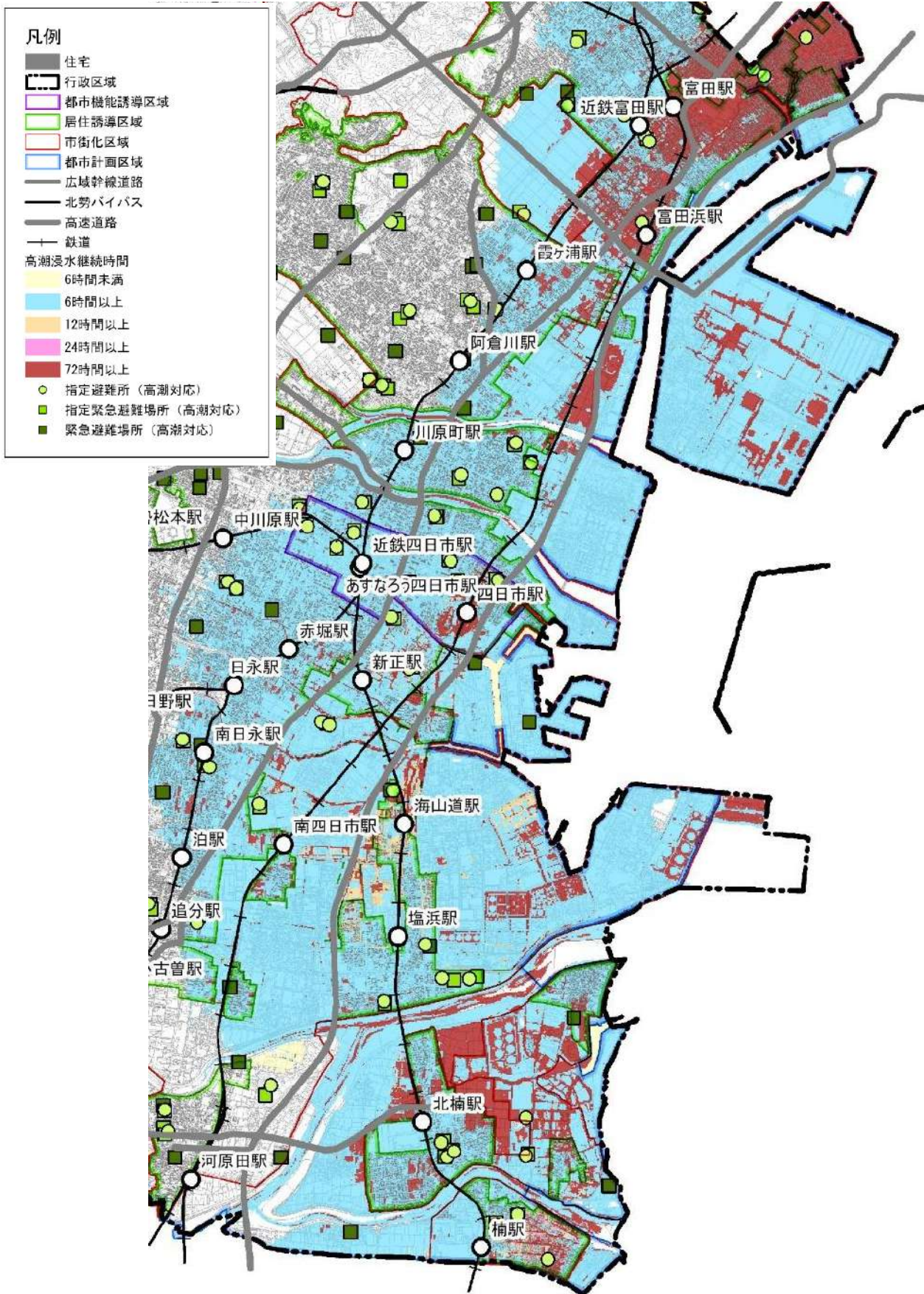
出典：【高潮浸水想定図（令和5年3月24日）】（三重県公表）をもとに四日市市作成

■高潮浸水想定区域（想定最大規模）



出典：【高潮浸水想定図（令和5年3月24日）】（三重県公表）をもとに四日市市作成

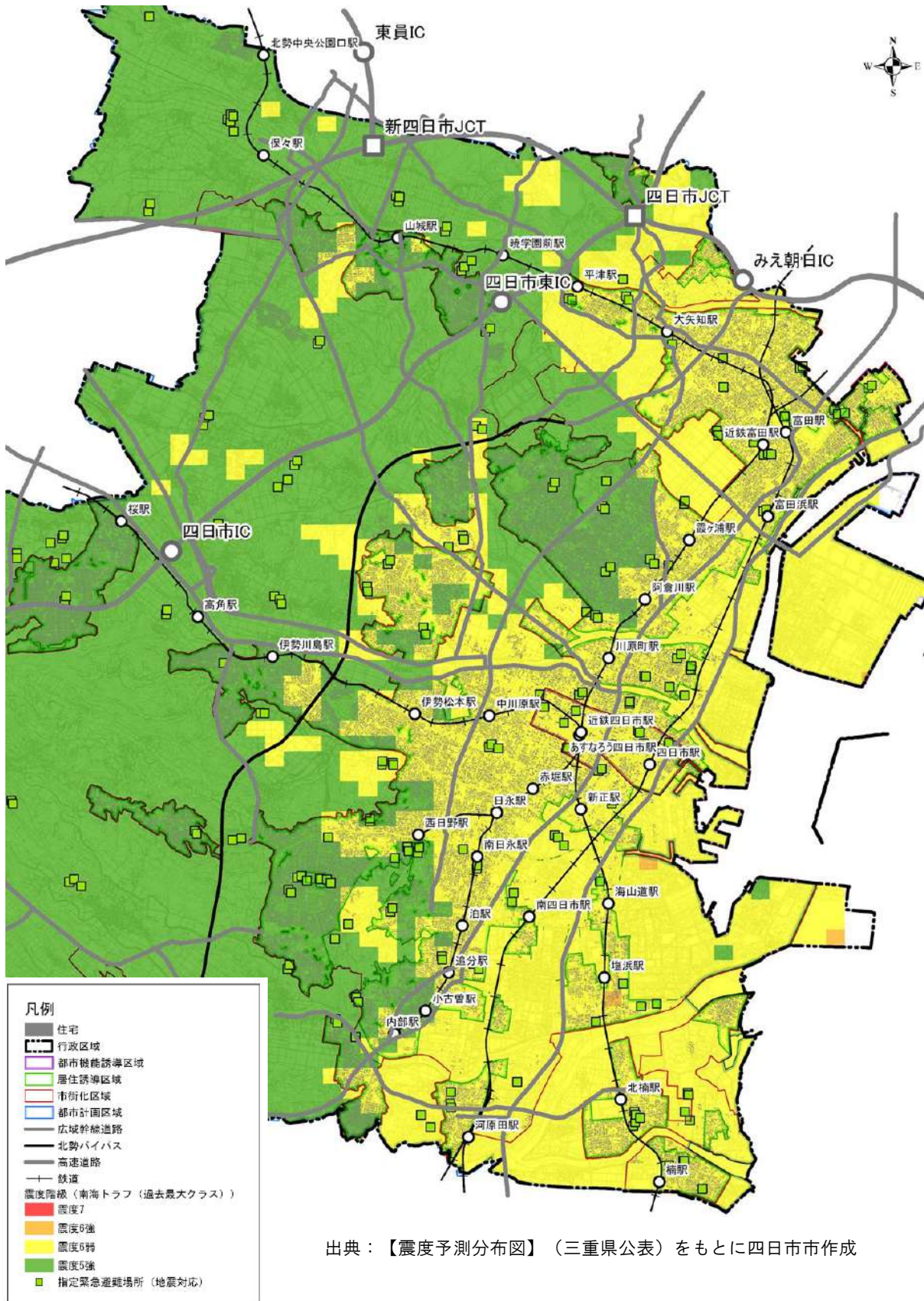
■高潮浸水継続時間（想定最大規模）



出典：【高潮浸水想定図（令和5年3月24日）】（三重県公表）をもとに四日市市作成

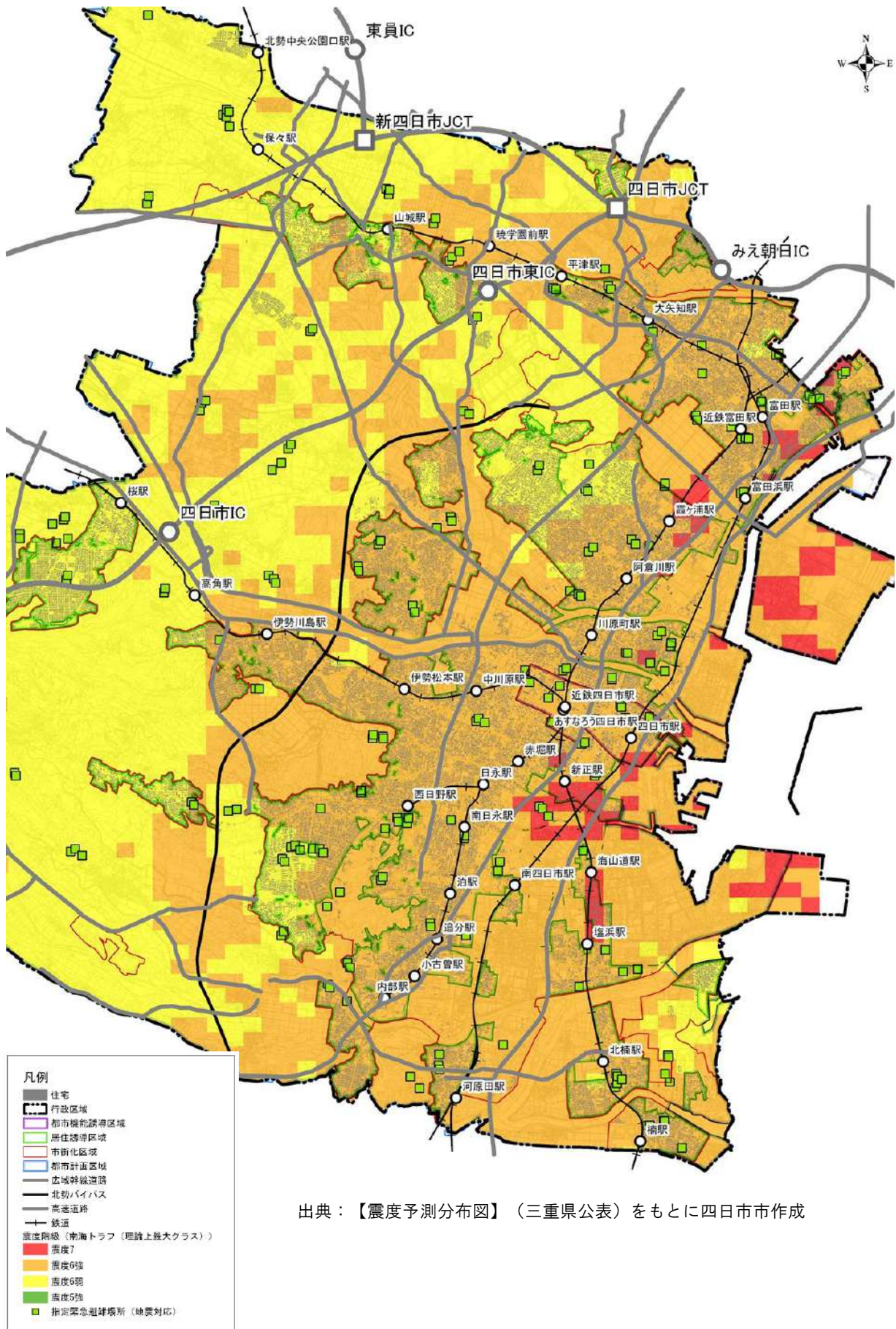
大きな被害が予測される南海トラフ地震（理論上最大震度）、養老－桑名－四日市断層帯の地震震度は広域的に震度6強以上が予測されます。液状化の危険性の高い区域も広範囲にわたります。

■震度分布（南海トラフ過去最大クラス）



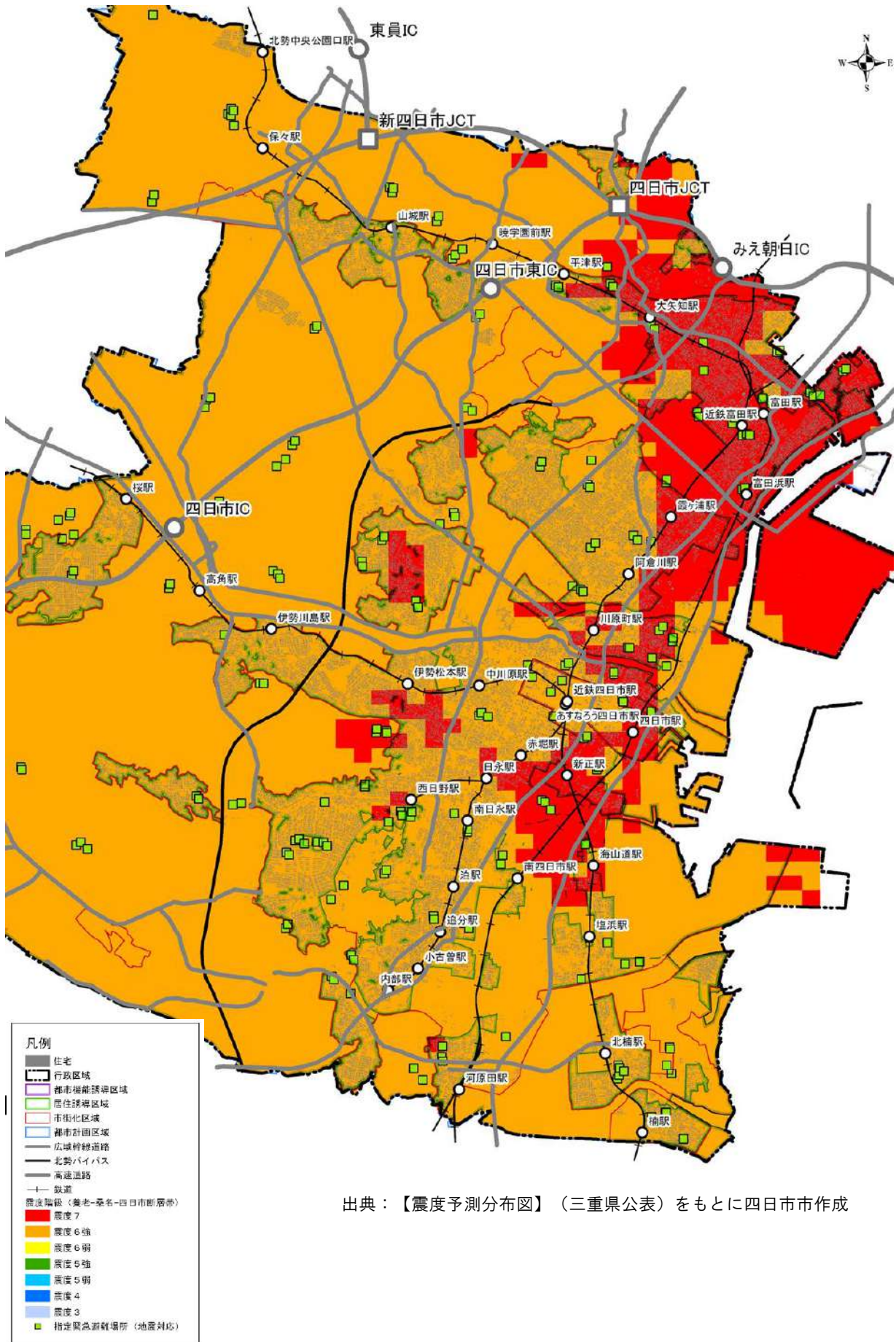
出典：【震度予測分布図】（三重県公表）をもとに四日市市作成

■震度分布（南海トラフ理論上最大クラス）



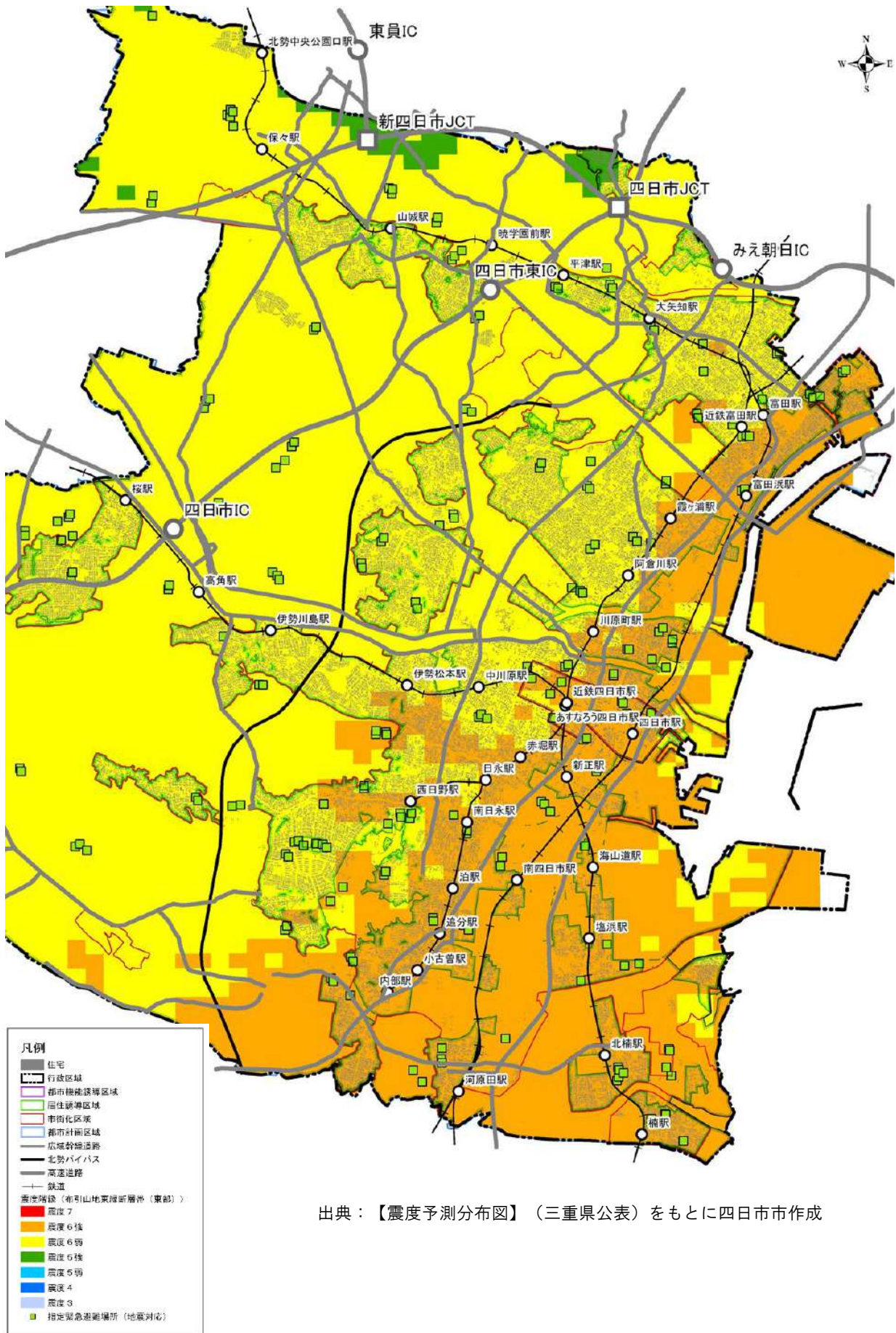
出典：【震度予測分布図】（三重県公表）をもとに四日市市作成

■震度分布（養老 桑名 四日市断層帯）



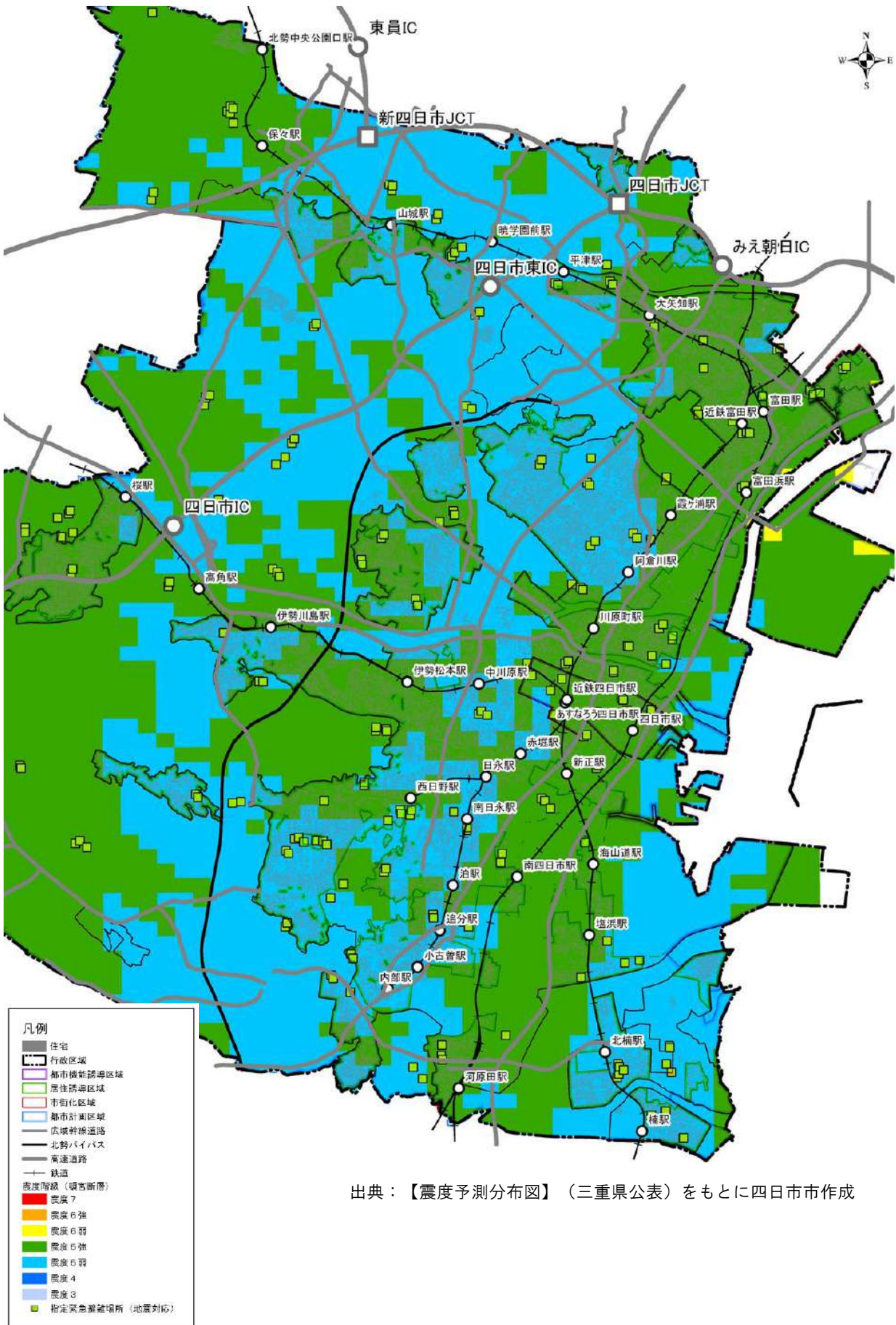
出典：【震度予測分布図】（三重県公表）をもとに四日市市作成

■震度分布（布引山地東縁断層帯（東部））



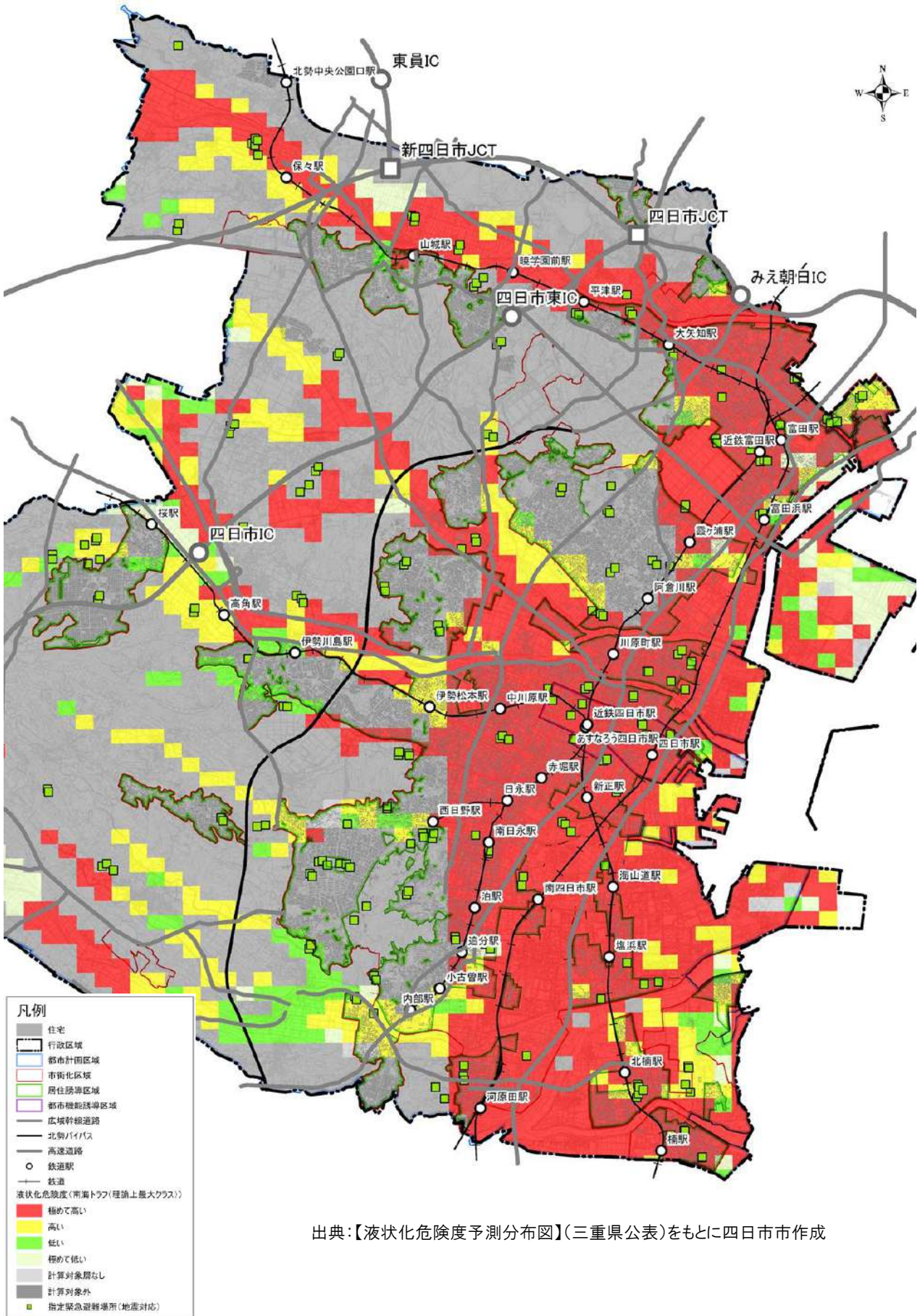
出典：【震度予測分布図】（三重県公表）をもとに四日市市作成

■震度分布（頓宮断層）



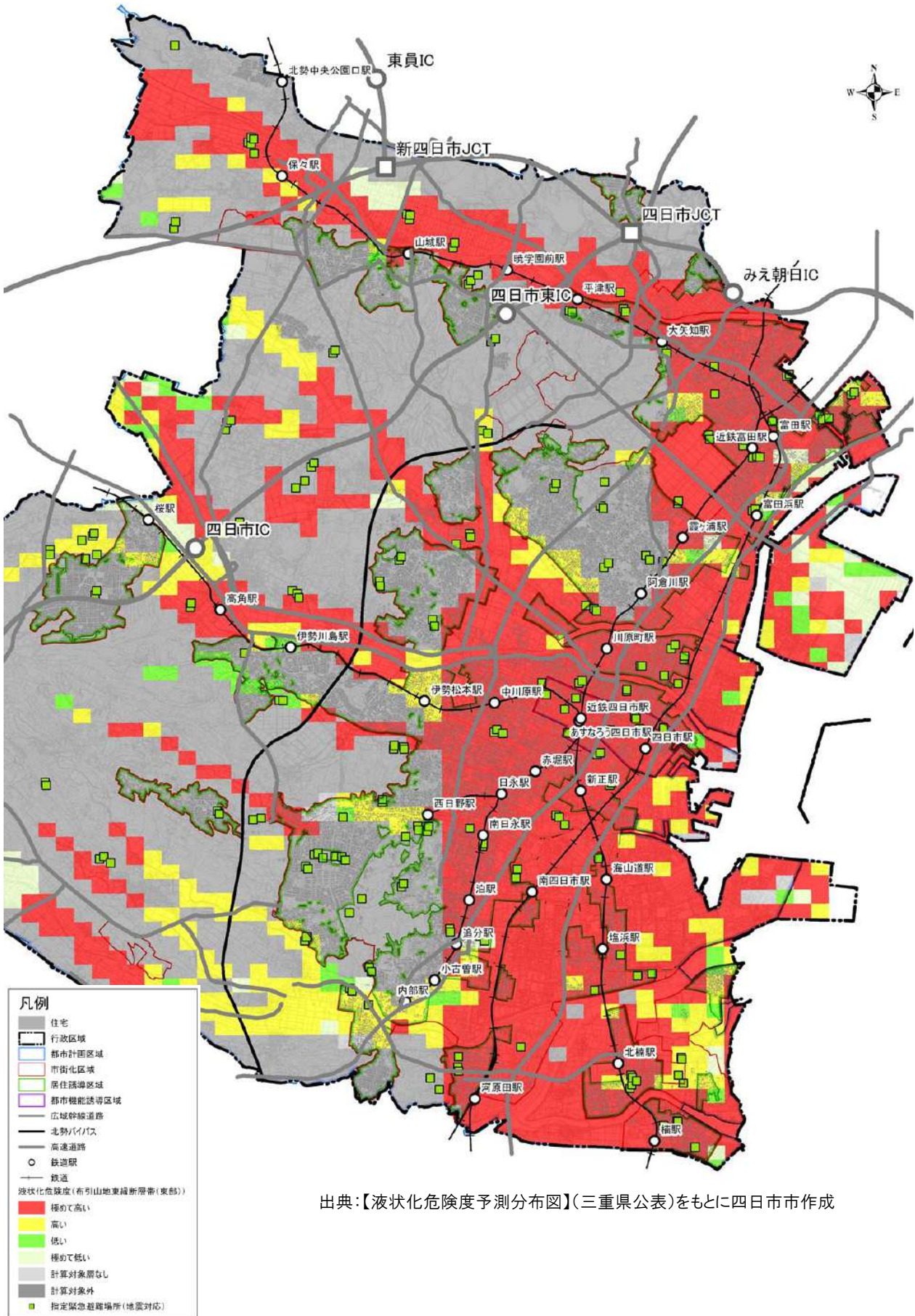
出典：【震度予測分布図】（三重県公表）をもとに四日市市作成

■液状化危険度（南海トラフ理論上最大クラス）



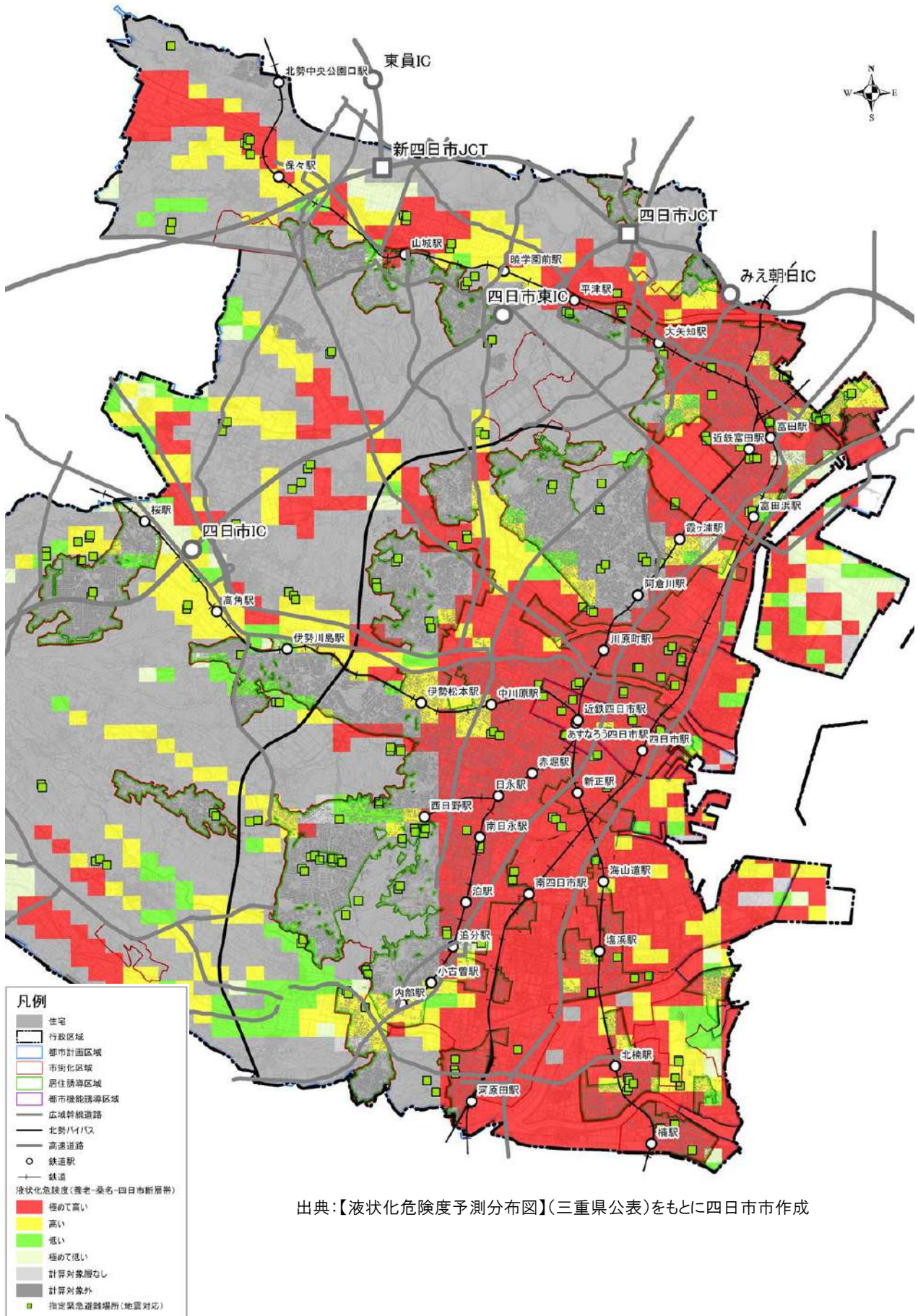
出典：【液状化危険度予測分布図】(三重県公表)をもとに四日市市作成

■液状化危険度（養老 桑名 四日市断層帯）



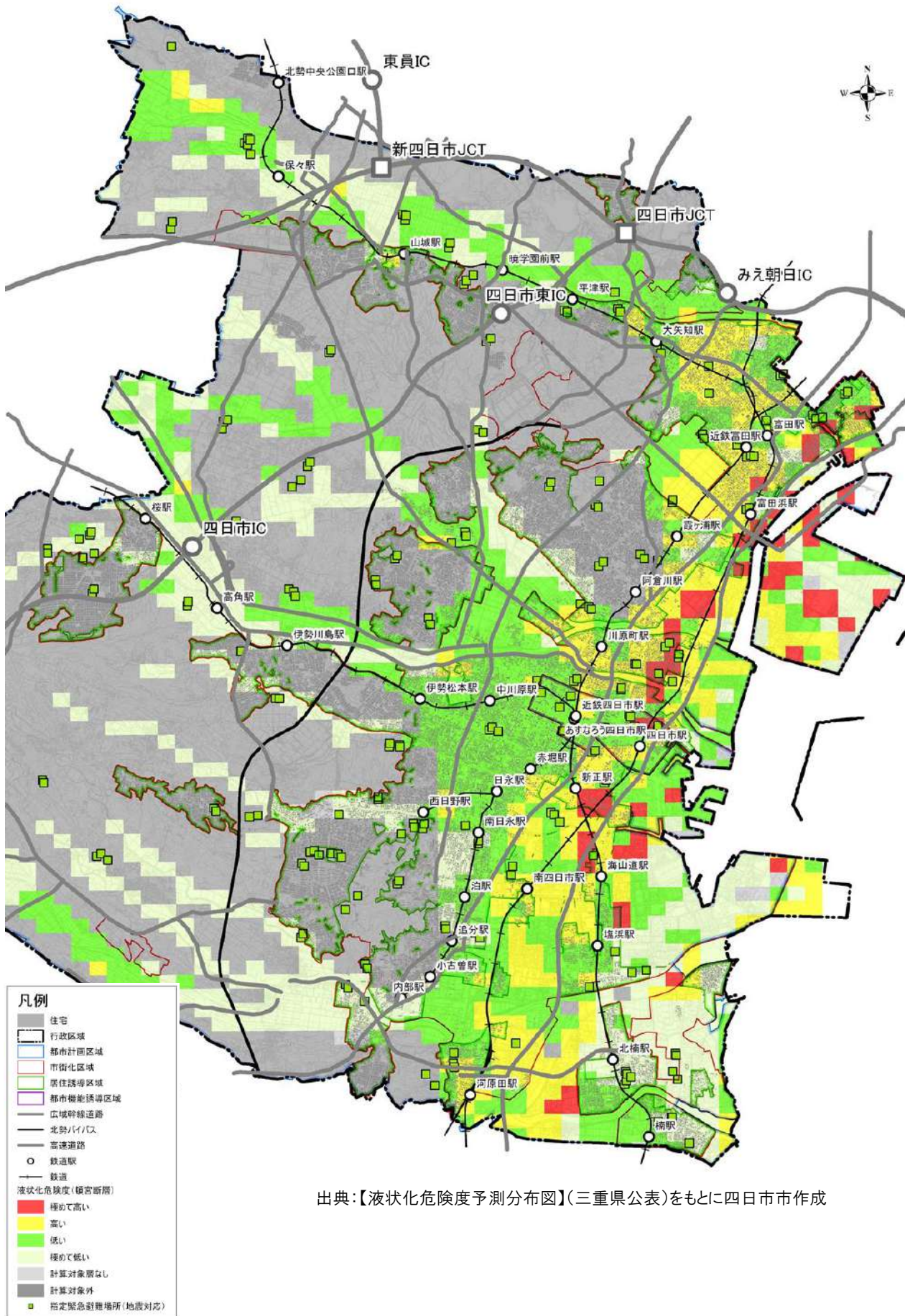
出典：【液状化危険度予測分布図】(三重県公表)をもとに四日市市作成

■液状化危険度（布引山地東縁断層帯（東部））



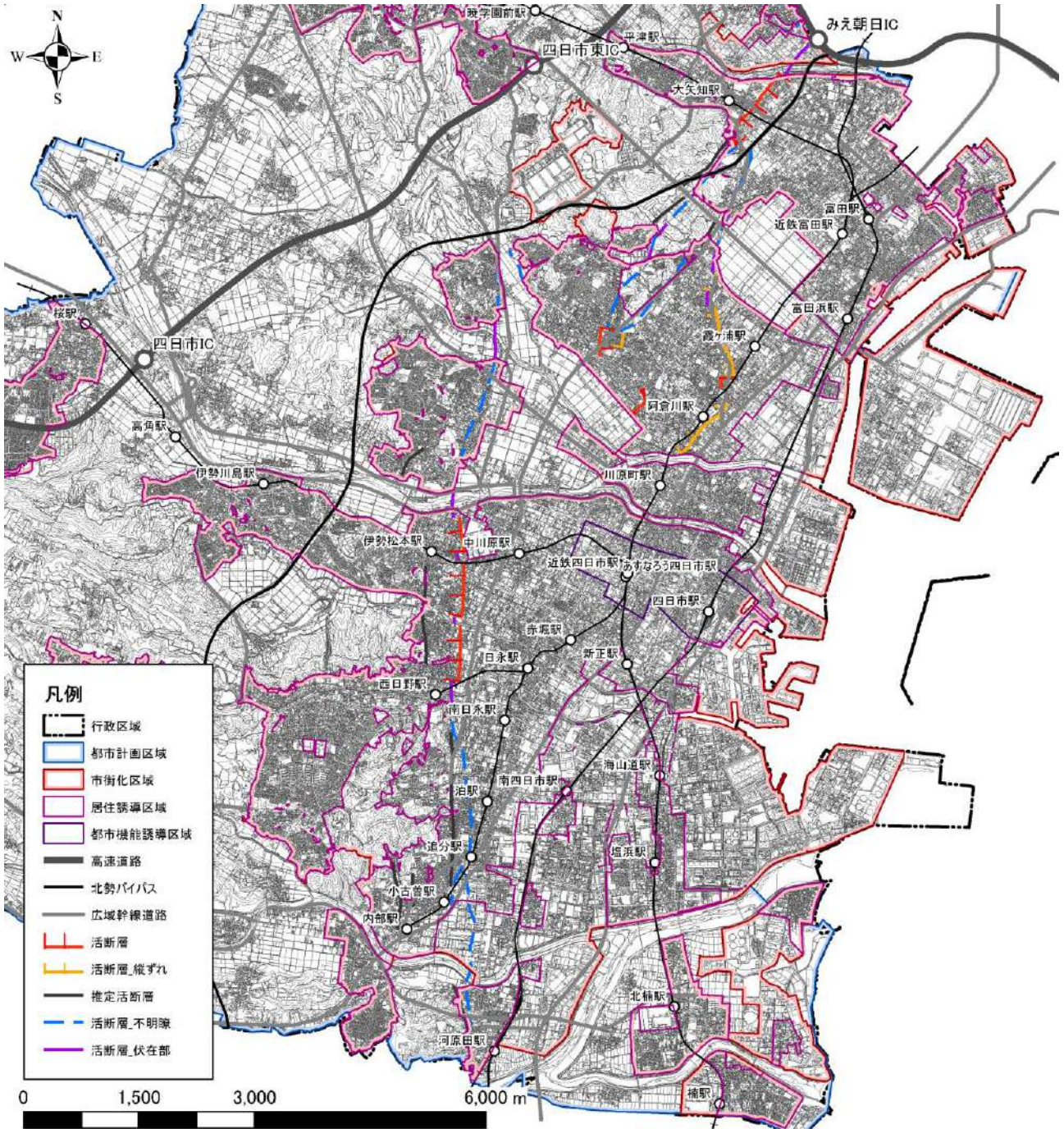
出典：【液状化危険度予測分布図】(三重県公表)をもとに四日市市作成

■液状化危険度（頓宮断層）



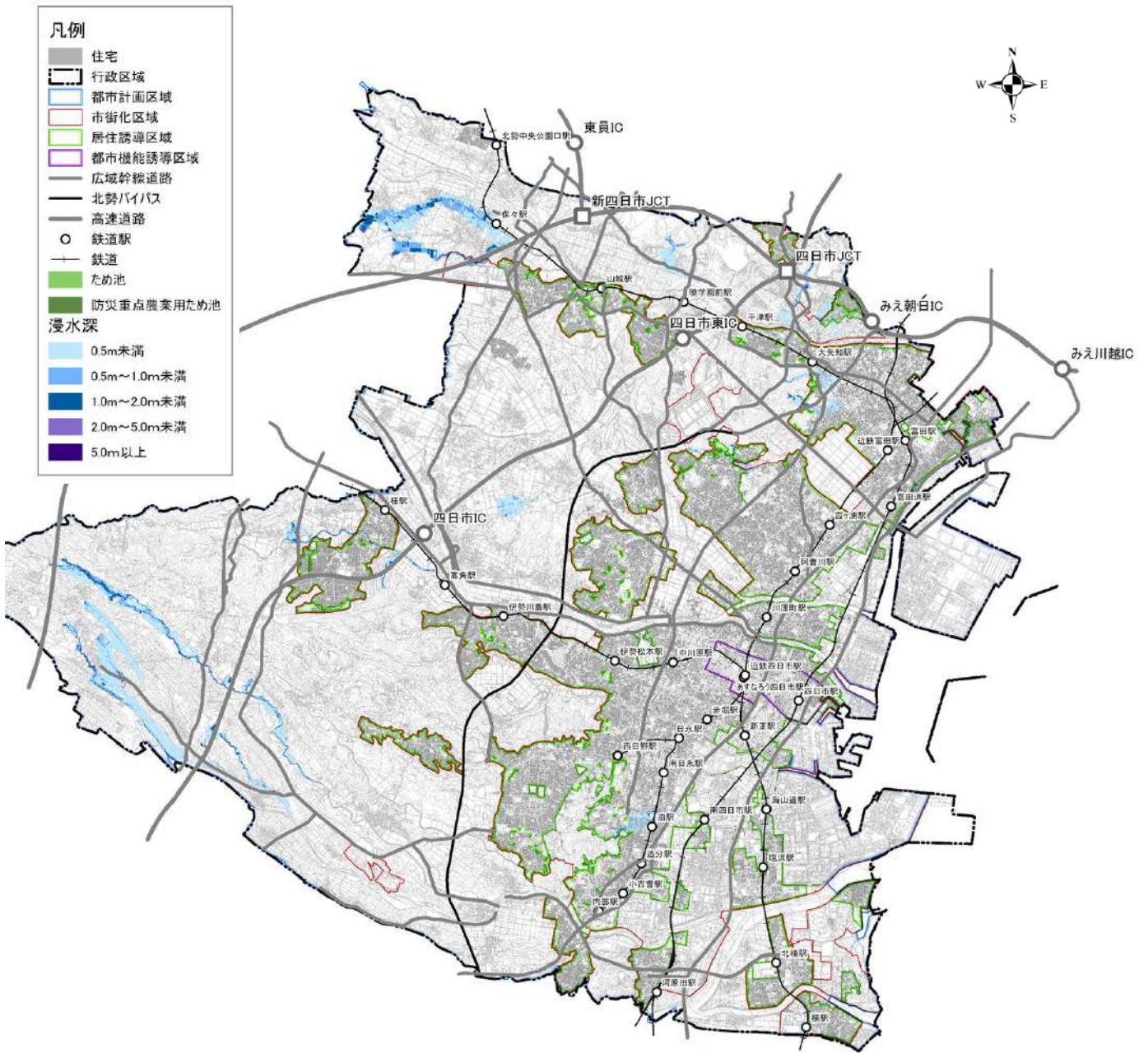
出典：【液状化危険度予測分布図】（三重県公表）をもとに四日市市作成

■活断層位置図（参考）



出典：防災みえ.jp（三重県公表）の資料をもとに四日市市作成


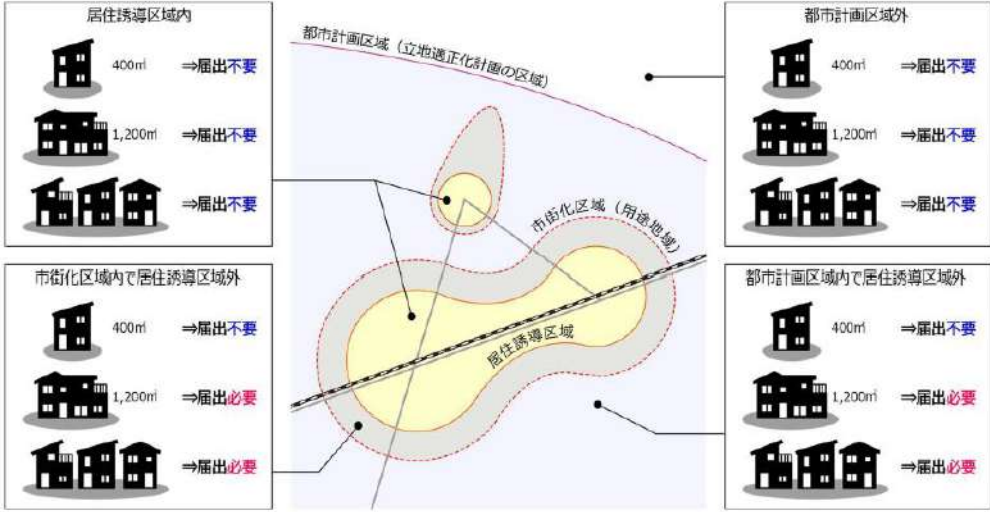
■ため池ハザードマップ



(9) 防災指針の具体的な取組

(防災関連計画：国土強靱化地域計画→■、地域防災計画→●、鈴鹿川流域治水プロジェクト→▲とする)

具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等
取組方針① リスク回避		
<p>1. 災害リスクの高い区域の居住誘導区域からの除外 【災害リスクの高い区域】 都市再生特別措置法において、居住誘導区域に含めるべきでないとする、建築物の構造規制などがかかる「土砂災害特別警戒区域」、切土・盛土や木竹の伐採など一定の行為が制限される「急傾斜地崩壊危険区域」を除外。 津波災害について、河川や海岸の堤防・護岸の整備などのハード対策に加え、津波避難ビルの指定、津波避難マップによるリスクの周知などソフト対策もなされており、基本的に除外しないが、事前予測が困難なうえ、津波浸水深 2m 以上で木造建築物が再生不可能な全壊となる割合が飛躍的に増加することから、津波浸水深 2m 以上の区域は居住誘導区域から除外。 ※「土砂災害警戒区域」は、リスクの周知とともに危険度が高まった場合の周知体制など対応がなされていることから除外しない。「浸水想定区域」は、千年に一度の規模の降雨を想定しており、浸水や家屋倒壊等のリスクの高い区域が広範囲に及ぶものの、河川の護岸整備などのハード対策、ハザードマップによるリスクの周知や河川水位監視などソフト対策を進めているほか、津波災害に比べ事前避難が可能であることなどから、除外しない。地震災害については、南海トラフ地震(30年発生確率 80%)や養老-桑名-四日市断層帯地震(発生確率 0~0.7%)により市域のほとんどが震度 6 強以上になる予測であり、除外は現実的ではないことから、建築物の耐震不燃化の促進や輸送に係る道路網の整備、オープンスペースの確保などの対策の推進を前提に除外しない。</p>	市	-(都市再生特措法)
<p>2. 災害ハザードエリアにおける開発許可規制 1. 災害レッドゾーンにおける開発許可制度 都計法第33条第1項第8号において、自己以外の居住の用に供する住宅の開発行為及び自己以外の業務の用に供する施設の開発行為について、原則禁止していたが、令和4年4月1日以降、自己業務の用に供する施設の開発行為についても原則禁止。 災害レッドゾーン: 災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域 2. 市街化調整区域の開発許可の厳格化(都市計画法第34条第11号・第12号関係) 本市における都計法第34条第12号に基づく区域について、令和4年4月1日以降は以下の区域を除外。(第11号に基づく区域は指定なし) 1) 建築基準法第39条第1項の災害危険区域 2) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 4) 土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域 5) 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域 6) 水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域 7) 令第8条第2号口から二までに定める土地の区域 3. 都市計画法第34条8号の2 市街化調整区域内の災害レッドゾーン内に存する住宅等について、災害レッドゾーン以外の土地へ移転する場合、移転先においても用途や規模が同様であり、従前の建築物を除却すること等を条件に許可が可能。</p>	市	-(都計法)

具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等								
<p>3. かけ地近接等危険住宅移転事業(土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用) 土砂災害特別警戒区域、かけ条例で規制されている区域内の住宅について、危険住宅を除去し、安全な場所に新たな住宅を建築又は購入するのを促進するため、除却等費及び建設助成費等を補助。</p> <p>全国各地で、台風や集中豪雨等による大規模な土砂災害が多数発生しています。</p> <p>あなたのお住まいは安全ですか？</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《補助制度の概要》</p> <p>(1) 除却等費 ○除却費【令和6年度上限】 木造住宅：3.2万円/㎡ 非木造住宅：4.6万円/㎡</p> <p>○引越費用等 最大 97.5万円</p> <p>(2) 建設助成費 【一般地域】 最大 421.0万円 【保全人家10戸未満の区域】 最大 731.8万円</p> </div>  <p>市では、かけ地の崩壊等の恐れがある土地に建っている危険な住宅の移転を促進することを目的に、移転に要する経費の一部を補助する制度を設けています。</p>	市	- (土砂災害防止法)								
<p>4. 誘導区域に係る届出制度の活用等による立地誘導 居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為または建築等行為を行う場合、都市再生特別措置法第88条第1項に基づき、当該行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要。なお、当該行為が居住誘導区域内の住宅等の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行う場合がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">開発行為</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">建築行為等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</td> <td>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ※</td> </tr> <tr> <td>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも</td> <td>② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）</td> </tr> <tr> <td>③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）</td> <td>③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「住宅」の定義については、建築基準法における住宅の取扱いを参考にすることが考えられます。</p> <p>■ 届出の対象例</p>  <p>※本市では、令和8年3月現在、条例を定めていません</p>	開発行為	建築行為等	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ※	② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも	② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）	③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）	③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合	市	- (都市再生特措法)
開発行為	建築行為等									
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ※									
② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも	② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）									
③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）	③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合									

具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等
取組方針② リスクの低減(ハード)		
1. 緊急輸送道路の指定、機能確保 災害時の情報収集、緊急物資の運搬等、緊急輸送道路の果たす役割は大きいことから、市は、主要な防災拠点を結ぶ幹線道路を緊急輸送道路として指定する。また、防災関係機関と連携して、河川、海路、空路といった道路以外の輸送網との連携に配慮する。	国、県、市	●P46
2. 避難路等の整備、保全 避難時に徒歩等で避難することを前提に、避難経路や移動経路の整備を行う。土砂災害防止施設の整備を進め、避難場所の保全を推進する。また、道路の途絶を防ぐため、無電柱化、避難行動中の路上での二次被害防止のための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板等の落下防止、交通安全対策等についても推進する。	国、県、市	■P13,15
3. 都市の発展と命を支える道づくり(都市計画道路整備等) 道路整備の方針を踏まえた道路整備の推進(三重橋垂坂線(L=0.6 km)、泊鵜線・日永八郷線(L=1.1 km)、四日市中央線(L=0.8 km)、金場新正線(L=0.8 km)、千歳町小生線(L=0.7 km)など)	市	■別冊P1
	市	■別冊P1
4. 公園施設の整備・長寿命化の推進 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、関係機関と連携して公園施設の適切な整備・長寿命化対策を推進する。	市	■P50
5. 避難地機能を有する大規模公園の整備 災害時の避難地としての機能を確保するため、垂坂公園・羽津山緑地の整備を進める。	市	■別冊P2

具体的な取組(施策)

実施
主体
防災関連
計画等

6. 河川の整備

河道掘削や堤防、護岸、ダム等の整備・機能強化等の対策等を進める。

【鈴鹿川流域治水プロジェクト 2.0】



【四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト(主要施策)】



国、県、市 ■P16

具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等
<p>7. 河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全</p> <p>津波等による被害軽減を図るため、関係機関と連携して河川・海岸堤防等や大型水門、ダム等の整備、地震・津波対策及び機能保全を推進する。また、港湾・漁港施設については、関係機関と連携して耐震対策及び機能保全を推進する。</p>	国、県、市	■P15
<p>8. 雨水排水対策整備事業</p> <p>雨水管理総合計画に基づき、阿瀬知第2ポンプ場やまつの雨水2号幹線等の整備推進。</p> <p>【雨水排水対策の状況】</p> <p>【阿瀬知第2ポンプ場及び松野雨水2号幹線整備計画図】</p> <p>図8 阿瀬知第2ポンプ場（分流雨水）及びまつの雨水2号幹線</p>	県、市	■ 別冊 P3

具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等
------------	------	---------

9. 田んぼダム活動への支援

国において畦道補強や排水国の整備等の支援制度を運用、四日市市において調整板(堰板)の設置を支援(流域全体での取組【三重県、四日市市、鈴鹿市、亀山市】)

<対策のポイント>

水田の落水口に流出量を抑制する堰板等を取り付け、水田に降った雨を一時的に貯留することで、実施する地域や下流域の河川や水路における水位の急上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させ「田んぼダム」の取組を推進します。

<事業の内容>

- 1. 畦畔補強や排水口の整備等に対する支援**
「田んぼダム」の実施に向けた畦畔再構築や調整活動等を定額で支援します。
【主な助成率】畦畔築立 14万5千円/100m、排水口整備 4万円/箇所
【対象事業】 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、国営農用地再整備事業、農地耕作条件改善事業
- 2. 営農再開時の速やかな排水に向けた支援**
「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援します。
【対象事業】 水利施設整備事業(流域治水対策型)
- 3. 「田んぼダム」の活動に対する支援**
多面的機能支払交付金の資源向上支払(共同)において、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置や畦畔の嵩上げ、これらの維持管理等を支援します。
【交付単価】 都府県 2,400円/10a、北海道 1,920円/10a
【加算措置】 都府県 400円/10a、北海道 320円/10a
※「田んぼダム」の取組実施による加算。
※資源向上支払(共同)を5年以上実施した地区又は資源向上支払(長寿命化)と合わせて取り組む地区は75%単価を適用。

【実施要件】

- 「田んぼダム」の取組等を定めた計画を策定すること(1~3の支援)
- 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること(1、2の支援)
- 流域治水プロジェクト等が策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するものであること(1、2の支援)
- 資源向上支払(共同)を実施しており、同支払の交付を受ける田面積のうち5割以上で「田んぼダム」を実施していること(3の支援)

<事業イメージ>

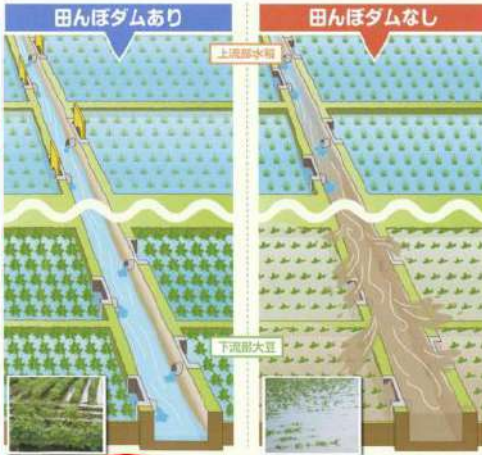


「田んぼダム」に取り組みませんか？

「田んぼダム」とは？

田んぼが元々持っている「水を貯める機能」を有効に利用し、大雨が降った時に田んぼに「一時的に水を貯める」ことで、下流の水路・河川の水位上昇を抑え、洪水被害を軽減しようとする取組です。

- ①田んぼに降った雨を、排水口を狭くしてゆっくり排水することで、豪雨時に雨水が一時的に田んぼ内に貯留され、洪水被害を軽減します。
- ②完全に排水を止めるのではなく、排水量を減らし、一時的に田んぼに水を貯留します。
- ③「安価」で「直ぐ」に実施できる治水手段です。
- ④上流部の水田からの排水を抑制することで、下流部にある大豆などの転作水田が浸水被害を受ける可能性を低減する効果があります。



実施例



※10cmの貯水により、10haで1万トンの水を貯留できます。

【お問い合わせ先】

- 田んぼダムに関すること 四日市市 農水振興課 354-8185
- 市街北調整区域の水路及び河川に関すること 四日市市 河川排水課 354-8357
- 市街北区域の水路に関すること 四日市市 上下水道局総務課 354-8354

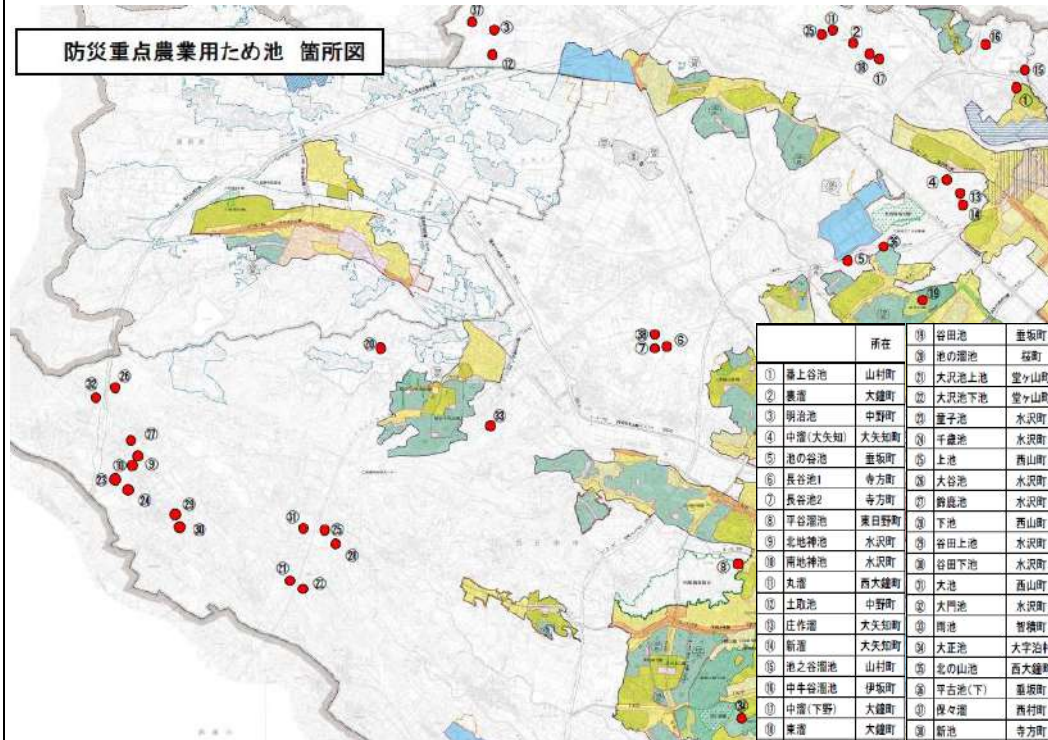
国、市、民間 ▲

具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等
------------	------	---------

10. ため池の適正な管理と整備、活用

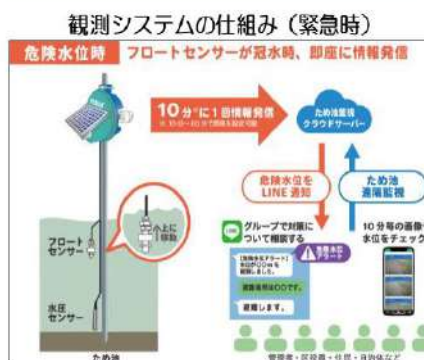
流域全体での取組【三重県、四日市市、鈴鹿市、亀山市】

市内82池のため池のうち38池を防災重点農業用ため池に指定。このうち、30池に耐震対策を実施する必要があるが、早期の対策は困難であることから、当面の対策として、防災重点農業用ため池38池全てに、現況映像と併せて水位確認ができる遠隔監視カメラの設置を行う。カメラ映像を市ホームページから確認できるなど、緊急時のアラートを通知するシステムを構築し、ソフト対策としての防災対策の推進を図る。



市 ▲

【カメラ設置の効果】



具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等
<p>11. 都市農地・里山などの樹林地の保全</p> <p>自然共生ゾーン内の豊かな自然は、次の世代に引き継ぐべき重要な資産であり、農業の健全な育成と樹林地や里山の保全に向けた土地利用を進める。 景観計画を運用しつつ、関係部局・関係機関が連携しながら樹林地等の保全を図る。 【都市計画マスタープランに係るこれまでの取組】</p> <p>○取組状況 ・農業振興地域、農用地区域の指定などによる農地の保全 ・風致地区の都市計画決定、保全配慮地区(緑の基本計画)の位置付け、市民緑地制度などによる里山の保全</p>  <p>○風致地区 ・良好な自然環境を有する土地を計画的に維持・保全するため市条例により建築、木竹の伐採、土石の採取などを規制(551.4都市計画決定) ・近年の再生可能エネルギーのための土地利用が課題となり、緑地量の確保のため条例を改正(R2.3)</p> <p>○市民緑地制度 ・里山等身近な民有地を地域住民の手で管理・整備し市民の憩いの場として活用する制度 ・市は所有者から土地を借り受け地域団体などに維持管理と整備を委託 ・R5.3時点 11箇所開設(約9.1ha)</p> <p>○保全配慮地区(緑の基本計画) ・市街地外縁部のまとまった規模の丘陵樹林地を緑の保全に関して重点的に配慮を加えるべき地区として設定(通称セブンヒルズ) ・新たな保全措置が必要なものは、市民緑地制度を積極的に活用するとともに、地区計画などによる緑地保全に向けた制度の活用を検討</p> <p>○その他</p> <p>三重県林地開発許可制度 ⇒地域森林計画対象民有林で土地面積が1ha超のもの(R5.4.1～太陽光発電は0.5ha超のもの)で、土石又は樹根の採掘など土地の形質を変更する行為は許可が必要(災害防止、水害防止、環境保全等に支障なければ許可)</p> <p>三重県里地里山保全活動支援事業 ⇒県が認定した団体に機材や苗木の購入経費等補助</p> <p>三重県みえ森と緑の県民税市町交付金事業 ⇒里山・竹林保全支援事業、災害からライフラインを守る事前伐採事業等</p>	<p>県、市 ▲</p>	
<p>12. 密度の高い既成市街地の解消に向けた取組</p> <p>地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密度の高い既成市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、公園等の防災施設を、地域特性に応じて整備する。</p>	<p>市</p>	<p>■P45</p>
<p>13. 狭あい道路後退用地整備事業</p> <p>大規模火災時の延焼防止や緊急車両等の通行確保を図るため、狭あい道路の拡幅整備等を推進する。</p> 	<p>市</p>	<p>■P14</p>
<p>14. 住宅の耐震化、不燃化</p> <p>耐震診断を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。また、老朽化マンションの建替えを促進する。さらに、不特定多数の者が利用するホテル、物販店舗等の大規模建築物の耐震化を進める。加えて、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、宅地の耐震診断、耐震化を促進する。</p>	<p>市</p>	<p>■P12</p>
<p>15. 空き家の除却、利活用の促進</p> <p>住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないため、住宅・建築物の耐震化や耐震性のない空き家の除却を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進める。</p>	<p>市</p>	<p>■P16(に一部記載あり)</p>

具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等
<p>16. 地区計画等による誘導(居室床面高さの嵩上げ等) 改正流域治水関連法【R3.5.10 公布】において、災害時の避難先となる拠点整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化することが可能に。</p> <p>地区計画において、新たに次の事項を地区整備計画に定めることができることとする ①【地区施設】避難路、避難施設、雨水貯留浸透施設 ②【建築物等に関する事項】居室の床面の高さの最低限度、敷地の地盤面の高さの最低限度</p> 	市	- (都計法)
<p>17. 急傾斜地崩壊対策事業 液状化、土砂流出、急傾斜地崩壊など多くの地区で地盤災害の危険性があるため、災害対策工事等のハード対策を国・県に要請するとともに、ハザードマップによる啓発活動や警戒避難体制整備などのソフト対策実施など、総合的な地盤災害対策を推進する。</p> 	県、市	● P39,58
<p>18. 砂防事業 砂防えん堤や溪流保全工等により、流域地域の保全および土石流などの土砂災害から下流部に存在する人家や公共施設等を守ることを主たる目的とした事業を進める。</p> 	県	- (砂防法等)
<p>19. 防災教育センター整備事業 北消防署併設の防災教育センターについて、VR 等の最新技術など、市民が災害を身近に感じ、実践的な対応を学ぶことができる機材の導入や施設の改修等を行う。</p>	市	■ 別冊 P6
<p>20. 防災倉庫の整備 各小中学校等に設置の防災備蓄倉庫において各地域の防災資機材の保全管理を行う。</p>	市	● P51
<p>21. 拠点となる指定避難所の機能強化への支援等 災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所の機能強化を推進する。</p>	市	■ P22
<p>22. 指定緊急避難場所等の整備 災害発生に伴う大規模な火災等が発生した場合に、熱や煙から市民の生命・身体を守るための安全な空間として避難場所を確保し、空間の拡充や保全に努める。さらに、一定期間滞在するための指定避難所と区別して、一定の基準を満たす施設や場所を緊急避難場所として予め指定する。指定緊急避難場所は、災害の種類に応じて指定する。</p>	市、民間	● P47
<p>23. 津波避難ビルの指定等避難場所の確保 津波浸水想定区域内の公共施設・民間施設から堅牢で高層な建物を津波避難ビルとして指定し、周辺市民や利用者等へ周知する。特に、人口等を勘案して施設の少ない地域は津波避難ビルを追加指定するほか、津波避難施設の整備、既存施設の外付け階段や屋上の手摺設置等を進める。津波浸水の恐れがある地域に構造物等を整備する際は、津波に対する安全性を確保するとともに、避難場所、避難経路等の整備を促進する。</p>	市	● P56(を踏まえた記載)

具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等
取組方針③ リスクの低減(ソフト)		
<p>1. ハザードマップの作成、更新 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等を状況に応じて更新する。 四日市市防災ハザードマップ(統合版)(R6.7)、津波避難マップ(H29.12 最終改訂)、洪水ハザードマップ(朝明川水系(R2.6)、三滝川・海蔵川水系(R3.6)、天白川水系(R4.7)、鈴鹿川水系(R1.6、R4.7))、高潮ハザードマップ(R6.3)、内水氾濫ハザードマップ(R6.3)、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ(R3.3)</p>	市	■P17
<p>2. 情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化 災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理する。また、四日市市防災情報ホームページや防災アプリ、安全安心防災メール、SNS、AI など情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組むとともに、「四日市市タイムライン(事前防災行動計画)」に基づく情報の提供に取り組む。</p>	市	■P17
<p>3. 防災知識と技術の普及及び意識の向上 市民等を対象にパンフレットやハザードマップ、家族防災手帳の配付のほか、防災大学や出前講座の実施など、多様な手段によって災害予防や避難方法、応急措置等について防災知識と技術の普及を図る。さらに、園児、児童生徒等に地域実情に即した災害予防や避難方法等、災害時の防災知識を理解させるために、各学校(園)が地域の防災訓練に参加できるよう支援していく。また、学校(園)における防災訓練が消防機関や自主防災組織、自治会等と連携して行えるよう働きかける。</p>	市、地域	●P32
<p>4. 継続的な防災訓練や防災教育等の推進 市立小中学校の児童生徒を対象に防災教育を実施する。なお、実践的な防災教育を行うため、設備の老朽化が進んでいる防災教育センターについて、最新技術の活用など施設の改修を行う。</p>	市	■P15
<p>5. AR 防災学習アプリ「ARLook(あるっく)」の開発・展開 分かりやすい防災情報の提供に取り組むため名古屋大学減災連携センターと共同で開発。現在地でカメラをかざすと、その場所の想定浸水深や避難所までの距離・方角を表示することができる。</p> <div data-bbox="183 1411 1204 2027"> </div>	市	▲(ソフト施策の推進)

具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等
<p>6. 防災マップ改正ワークショップ 水防法改正に基づき国・県管理河川について想定最大規模の降雨に対応した浸水想定や浸水継続時間等(ハザード)が公表されており、本市では、マップ改正の過程に住民が参加することにより、「市民の避難行動に結びつく防災マップ」を作成することを目的として、防災マップ改正ワークショップ等を実施。 H30:鈴鹿川水系に関わりのある5地区(楠・塩浜・内部・河原田・日永) R1:朝明川流域の6地区(富洲原・富田・八郷・下野・大矢知・保々) R2:三滝川水系・海蔵川水系に関係する14地区(桜・県・川島・神前・三重・常磐・海蔵・橋北・羽津・共同・同和・中央・港・浜田) R3:天白川・鹿化川、足見川・鎌谷川に関係する12地区(水沢・小山田・四郷・内部・塩浜・日永・常磐・共同・同和・中央・港・浜田)</p>	市	▲(ソフト施策の推進)
<p>7. 広域的な連携体制の構築、強化 防災関係機関との連携強化の推進により大規模災害時の応急体制を充実するとともに、国や三重県をはじめ、その他自治体などからの応援・受援などの連携を強化する。</p>	国、県、市	■P13,25
<p>8. 地域や企業の自発的な防災活動の促進 災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域や企業等の自発的な防災活動に関する計画の策定を促進する。</p>	市、市民	■P14
<p>9. 大規模地震に備えた協力体制の構築 南海トラフ沿いで観測される異常な現象が生じた場合の対応について、国、県、関係機関等と協力して取り組む。</p>	国、県、市	■P16
<p>10. 市民による自発的な防災活動の促進 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画の策定を促進する。</p>	市、地域、市民	■P17
<p>11. 警戒避難体制整備等のソフト対策 土砂災害ハザードマップ作成や避難勧告等を発令する際の的確な判断に繋げるため、県が提供する土砂災害危険度情報等の効果的な活用による警戒避難体制を整備する。</p>	市	■P18
<p>12. 避難体制整備の支援 避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、関係機関と連携して水防情報や土砂災害警戒情報の提供などにより警戒避難体制を整備する。</p>	市	■P20
<p>13. 各家庭における備蓄量の確保 発災直後に地域で自活する備えとして、水や飲料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着を目指して啓発活動を実施。</p>	市、地域、市民	■P22
<p>14. 民間備蓄等との連携 災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。</p>	市、民間	■P23
<p>15. 被災時の適切な活動体制の整備・人材育成 被災時に災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。また、派遣調整等に係る助言及び支援を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する。さらに、医薬品等の確保・供給や薬剤師に関する派遣調整等を行う人材である災害薬事コーディネーターも養成する。</p>	市	■P28

具体的な取組(施策)	実施主体	防災関連計画等																																											
16. 要配慮者への対応 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。	市、地域、民間、市民	■P30																																											
17. 地域のコミュニティ力の向上、強化のための支援 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進め、万一の際も、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む。	市、地域	■P51																																											
18. 災害に対応できる人材の育成 大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進めるとともに、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。	市	■P52																																											
19. 自主防災組織の結成や育成 未結成地域においては、結成を促すとともに、結成地域では組織の実態把握を行い、市に対する定期的な報告を求める。防災訓練の実施や地区の防災計画の策定を通じ、自主防災組織の育成を図り、自治会、消防団や民生委員・児童委員との連携を強化する。また、組織だけでなく、個々の人材を養成するために、女性や子どもに対しても、防災・減災女性セミナー、ファミリー防災講座等の研修を実施し、地域の防災力向上を図る。	市、地域	●P32																																											
20. 要配慮者施設の避難確保計画作成の促進 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法改正に伴い、洪水及び高潮の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設(※)の管理者は、避難確保計画の作成及びそれに基づく訓練の実施が義務化。これら取組を促進。 ※要配慮者(高齢者、障害者、未就学児、児童、生徒等)が利用する社会福祉施設(通所施設、入所施設、保育園等)幼稚園、学校、病院等の施設。義務付けの対象となるのは、要配慮者利用施設のうち、地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設。	市、民間	▲(被害の軽減・早期復旧・復興)																																											
21. 企業等と連携した避難体制等の確保 災害協定による一時避難場所の確保 <table border="1" data-bbox="204 1368 1182 1966"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>協定または覚書の名称</th> <th>趣旨</th> <th>協定締結先</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>127</td> <td>災害時支援施設の提供に関する協定</td> <td>災害が発生した場合において、所有する施設を利用して、四日市市地域防災計画に基づく避難所を開設及び運営する。</td> <td>有限会社三重グリーンテニスクラブ</td> <td>平成29年6月27日</td> </tr> <tr> <td>128</td> <td>津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定</td> <td>南海トラフ地震が発生したのち、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、所有する施設を地域住民の緊急避難施設として使用する。</td> <td>民間83施設(全132施設)</td> <td>平成23年8月23日</td> </tr> <tr> <td>129</td> <td rowspan="4">災害時における浴場の使用等に関する協定</td> <td rowspan="4">地震、風水害等の災害が発生した場合、被災者(災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者)等に対し、浴場施設を災害時支援施設として提供する。</td> <td>天然温泉 ジャブ</td> <td>平成25年3月28日</td> </tr> <tr> <td>130</td> <td>AGスパリゾート株式会社</td> <td>平成25年3月28日</td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>株式会社Kii company</td> <td>令和3年3月24日</td> </tr> <tr> <td>132</td> <td>四日市浴場組合</td> <td>平成24年11月8日</td> </tr> <tr> <td>133</td> <td rowspan="4">災害時における駐車場の一時使用に関する協定</td> <td rowspan="4">大規模災害発生時において、所有する駐車場の一部を市の一時的な避難施設として使用する。</td> <td>イオン株式会社中部カンパニー</td> <td>平成18年8月30日</td> </tr> <tr> <td>134</td> <td>イオン株式会社SC事業部</td> <td>平成18年8月30日</td> </tr> <tr> <td>135</td> <td>株式会社日永華陽</td> <td>平成18年8月30日</td> </tr> <tr> <td>136</td> <td>株式会社LIXILピバ</td> <td>平成31年4月26日</td> </tr> </tbody> </table>	種別	協定または覚書の名称	趣旨	協定締結先	協定締結年月日	127	災害時支援施設の提供に関する協定	災害が発生した場合において、所有する施設を利用して、四日市市地域防災計画に基づく避難所を開設及び運営する。	有限会社三重グリーンテニスクラブ	平成29年6月27日	128	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	南海トラフ地震が発生したのち、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、所有する施設を地域住民の緊急避難施設として使用する。	民間83施設(全132施設)	平成23年8月23日	129	災害時における浴場の使用等に関する協定	地震、風水害等の災害が発生した場合、被災者(災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者)等に対し、浴場施設を災害時支援施設として提供する。	天然温泉 ジャブ	平成25年3月28日	130	AGスパリゾート株式会社	平成25年3月28日	131	株式会社Kii company	令和3年3月24日	132	四日市浴場組合	平成24年11月8日	133	災害時における駐車場の一時使用に関する協定	大規模災害発生時において、所有する駐車場の一部を市の一時的な避難施設として使用する。	イオン株式会社中部カンパニー	平成18年8月30日	134	イオン株式会社SC事業部	平成18年8月30日	135	株式会社日永華陽	平成18年8月30日	136	株式会社LIXILピバ	平成31年4月26日	市、民間	▲(被害の軽減・早期復旧・復興)
種別	協定または覚書の名称	趣旨	協定締結先	協定締結年月日																																									
127	災害時支援施設の提供に関する協定	災害が発生した場合において、所有する施設を利用して、四日市市地域防災計画に基づく避難所を開設及び運営する。	有限会社三重グリーンテニスクラブ	平成29年6月27日																																									
128	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	南海トラフ地震が発生したのち、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、所有する施設を地域住民の緊急避難施設として使用する。	民間83施設(全132施設)	平成23年8月23日																																									
129	災害時における浴場の使用等に関する協定	地震、風水害等の災害が発生した場合、被災者(災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者)等に対し、浴場施設を災害時支援施設として提供する。	天然温泉 ジャブ	平成25年3月28日																																									
130			AGスパリゾート株式会社	平成25年3月28日																																									
131			株式会社Kii company	令和3年3月24日																																									
132			四日市浴場組合	平成24年11月8日																																									
133	災害時における駐車場の一時使用に関する協定	大規模災害発生時において、所有する駐車場の一部を市の一時的な避難施設として使用する。	イオン株式会社中部カンパニー	平成18年8月30日																																									
134			イオン株式会社SC事業部	平成18年8月30日																																									
135			株式会社日永華陽	平成18年8月30日																																									
136			株式会社LIXILピバ	平成31年4月26日																																									

(10) 土地利用特性ごとの状況

これまでのまちづくりの状況を把握するため、都市計画マスタープランにおける土地利用特性ごとの状況を以下に整理しました。

■ 土地利用特性ごとの将来人口推計や土地利用、インフラ、都市機能の状況

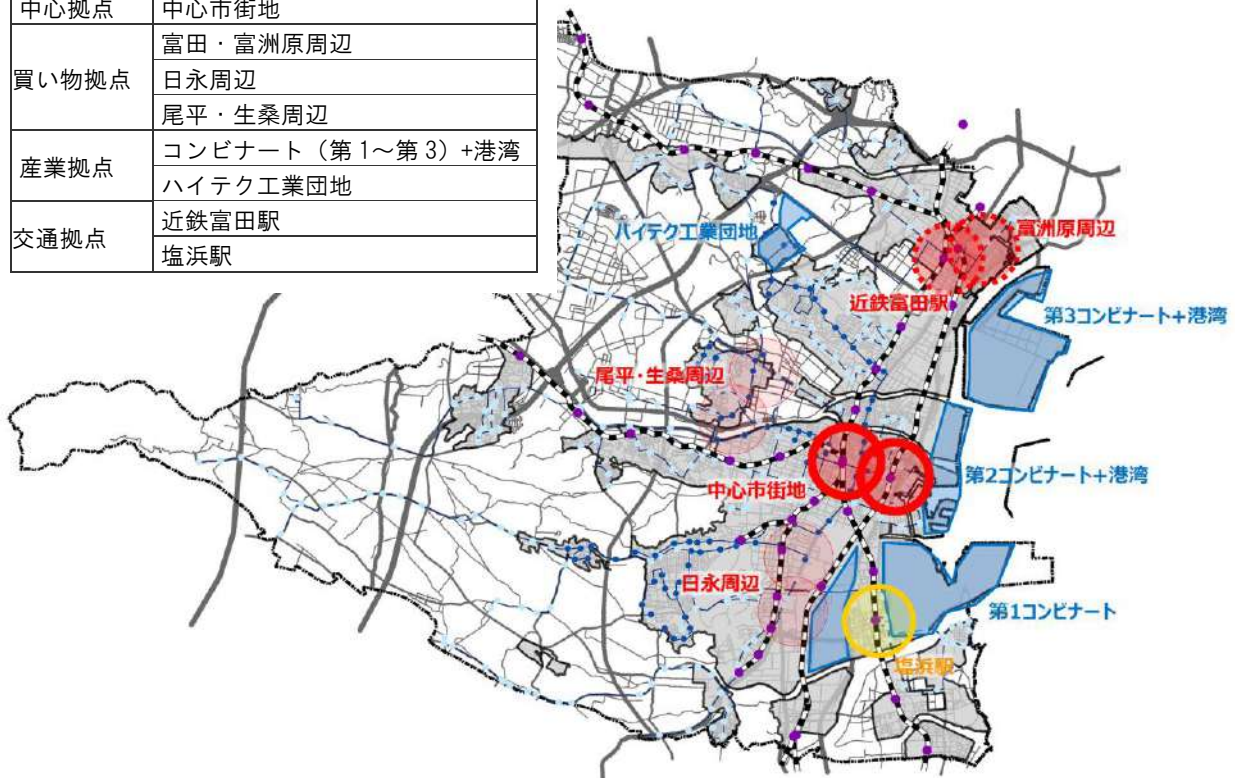
	中心市街地	富田駅周辺	臨海部 既成市街地	郊外住宅団地		宅地と農地の混在地域	市全体
				S56以前	S56より後		
人口動態	・将来人口推計 (2020→2040:▲ 9.1%) ・将来人口密度推計 (2020:58.9人/ha →2040:53.5人/ha) ・近年人口推移実績 (2015→2020: + 2.6%)	・将来人口推計 (2020→2040:▲ 8.0%) ・将来人口密度推計 (2020:40.8人/ha →2040:37.6人/ha) ・近年人口推移実績 (2015→2020:▲ 3.7%)	・将来人口推計 (2020→2040:▲ 13.9%) ・将来人口密度推計 (2020:49.3人/ha →2040:42.5人/ha) ・近年人口推移実績 (2015→2020:▲ 3.6%)	・将来人口推計 (2020→2040:▲ 18.2%) ・将来人口密度推計 (2020:58.5人/ha →2040:47.8人/ha) ・近年人口推移実績 (2015→2020:▲ 4.4%)	・将来人口推計 (2020→2040: + 0.3%) ・将来人口密度推計 (2020:67.3人/ha →2040:67.5人/ha) ・近年人口推移実績 (2015→2020:▲ 1.9%)	・将来人口推計 (2020→2040:▲ 3.5%) ・将来人口密度推計 (2020:46.0人/ha →2040:44.4人/ha) ・近年人口推移実績 (2015→2020: + 3.0%)	・将来人口推計 (2020→2040:▲ 9.1%) ・将来人口密度推計 (2020:45.2人/ha →2040:41.1人/ha) ・近年人口推移実績 (2015→2020:▲ 1.8%)
高齢化	・将来高齢化率推計 (2020:23.5%→ 2040:36.0%)	・将来高齢化率推計 (2020:23.9%→ 2040:33.5%)	・将来高齢化率推計 (2020:30.0%→ 2040:35.5%)	・将来高齢化率推計 (2020:35.8%→ 2040:37.2%)	・将来高齢化率推計 (2020:17.9%→ 2040:33.6%)	・将来高齢化率推計 (2020:20.7%→ 2040:28.8%)	・将来高齢化率推計 (2020:26.0%→ 2040:32.8%)
土地利用や住宅の状況	・近年マンションの立地など土地の高度利用の増加 ・近鉄四日市駅からJR四日市駅にかけての密集市街地では空き家・空地や駐車場など低未利用地が存在	・近年マンションの立地など土地の高度利用、宅地分譲や商業施設立地などの増加 ・近鉄富田駅とJR富田駅の間の区域では密集市街地が存在	・近年空き家や空地が増加傾向 ・昭和56年以前の旧耐震建築物が多い ・敷地面積の狭い木造家屋密集市街地の存在	・昭和56年以前の旧耐震建築物が多い ・敷地面積にゆとりのある住環境が形成 ・持家率が高く戸建てが多い	・近年においても一定の戸数のある住宅団地が形成 ・敷地面積にゆとりのある秩序ある街並みが形成 ・持家率が高く戸建てが多い	・近年でも高い宅地化需要 ・敷地面積にゆとりがあり、周辺に都市農地など緑の多い住環境が形成 ・戸建てと共同住宅の割合が同程度で存在	・近年市街化区域の無秩序な拡大の抑制(DID:57.5km(2005)→59.6km(2015)) ・多様な住環境の形成
インフラ・都市機能の状況	・道路密度 27.2km/km 13m以上道路率 14.6% 5.5-13m道路率 47.5% 5.5m未満道路率 37.9% ・下水カバー率98.8% ・基幹交通加 ^ハ -率 100% ・公共交通加 ^ハ -率 100% ・生活サービス加 ^ハ -率 100% ○広域的な都市機能の集積 ○広域公共交通結節点であり市内公共交通ネットワークの中心 ○高質な道路空間の形成	・道路密度 18.9km/km 13m以上道路率 0.0% 5.5-13m道路率 46.9% 5.5m未満道路率 53.1% ・下水カバー率100% ・基幹交通加 ^ハ -率 100% ・公共交通加 ^ハ -率 100% ・生活サービス加 ^ハ -率 100% ○北部地域の生活拠点であり、交通結節点でもある ○密集市街地において狭あい道路の存在	・道路密度 28.6km/km 13m以上道路率 2.1% 5.5-13m道路率 35.4% 5.5m未満道路率 62.5% ・下水カバー率100% ・基幹交通加 ^ハ -率 73.4% ・公共交通加 ^ハ -率 91.0% ・生活サービス加 ^ハ -率 55.4% ○下水道は整備されているが密集市街地において狭あい道路の存在 ○公共交通利便性は市平均とほぼ同水準	・道路密度 30.6km/km 13m以上道路率 3.7% 5.5-13m道路率 46.1% 5.5m未満道路率 50.1% ・下水カバー率93.2% ・基幹交通加 ^ハ -率 55.3% ・公共交通加 ^ハ -率 94.6% ・生活サービス加 ^ハ -率 61.4% ○都市基盤が整っている ○公共交通利便性や生活サービスの利便性に劣る団地が存在	・道路密度 33.7km/km 13m以上道路率 0.0% 5.5-13m道路率 39.3% 5.5m未満道路率 60.7% ・下水カバー率90.3% ・基幹交通加 ^ハ -率 41.2% ・公共交通加 ^ハ -率 83.9% ・生活サービス加 ^ハ -率 44.3% ○都市基盤が整っている ○公共交通利便性や生活サービスの利便性に劣る団地が存在	・道路密度 15.5km/km 13m以上道路率 1.8% 5.5-13m道路率 25.9% 5.5m未満道路率 72.3% ・下水加 ^ハ -率:93.4% ・基幹交通加 ^ハ -率 55.3% ・公共交通加 ^ハ -率 94.6% ・生活サービス加 ^ハ -率 61.4% ○下水は概ね整備されているものの小規模な開発が多く区域として道路密度が低い ○公共交通利便性が劣る区域が存在	・道路密度※市街化区域の値 21.5km/km 13m以上道路率 2.3% 5.5-13m道路率 38.1% 5.5m未満道路率 59.6% ・下水加 ^ハ -率:76% (市街化区域はほぼカバー) ・基幹交通加 ^ハ -率 63.2% ・公共交通加 ^ハ -率 87.1% ・生活サービス加 ^ハ -率 :66.1%

出典：令和2年国勢調査、四日市市資料

(11) 拠点の状況

都市や地域の核となる中心拠点や地域拠点のほか、産業拠点が位置づけられており、各拠点の交通や都市機能の集積状況等から買い物利便性の高い拠点や交通結節点としての機能が強い拠点、産業機能の集積した拠点等の特性が見られます。

種別	拠点
中心拠点	中心市街地
買い物拠点	富田・富洲原周辺
	日永周辺 尾平・生桑周辺
産業拠点	コンビナート（第1～第3）+港湾 ハイテク工業団地
	近鉄富田駅 塩浜駅



■各拠点の基本的な数値

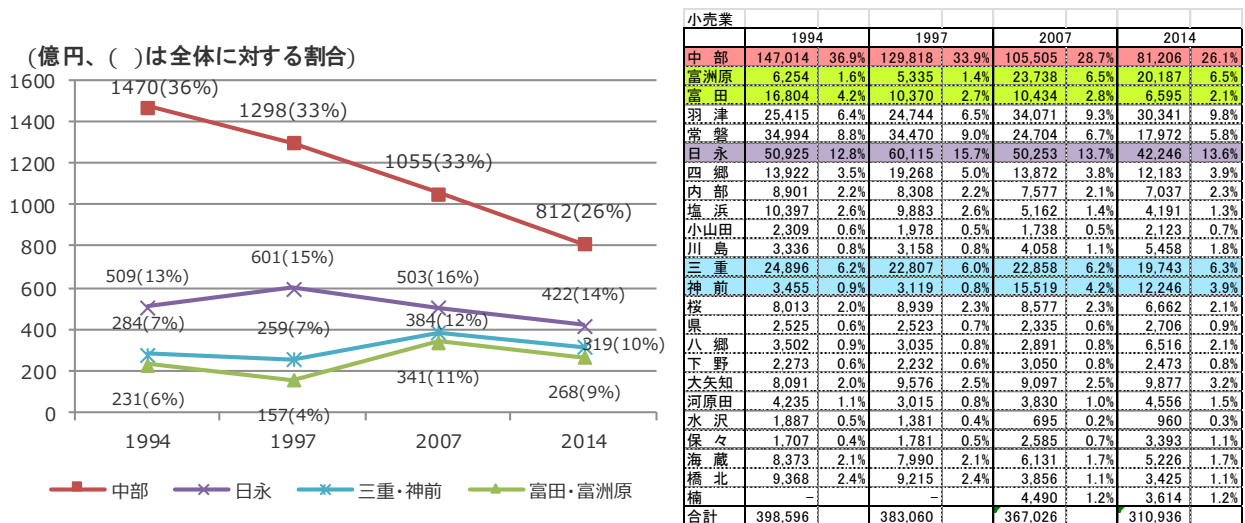
種別	細別	中心拠点		地域拠点		買い物拠点		交通拠点
		中心市街地		富田周辺		日永周辺	尾平・生桑周辺	塩浜駅
交通	主要アクセス点	近鉄四日市	JR 四日市	近鉄富田	JR 富田	あすなろう 南日永・泊	近鉄四日市	—
鉄道	特急等	特急	特急	急行	区間快速	普通	—	急行
	R5 利用者(千人/日)	約 44.1	約 4.4	約 22.5	約 1.5	約 2.1	—	約 6.9
バス	R7 路線数	14	5	3	1	6	2	1
	R7 本数/日(平日)	542	149	76	21	211	130	19
道路	主要アクセス	R1, R23		R1, R23		R1	R477BP	R23
生活	大規模商業施設	近鉄百貨店 トナリエなど		イワ四日市北		日永+、 イワタリ泊	イワ尾平、 カシ生桑	—
居住者	R2(千人)※800m圏	約 18.3		約 13.2		約 11.3	約 11.2	約 3.8
就業	H28 従業者(千人)	約 31.3		約 4.2		約 8.9	約 4.8	5.7
	H26 小売商品販売額 (百万円)	81,206		26,782		42,246	31,989	4,191
	※該当地区	(中部)		(富田・富洲原)		(日永)	(三重・神前)	(塩浜)

※商業販売額は該当地区全体の数値

■拠点における機能更新の動向等

種別	拠点	機能更新の動向等
買い物拠点	富田・富洲原周辺	【施設】イオン四日市北店:2001年オープン、面積約4万2千㎡、近商、ディオワールド併設 ・国道1号沿いのJR富田駅前、近鉄富田駅から500mの位置に立地、2011年と2017年に店舗リニューアル
	日永周辺	【施設】日永カヨー:1976年オープン、面積約2万2千㎡、近商、地区計画 イオンタウン泊:1995年オープン、面積約3万㎡、近商 ・日永カヨー⇒国道1号沿いのあすなろう鉄道南日永駅から約400mの位置に立地、オープン40年を迎えた2016年には大規模リニューアル ・イオンタウン泊⇒国道1号沿いのあすなろう鉄道泊駅から約300mの位置に立地、2019年にリニューアルオープンにあわせ、コミュニティターミナルを整備
	尾平・生桑周辺	【施設】イオン尾平:1998年オープン、店舗面積約2万8千㎡、近商 サンシイくわ等:1980年オープン、店舗面積約1万2千㎡、近商 ・イオン尾平⇒国道477号バイパス沿いに立地、オープン30年を経過しており、逐次店舗更新などを実施 ・サンシイくわ⇒国道365号沿いに家電量販店などと立地、オープン20年を過ぎた2001年にリニューアルオープン、その後近隣にマックスバリュもオープン
交通拠点	近鉄富田駅	・交通結節点であり駅周辺にイオン四日市北店が立地するとともに、近年、マンション建設や住宅開発、小売店の立地が進む ・駅利用者が増加しているものの、自転車駐輪場が不足するなど交通結節機能が十分ではない ・ハイテク工業団地への輸送拠点となっているが、周辺道路が十分に整備されていないことによる渋滞の発生などが見られる
	塩浜駅	・第1コンビナートなど周辺の多くの従業者数の往來を支える交通の拠点であり、本市の産業を支える機能を担う ・駅周辺の利用環境向上のため、2024年度に駅西口において駐輪場を整備
産業拠点	コンビナート+港湾	・戦後、臨海部において立地、近年では2015年に第3で企業設備投資が行われ、2017年には霞北埠頭に流通センターが立地 ・2018年には霞4号幹線の整備により第3コンビナートと伊勢湾岸道みえ川越インターが結ばれるなど輸送力の向上が図られており、令和6年3月に改定された四日市港長期構想では臨港道路のさらなる南伸の位置付け
	ハイテク工業団地	・1992年に臨海部と四日市東インターを繋ぐ富田山城線沿いに東芝メモリが立地、事業拡張を続けており、2010年に第5棟、2018年に第6棟、2022年に第7棟を建設 ・物流拠点としてイオンRDCが立地するほか、四日市東インター付近には流通業務団地が形成されており、物流量が増加している

■商品販売額（小売）の推移

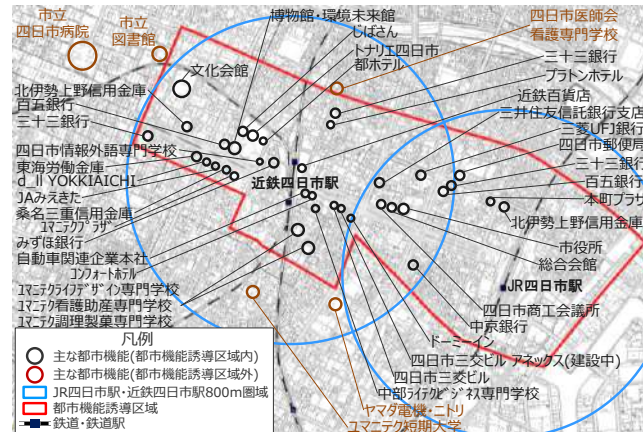


■医療・福祉・子育て機能の状況

都市機能	生活サービス高質化の取り組み状況
介護福祉	・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を専門職や地域住民が連携、協力して、一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、身近な相談窓口である「在宅介護支援センター」を地区市民センター・管轄区域である24地区の日常生活圏域に配置し、その後方支援としての役割を担う「地域包括支援センター」を北部・中部・南部の3ブロックに配置
医療	・急性期医療を担う市立四日市病院や県立総合医療センター、四日市羽津医療センターの三病院を市内基幹病院として、病院や診療所が市内各所に配置されている
子育て	・多様なニーズの対応するため、幼保一体の認定こども園、子育て支援センターやこども子育て交流プラザなどを市内各所に配置し子育て支援の充実を図る ・保育サービスの充実に向け、北部・中部・南部の3ブロック単位で保育提供枠の不足状況を見込んだ上で必要な施設の整備を進めている

■各拠点における都市機能の集積状況

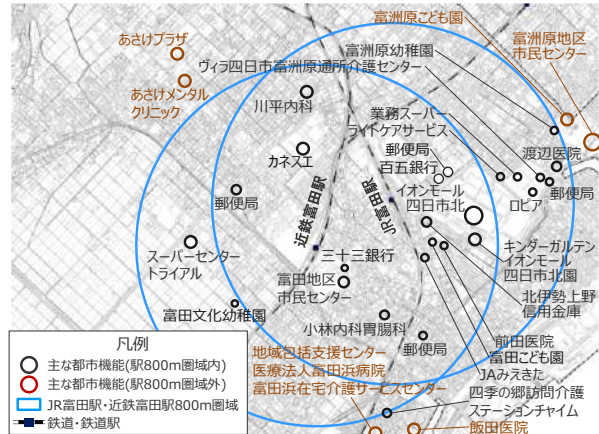
●中心拠点(中心市街地)の主な都市機能の集積状況



●中心拠点に市内外から多くの人が訪れ、学び、楽しみ、交流するような都市機能を誘導
【誘導施設】:
 ・中核的な行政機能⇒市役所本庁、総合会館など
 ・時間消費型など様々なニーズに対応した商業機能⇒百貨店、総合スーパーなど
 ・多くの人が訪れる拠点的な教育文化機能⇒図書館、文化会館、博物館、大学など
 ※医療・福祉・子育ては、市域全域を見通してサービスレベルの確保を図っていることから、中心拠点における誘導施設には設定しない
 ※都市の活力の源となる産業機能(オフィスビルやホテルなど)や都心居住機能(マンションなど)の誘導を促す(※法律上誘導施設にできない)

	中心拠点に必要な都市機能 ※国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」	立地施設 ※主なものをピックアップ	近鉄	JR
行政	中核的な行政機能(例、本庁舎)	市役所・総合会館	550	550
介護福祉	全市民を対象に高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能(例、総合福祉センター)	本町プラザ(包括)	800	300
子育て	全市民を対象に児童福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能(例、子育て総合支援センター)	総合会館	550	550
商業	時間消費型など様々なニーズに対応した、買い物、食事を提供する機能(例、相当規模の商業施設)	近鉄百貨店 トナリ江四日市 ヤマダ電機・ニトリ	50 300 700	1100 1400 800
医療	総合的な医療サービス(二次医療)を受けられる機能(例、病院)	市立四日市病院	1100	2200
金融	決済や融資などの金融機能を提供する機能(例、銀行、信用金庫) ※主なものをピックアップ	三菱UFJ銀行支店 みずほ銀行支店 四日市郵便局 JAみえきた本店 東海労働金庫支店 北伊勢上野信用金庫本店・支店 三十三銀行本店・支店 百五銀行支店	600 50 800 200 450 600 450 450	600 1150 500 900 1550 200 450 450
教育文化	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能(例、文化ホール、中央図書館) ※主なものをピックアップ	博物館・環境未来館 文化会館 都ホテル(コンベンション機能) Iマツカガサ(学術研究拠点) Iマツカガサ心専門学校 四日市情報外語専門学校 中部リハビリ専門学校 市立図書館 Iマツカガサ短期大学 四日市医師会看護専門学校	300 550 200 250 500 100 150 900 600 400	1400 1650 1300 1350 950 1200 950 2000 1200 1200
その他	業務的機能など ※代表的なもの	自動車関連企業本社 JAみえきた	100 200	1000 900

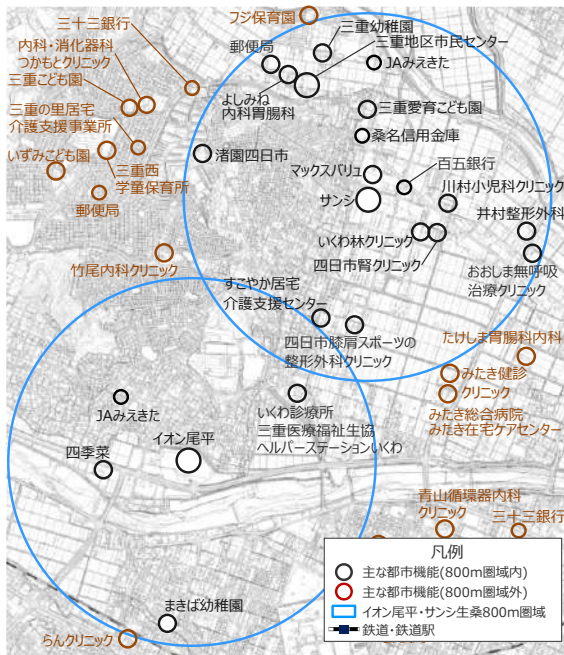
●地域拠点(富田、富洲原周辺)の主な都市機能の集積状況



●名古屋へのアクセス性が高い交通結節点であるとともに、生活に必要な都市機能が集積しており、北部地域の生活を支える地域拠点を形成
【誘導施設】:
 ・地域の生活に必要な行政窓口機能⇒富田(富洲原)地区市民センター
 ・三岐沿線など北部の生活の拠点となる商業機能⇒ジョットセンター、商店街など
 ・地域の活動を支える拠点的な教育文化機能⇒あさけプラザ
 ※医療・福祉・子育ては、市域全域を見通してサービスレベルの確保を図っていることから、中心拠点における誘導施設には設定しない
 ※都心居住機能(マンションなど)の誘導を促す(※法律上誘導施設にできない)

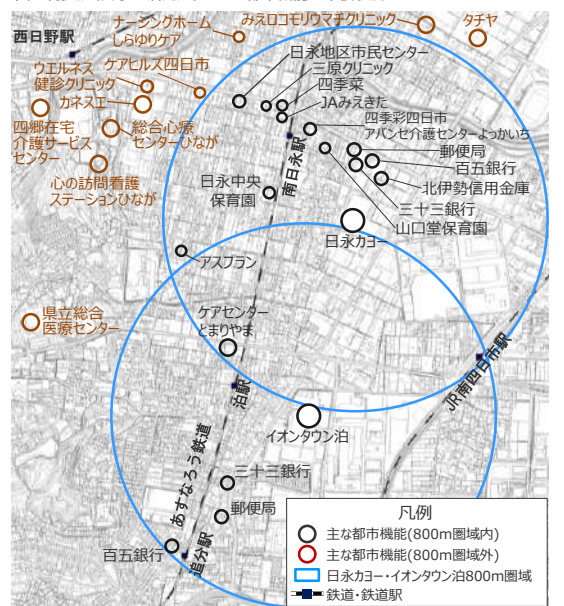
	地域/生活拠点に必要な都市機能 ※国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」	立地施設 ※主なものをピックアップ
行政	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等(例、支所、福祉事務所など各地域事務所)	富田地区市民センター 富洲原地区市民センター
介護福祉	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けられる機能(例、地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロンなど)	ヴィラ四日市富洲原通所介護センター ライトケアサービス 四季の郷訪問介護ステーションチャイム 地域包括支援センター 富田浜在宅介護サービスセンター
子育て	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けられる機能(例、保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館)	富洲原幼稚園 富田こども園 富田文化幼稚園 センターガルテンイオンモール四日市北園 富洲原こども園
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能(例、延べ床面積〇〇㎡以上の食品スーパー)	イオンモール四日市北 カネエ スーパーセンタートライアル 業務スーパー ロピア
医療	日常的な診療を受けられる機能(例、延べ床面積〇〇㎡以上の診療所)	小児内科胃腸科 川平内科 渡辺医院 前田医院 飯田医院 医療法人 富田浜病院 あさけメンタルクリニック
金融	日々の引き出し、預け入れなどができる機能(例、郵便局)	郵便局 三十三銀行支店 百五銀行支店 北伊勢上野信用金庫支店 JAみえきた支店
教育文化	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能(例、図書館支所、社会教育センター)	あさけプラザ

●買い物拠点(尾平・生桑周辺)の主な都市機能の集積状況



	地域/生活拠点に必要な都市機能 ※国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」	立地施設 ※主なものをピックアップ
行政	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所	三重地区市民センター
介護福祉	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロンなど	すずかや居宅介護支援事業所 三重医療福祉生協ヘルパーステーションいくわ 清園四日市 みたき在宅ケアセンター 三重の里居宅介護支援事業所
子育て	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館	三重幼稚園 三重保育こども園 まきば幼稚園 いずみこども園(子育て支援センター併設) 三重西学童保育所 三重こども園 フジ保育園
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延べ床面積〇〇㎡以上の食品スーパー	イオン尾平 サンシ、マックスバリュ 四季菜
医療	日常的な診療を受けることができる機能 例. 延べ床面積〇〇㎡以上の診療所	いくわ診療所 四日市膝肩スポーツの整形外科クリニック よしみね内科胃腸科 川村小児科クリニック 井村整形外科 四日市腎クリニック いくわ林クリニック おおしま無呼吸治療クリニック みたき健診クリニック みたき総合病院 みたき在宅ケアセンター
金融	日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局	郵便局 (郵便局) 百五銀行支店 JAみえきた支店 三十三銀行支店 (三十三銀行支店) 桑名信用金庫支店

●買い物拠点(日永・泊周辺)の主な都市機能の集積状況



	地域/生活拠点に必要な都市機能 ※国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」	立地施設 ※主なものをピックアップ
行政	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所	日永地区市民センター
介護福祉	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロンなど	四季彩四日市アバンセ介護センターよっかいち併設 アスプラン ケアセンターとまりやま 四郷在宅介護サービスセンター 心の訪問看護ステーションひなが ケアヘルス四日市 ナッシングホームしらゆりケア
子育て	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館	三原クリニック(子育て支援センター併設) 山口堂保育園 日永中央保育園
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延べ床面積〇〇㎡以上の食品スーパー	日永コー イオンタウン泊 四季菜 タチャ カネエ
医療	日常的な診療を受けることができる機能 例. 延べ床面積〇〇㎡以上の診療所	三原クリニック みえロコモリマチクリニック KKCウエルネス四日市健診クリニック 総合心療センターひなが 県立総合医療センター
金融	日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局	三十三銀行支店 百五銀行支店 北伊勢信用金庫支店 郵便局 JAみえきた支店

●交通拠点(塩浜駅)周辺の主な都市機能の集積状況

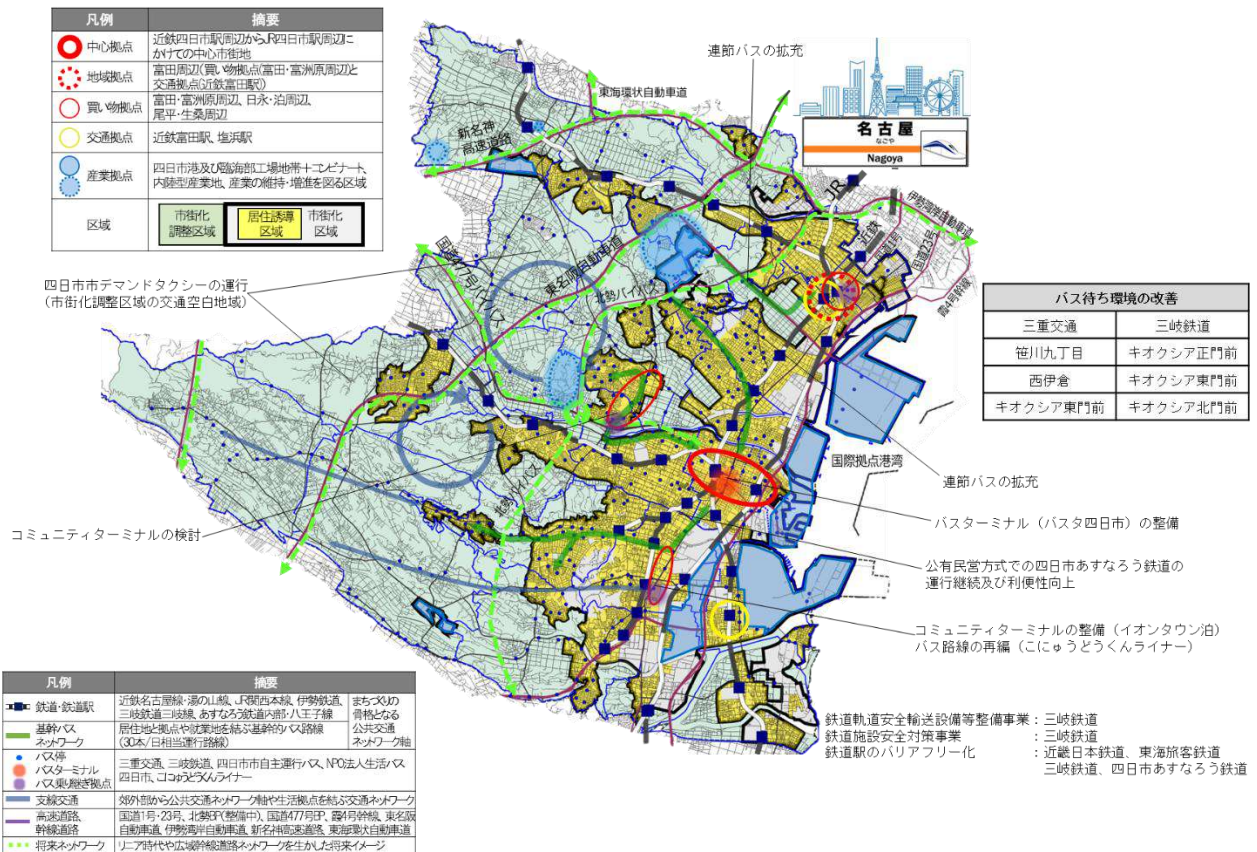


	地域/生活拠点に必要な都市機能 ※国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」	立地施設 ※主なものをピックアップ
行政	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所	塩浜地区市民センター
介護福祉	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロンなど	しおはま在宅介護サービスセンター 北勢ついで場テイサービス (テイサービスケアねこのおうち) 北勢介護支援センター 特別養護老人ホーム アルビオ
子育て	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館	塩浜こども園 塩浜子育て支援センター 海山道保育園
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延べ床面積〇〇㎡以上の食品スーパー、コンビニ等	塩浜市場 ファミリーマート ローソン ミニストップ (イオンタウン泊)
医療	日常的な診療を受けることができる機能 例. 延べ床面積〇〇㎡以上の診療所	位田内科循環器科 松尾医院 藤原医院
金融	日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局	郵便局 三十三銀行支店
教育文化	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター	ヘルスプラザ ユマテク医療福祉大学校

(12) 主要なネットワークに係る動向

■主要なネットワークに係る概況

種別	鉄道	バス	道路
現状	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況 (平成26年→平成30年+7.2%) (令和元年→令和5年▲5.6%) 四日市あすなろうの路線の維持を図るため、新たな「鉄道事業再構築実施計画」策定し令和7年3月に再認定を受けた。 鉄道事業者が実施する施設更新による安全性の強化や、鉄道駅のバリアフリー化の整備に対し、国や県と協調し補助金を交付。 駅周辺の利用環境向上に向け、駅前広場の整備を順次進めている 上記取り組みを進めることで、既存鉄道路網を維持する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況 (平成26年→平成30年▲12.3%) (令和元年→令和5年▲4.4%) 近鉄四日市駅周辺のバス停を集約し、利便性・快適性を向上させる「バスタ四日市」の整備に向け、国直轄事業が進められている。 労働基準法等の改正により、運転手が不足 高齢者や障害者などが利用しにくいバス停や車両がある 渋滞により定時性が確保されていない路線がある ハイテク工業団地へ向かう路線において、朝の通勤時間帯は、既存の輸送能力が飽和状態である 	<ul style="list-style-type: none"> 臨海部については慢性的に渋滞が発生、ハイテク工業団地周辺は朝夕の通勤時間帯に渋滞が発生している 新名神高速道路、東海環状自動車道、国道477号バイパス、北勢バイパスなど広域幹線が整備されてきている
評価	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道利用者はコロナ禍の影響で激減し、現在も感染拡大前の水準には至っていない。 列車の安全運行及び鉄道利用者の安全確保に寄与することができた。 近鉄名古屋線やJR関西本線など、名古屋、大阪方面へのアクセシビリティが良い鉄道が運行しており、リニア時代に人、モノ等の交流促進が期待できる 駅周辺の駐車場や駐輪場等の駅前広場を整備することにより、公共交通の利用環境の改善に寄与した 	<ul style="list-style-type: none"> リニア中央新幹線開通の効果を最大限享受できるようにバスタ四日市の整備が進められている 支線バス路線網の再編として、地域の商業機能などと連携した交流と交通の複合拠点(コミュニティターミナル)を整備 接続バスを導入し、大量輸送による積み残しの解消や、運行本数の最適化による業務の効率化に寄与している バスによる公共交通カバー率は約76%だが、人口密度の低下に伴う需要減少により、特に末端路線の減便・廃止が速く懸念される 	<ul style="list-style-type: none"> 新名神高速道路、東海環状自動車道、国道477号バイパス、北勢バイパスなど広域幹線の整備により、高速交通の利便性向上が図られている 国道477号バイパス終点から中心市街地、臨海部へ繋がる道路の整備が必要である 渋滞解消のため、通勤のマイカー利用を減らす必要がある 渋滞道路のネック点解消のため、道路整備を行う必要がある
施策(現行)	<ul style="list-style-type: none"> 公有民営方式での四日市あすなろう鉄道の運行継続及び利便性向上 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 鉄道施設安全対策事業 鉄道駅のバリアフリー化 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> バスターミナル(バスタ四日市)の整備 コミュニティターミナルの整備検討 接続バスの拡充 バス待ち環境の改善 交通空白地域におけるデマンドタクシーなどの運行 バス路線再編の検討 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路整備(新名神高速道路、東海環状自動車道、国道477号バイパス、北勢バイパス) ノーマイカーによるエコ通勤デーの実施 渋滞解消に向けた道路整備(泊小古曾線、垂坂1号線、小杉新町2号線 など) <p style="text-align: right;">など</p>



(13) その他の配慮事項

高速道路について、2019年（H31）に新名神高速道路が亀山西まで開通し、東海環状自動車道についても全線開通予定で整備が進められており、沿線での工場立地の増加や産業構造の変化により北勢地域の連関強化が期待されます。また、市内交通の慢性的な渋滞緩和や物流促進などを旨とし、北勢バイパスや県道四日市鈴鹿環状線バイパスの整備が進行しており、産業のみならず観光等も含めた様々な整備効果が期待されます。

東京ー名古屋間開通を目指すリニア中央新幹線が整備に伴い、スーパーメガリージョンが誕生します。リニア時代の到来により、産業・商業など多方面で人・モノ・情報・資金などの対流促進が期待されます。

■東海環状自動車道、新名神高速道路など高速道路の整備（三重県北勢地域の自動車産業の連関強化）



出典：東海環状自動車道路ストック効果説明資料（東海環状地域整備推進協議会）

■東名・名神のダブルネットワーク



出典)新名神・東環開通効果検討会議

■新名神、東名阪の交通量の変化



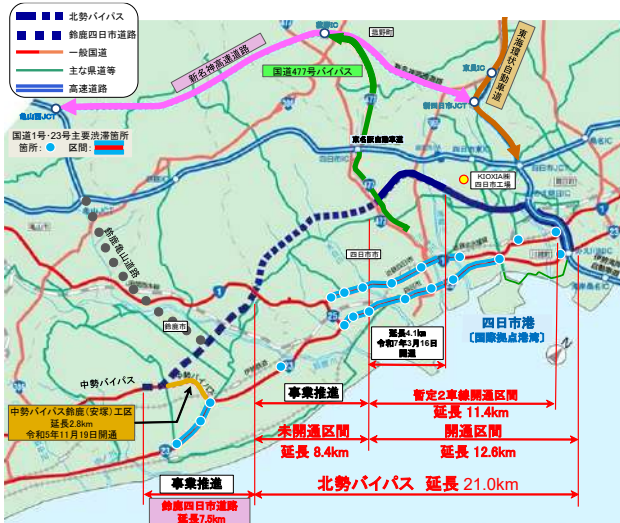
■東名阪道の渋滞発生回数



出典：渋滞データ 中日本高速道路(株) 資料

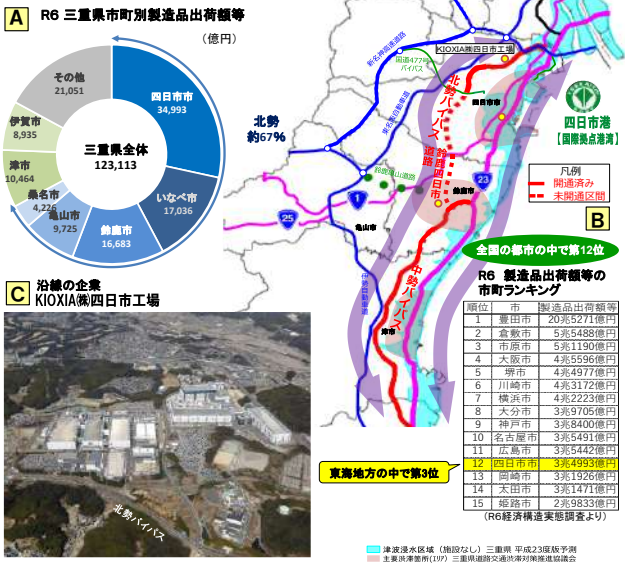
■広域的な幹線道路の整備

【北勢バイパス】



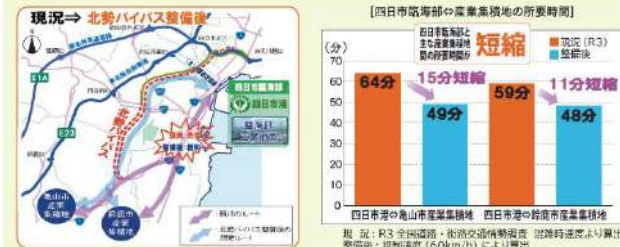
北勢バイパスの早期整備による効果は絶大！

- (1)三重県の北部(北勢地域)に多くの産業が集積する中で、特に四日市市・鈴鹿市は**産業・物流の拠点地域**。(下記A、B)
- (2)四日市港(国際拠点港湾)の**利用促進、国際競争力の強化**。
- (3)国道1号、23号の渋滞緩和は、円滑な**産業・物流活動を促進**し、生活環境も向上。
- (4)沿線に企業(工場)の新規立地や設備投資が進展し、**地域経済の発展等、ストック効果が発現**。(下記C)
- (5)鈴鹿四日市道路の整備による、北勢バイパスと中勢バイパスの接続は、三重県内の南北主要幹線道路の**ダブルネットワーク形成につながり、三重県全体への波及効果大**。
→ **生産性向上による成長力の強化！**
- (6)南海トラフ巨大地震による**津波浸水被害が想定される国道1号、23号に代わる緊急輸送道路として機能**。
→ **国土強靱化に寄与！**



バイパスが整備されると

四日市臨海地帯・産業集積地の連携促進！



通過交通が転換、並行区間の渋滞が緩和！

北勢バイパスの整備により、国道1号、23号からの交通が分散されることで、渋滞緩和が期待されます。



■市道日永八郷線～国道477号バイパス開通 6か月後の交通状況および開通効果

開通後の交通状況

- 北勢バイパスに並行する道路の交通量が減少
- 北勢バイパス開通区間の交通量は昼間12時間当たり約10,000台/12時間。
 - 開通区間に並行する道路の合計交通量が約5,700台/12時間減少。
 - 北勢バイパスの既開通区間の交通量が約5,000台/12時間増加。



開通効果①：周辺企業の生産性向上

- 工場から四日市港へ！輸送時間を大幅短縮
- 北勢バイパスの開通に伴い、自動車製造・検査工場と四日市港間のアクセスにおいて、朝夕混雑時の平均所要時間が短縮。



【国道 477 号バイパス】



「渋滞の緩和」
4車線化の完成及び県道四日市鈴鹿環状線とのクランクの解消により、新尾平橋北交差点や主要渋滞箇所の新尾平橋南詰交差点にて朝夕の通勤時間帯の渋滞緩和が期待されます。



「重要物流道路の機能強化」
国道1号から市道を経て、東名阪四日市IC及び新名神菟野ICまで重要物流道路に指定されています。4車線化により物流機能の向上及び新規の企業立地の促進が期待されます。

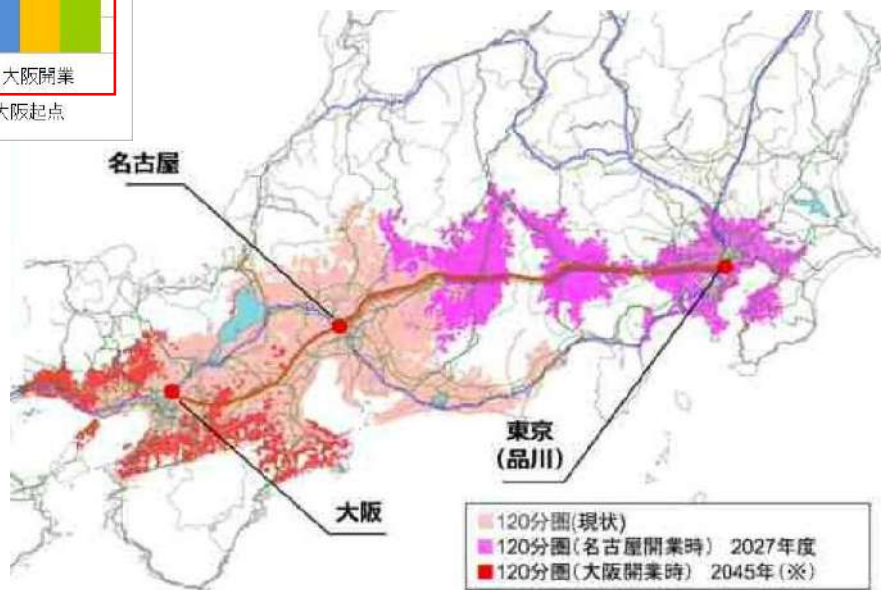
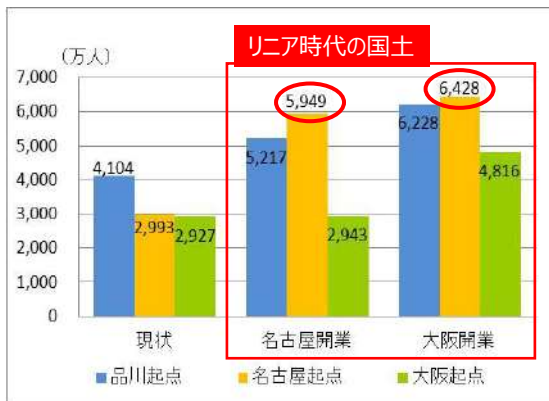


「救急医療施設への速達性の向上」
三次救急医療機関である市立四日市病院までの主なアクセス道路である国道477号BPを4車線化することで、緊急搬送がスムーズとなり、搬送時間の短縮が期待されます。

出典：三重県ホームページより

■リニア中央新幹線の整備

●リニア開通後の主要都市の2時間到達圏人口



出典)三菱 UFJリサーチ&コンサルティング リニア時代の国土創生 2018年11月5日

1-2 本市の強みと課題の整理

前項の現状整理から、本計画で重視すべき課題や本市の持続的な発展を目指していく上での強みとして以下のことが挙げられます。

▶人口動向

強み	<ul style="list-style-type: none"> ・リーマンショック以降の社会減が 2015 年より社会増にシフトしており、働く世代の多い 20～34 歳で転入増加が見られる。 ・社人研の将来人口推計では、今後も社会増の傾向が続く見込み
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は 2020 年頃をピークに減少傾向に転じており、高齢化の進行も懸念され、特に富田駅周辺や臨海部の既成市街地、郊外団地などの古くからの居住地において人口減少、昭和 56 年より後の郊外団地では高齢化の進行が顕著な傾向 ・少子化も進行しており、20～34 歳以外で転出が超過傾向

▶働く世代の流入を促すとともに、就業環境の充実により子育て世代の転出を抑制するなど、人口減少や少子高齢化に歯止めをかけていくことが必要

▶まちの賑わい

強み	<ul style="list-style-type: none"> ・高次都市機能が集積する中心市街地では、マンション供給、オフィスビルや宿泊施設等の民間投資が進んでおり、人口の回帰も見られる ・富田駅周辺では工場跡地などの低未利用地がマンションなど住宅系土地利用への転換が進行
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、高齢化や生産年齢人口の減少が進展すると、消費活動や移動の減少に伴い、都市機能が維持困難化し、都市の賑わいや活力が低下していくことが懸念される

▶リニア中央新幹線の効果を最大限活かすべく、市の玄関口となる近鉄四日市駅や JR 四日市駅の駅前広場、歩行空間の高質化などの整備を進めるとともに、中心市街地における再開発など民間投資の誘導を図る

▶生活サービス

強み	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設を中心に市域を通して医療機能や福祉機能の充実が図られているとともに、宅配サービス機能を備えた拠点的商业施設が配置されており、広範囲において生活サービス機能が充実
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や高齢化が進展すると、生活サービス機能の維持が困難になるほか、空き家や空き地の増加等により生活環境が悪化することが懸念される

▶医療・福祉・商業等の都市機能の配置状況等を踏まえ、日常生活の快適性の高い区域へ居住の誘導を図ることにより生活サービス機能の維持を図っていくことが必要

▶公共交通

強み	・ 35 駅を有する鉄道を軸に、中心市街地を中心に居住地や就業地を結ぶ鉄道・バスによる公共交通網が形成されており、鉄道駅徒歩圏には市人口の約半数が居住
課題	・ 公共交通利用者の減少に伴い、収支率の悪い路線の減便や廃止が発生しており、公共交通の利便性の低下が懸念

▶人口減少下においても一定のサービスレベルを維持するとともに、公共交通空白地域の移動手段の確保など、交通ネットワークの維持・充実を図っていくことが必要

▶行政運営

強み	・ 産業の振興を背景に市税収入額は堅調に推移
課題	・ 都市基盤や公共資本ストックの維持管理費用の増大や民生費の拡大による財政支出の拡大に加え、今後は人口減少に伴う税収減も懸念

▶居住環境の向上や就業地へのネットワークの充実など就業環境の向上により産業振興の継続を図るとともに、既存ストックの活用により持続可能で効率的な行政運営を図っていくことが必要

▶防災・減災

課題	・ 臨海部、河川沿岸部を中心に、津波、高潮、洪水などによる浸水が広い範囲で想定 ・ 土砂災害特別警戒区域などが市街化区域の住宅地においても指定
----	--

▶地域特性や災害リスクを踏まえて、居住誘導区域内における安全性を確保していくことが必要

▶四日市市の強みを後押しする社会情勢

強み	・ 東京－名古屋間のリニア中央新幹線の開通に伴うスーパーメガリージョンの形成により、産業・商業など多方面で人・モノ・情報・資金などの対流促進が期待 ・ 近年開通した新名神高速道路や国道 477 号バイパス、整備の進む東海環状自動車道や北勢バイパスなどの広域幹線道路ネットワークのストック効果が期待
----	---

▶本格的な人口減少・高齢社会の到来に備えるため、本市の強みを後押しする社会情勢を活かし、都市としての魅力の向上を図るとともに、暮らしやすい環境を形成していくことが必要

【巻末資料1】都市計画マスタープラン全体構想における土地利用等の基本方針

■土地利用（地域特性ごと）、都市基盤施設整備、自然や緑の保全・創出の基本方針

商業・業務系【中心市街地】 [P10,14]
方針 交通結節機能強化、拠点的な都市機能の集積や都心居住促進、民間投資の誘導によるにぎわいの創出、都市と港が一体となったまちづくり
取組 中央通り再編事業など中心市街地再開発プロジェクトの推進、知と交流の拠点施設や大学の整備、民間開発活発化による人口回帰等



商業・業務系【大規模施設立地地区】 [P15]
方針 大規模商業施設立地地区における暮らしに必要な商業機能維持、駅前市街地における生活を支える機能強化
取組 商業系用途地域の指定継続、共同建替誘導助成制度、買い物拠点としての位置付け等



住宅系土地利用 [P9,11]
方針 生活道路の確保や街並み整備により住環境を改善するとともに災害にも強い便利で快適な住宅地として再生
取組 土地区画整理事業（末永・本郷）、狭隘道路後退用地整備事業、木造住宅耐震化補助事業等



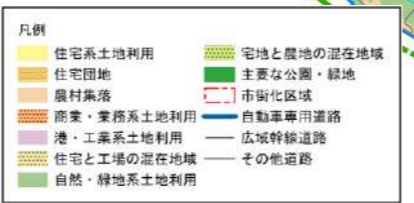
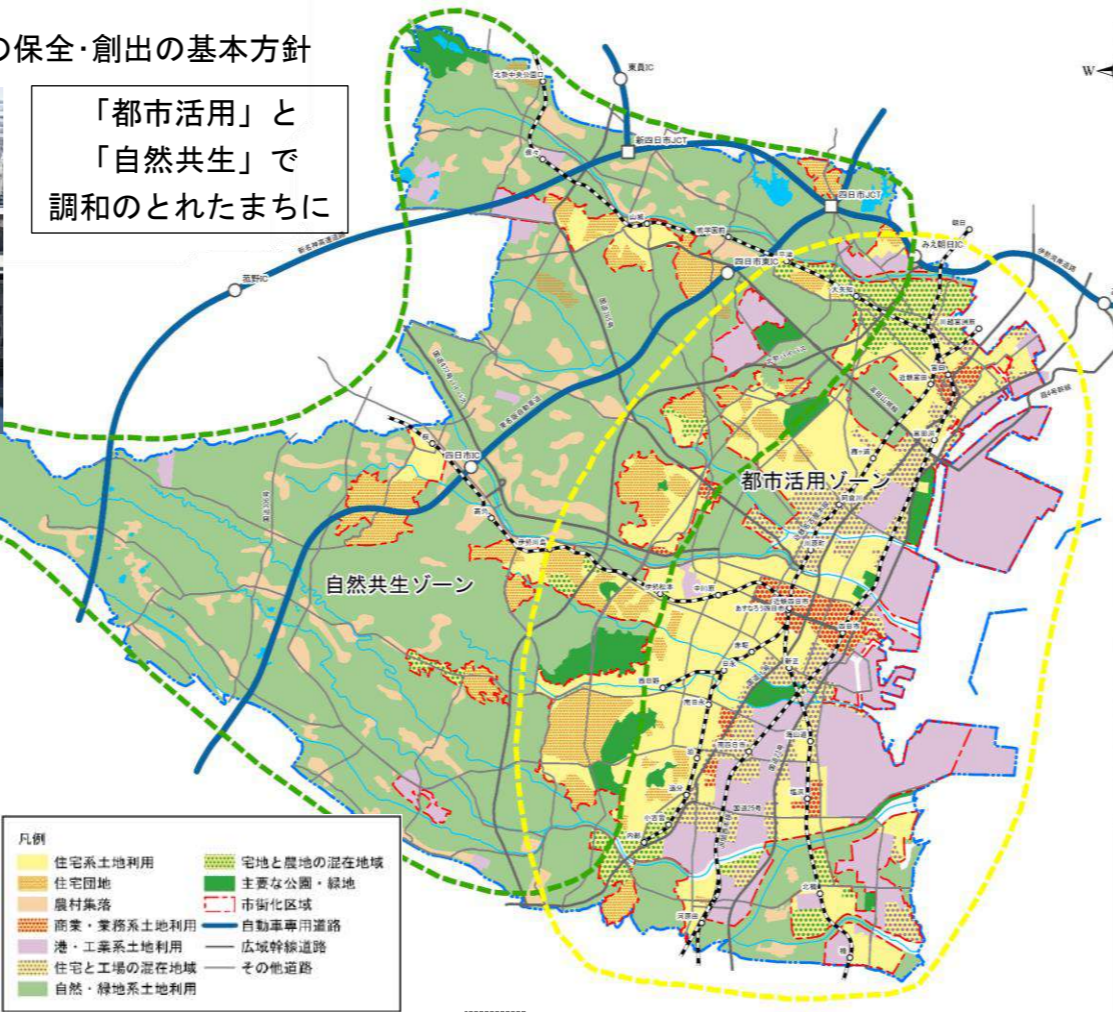
住宅と工場の混在地域 [P9]
方針 土地利用状況に応じて居住環境の確保や地場産業の保護育成に配慮した土地利用を促進
取組 特別工業地区の指定継続、準工業地域のうち住宅系土地利用の割合が低い地域を居住誘導区域から除外等



住宅団地 [P10]
方針 良好な住環境を維持し子育て世代などの転入促進、公共空間再編等による住環境向上や新たな住宅の供給
取組 地区計画による新規居住誘導、住み替え支援や空き家の除却・利活用の促進、都市公園の統合・再編等



「都市活用」と「自然共生」で調和のとれたまちに



宅地と農地の混在地域 [P11]
方針 基盤整備や地区計画等による健全な市街地形成、状況に応じた市街化促進や生産緑地指定などの適切な対応
取組 適切な開発指導等により居住を受け入れつつ、生産緑地等により都市農地の保全も図る等



集落地域 [P12]
方針 良好な住環境形成、必要に応じた日常利便のための施設立地、既存ストックを活用した集落の維持・再生
取組 都市基盤施設整備の推進、地区計画や開発許可規制の緩和制度等により既存集落の維持・再生を促進等



港・工業系【臨海部】 [P9,16]
方針 市民に開かれた港づくり、良好な産業空間形成や新たな道路整備、産業空間の確保、脱炭素化に向けた取組の促進
取組 臨港道路の整備、構築物規制条例の見直し、みなとまちづくりの推進等



港・工業系【内陸部】 [P12,16]
方針 新保々工業用地の活用、既存拠点の必要な生産機能拡充、広域交通の利便性の高い区域における土地利用促進
取組 既存工場における生産機能拡充、物流施設など新たな企業の立地誘導



自然・緑地系、公園・緑地 [P12,13,19]
方針 樹林地や農地の保全、市街地におけるニーズにあわせた公園の整備や集約・統合、グリーンインフラの管理・創出
取組 風致地区指定や市民緑地制度の運用継続、市民の憩いの場となる公園緑地の整備、都市公園再編、Park-PFI 事業等



都市基盤施設【道路】 [P17]
方針 東西・南北の幹線道路網整備、渋滞対策や交通安全に配慮した道路整備
取組 広域幹線道路ネットワーク構築に向けた取組、道路整備の方針を踏まえた道路整備や交差点改良など局所対策等



都市基盤施設【公共交通】 [P17]
方針 交通結節機能強化、バス乗継拠点整備、交通空白地域の交通手段の確保、自動車や徒歩等を含めた移動環境の向上
取組 鉄道の公有民営化による運行継続、バス乗り継ぎ拠点整備や路線再編、デマンドタクシー・自動運転の導入検討等



都市基盤施設【排水処理施設】 [P18]
方針 調整池や貯留管などの雨水排水対策、河川改修など総合的な治水対策
取組 公共下水道や貯留管などの雨水排水施設、河川整備の推進等



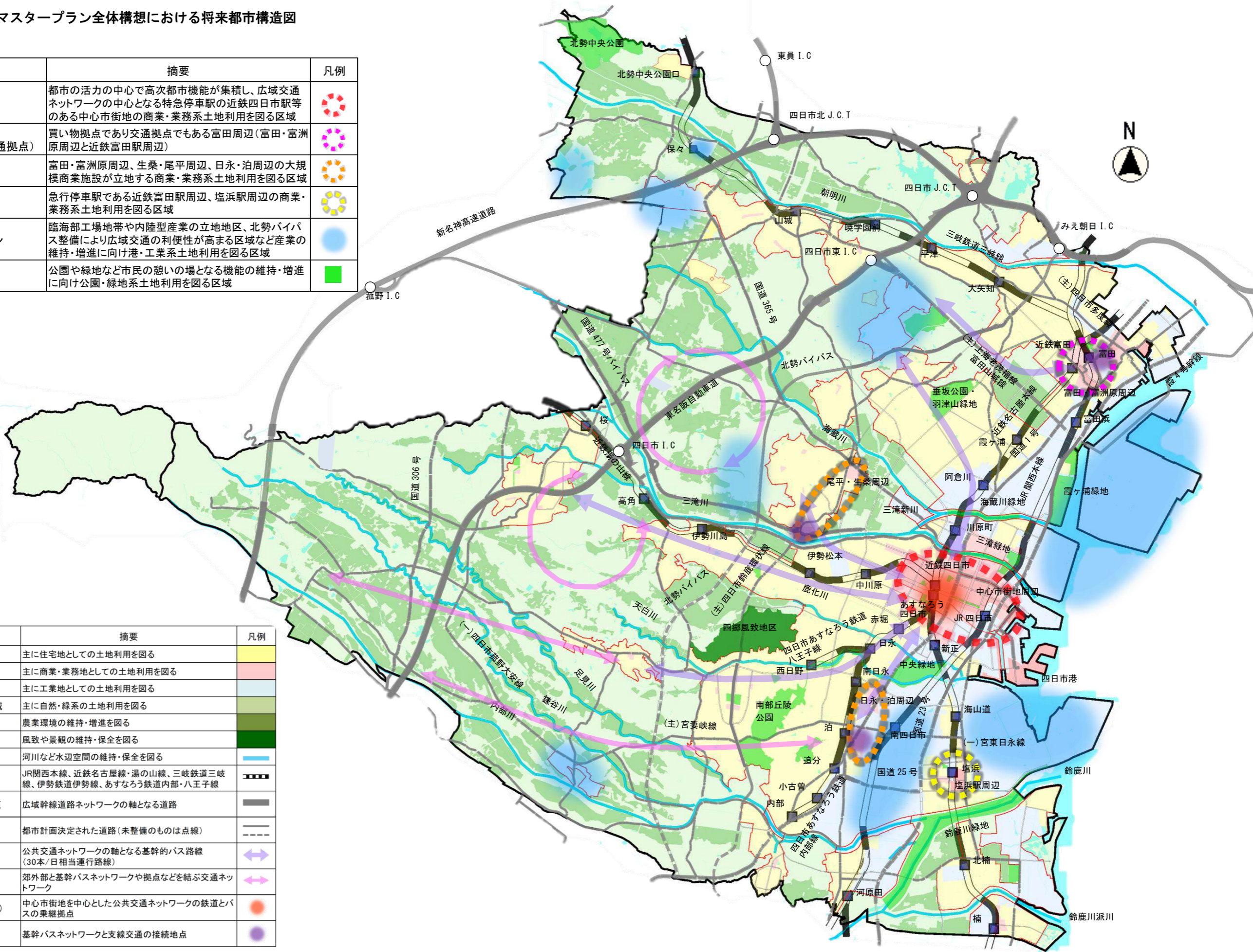
■安全・安心なまちづくりの基本方針

安全・安心なまちづくり [P21]
方針 多様な災害リスクを想定したハード対策の推進とともにハード対策だけでは対応しきれない災害ハザードなどの防災情報提供や地域防災力を高めるソフト対策の推進、市街地の不燃化や狭い道路の整備、住宅等の耐震化や老朽危険家屋の除却促進、社会インフラの耐震化の推進、総合的な治水対策による安全性向上、雨水排水対策の迅速な推進、緊急時の救援等を担う幹線道路等の早期供用や橋梁耐震化、道の駅設置、オープンスペースや避難路の確保
取組 【ハード】社会インフラの耐震化、河川・海岸・下水道等の整備、グリーンインフラ活用も含めた総合的な治水対策、直轄国道や県管理道路の事業化区間の早期供用などの働きかけ、急傾斜地崩壊対策事業、防災倉庫の整備 等
 【ソフト】災害ハザードマップの作成・更新、多様な手段による防災情報の提供、防災知識と技術の普及及び意識の向上、継続的な防災訓練や防災教育等の実施、市民による自発的な防災活動の促進 等

【巻末資料2】都市計画マスタープラン全体構想における将来都市構造図

凡例

種別	名称	摘要	凡例
拠点	中心拠点	都市の活力の中心で高次都市機能が集積し、広域交通ネットワークの中心となる特急停車駅の近鉄四日市駅等のある中心市街地の商業・業務系土地利用を図る区域	
	地域拠点 (買い物拠点+交通拠点)	買い物拠点であり交通拠点でもある富田周辺(富田・富洲原周辺と近鉄富田駅周辺)	
	買い物拠点	富田・富洲原周辺、生桑・尾平周辺、日永・泊周辺の大規模商業施設が立地する商業・業務系土地利用を図る区域	
	交通拠点	急行停車駅である近鉄富田駅周辺、塩浜駅周辺の商業・業務系土地利用を図る区域	
	産業活性化ゾーン	臨海部工場地帯や内陸型産業の立地地区、北勢バイパス整備により広域交通の利便性が高まる区域など産業の維持・増進に向け港・工業系土地利用を図る区域	
	主な公園・緑地	公園や緑地など市民の憩いの場となる機能の維持・増進に向け公園・緑地系土地利用を図る区域	



凡例

種別	名称	摘要	凡例
土地利用	住宅系	主に住宅地としての土地利用を図る	
	商業系	主に商業・業務地としての土地利用を図る	
	工業系	主に工業地としての土地利用を図る	
	自然と共生を図る区域	主に自然・緑系の土地利用を図る	
	農用地区域	農業環境の維持・増進を図る	
	風致地区	風致や景観の維持・保全を図る	
	河川等	河川など水辺空間の維持・保全を図る	
ネットワーク	鉄道	JR関西本線、近鉄名古屋線・湯の山線、三岐鉄道三岐線、伊勢鉄道伊勢線、あすなろう鉄道内部・八王子線	
	高速度道路、国道、県道	広域幹線道路ネットワークの軸となる道路	
	都市計画道路	都市計画決定された道路(未整備のものは点線)	
	基幹バスネットワーク	公共交通ネットワークの軸となる基幹的バス路線(30本/日相当運行路線)	
	支線交通	郊外部と基幹バスネットワークや拠点などを結ぶ交通ネットワーク	
	バスターミナル(バスタ)	中心市街地を中心とした公共交通ネットワークの鉄道とバスの乗継拠点	
バス乗継拠点	基幹バスネットワークと支線交通の接続地点		